

令和8年3月定例会

# 浪江町議会会議録

令和8年 3月10日 開会

令和8年 3月18日 閉会

浪江町議会

# 令和8年浪江町議会3月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

## 第 1 号 (3月10日)

議事日程	3
出席議員	6
欠席議員	6
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6
職務のため出席した者の職氏名	7
開会の宣告	8
開議の宣告	8
議事日程の報告	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
諸般の報告	9
行政報告	9
一般質問	15
松田孝司君	15
紺野則夫君	28
横字史年君	33
議案第14号から議案第52号の一括上程、説明	43
延会について	102
延会の宣告	103

## 第 2 号 (3月18日)

議事日程	105
出席議員	108
欠席議員	108
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	108
職務のため出席した者の職氏名	109
開議の宣告	110
議事日程の報告	110
議案第14号の質疑、討論、採決	110
議案第15号の質疑、討論、採決	110
議案第16号の質疑、討論、採決	111

議案第17号の質疑、討論、採決	111
議案第18号の質疑、討論、採決	112
議案第19号の質疑、討論、採決	112
議案第20号の質疑、討論、採決	113
議案第21号の質疑、討論、採決	113
議案第22号の質疑、討論、採決	114
議案第23号の質疑、討論、採決	114
議案第24号の質疑、討論、採決	115
議案第25号の質疑、討論、採決	115
議案第26号の質疑、討論、採決	116
議案第27号の質疑、討論、採決	116
議案第28号の質疑、討論、採決	117
議案第29号の質疑、討論、採決	118
議案第30号の質疑、討論、採決	118
議案第31号の質疑、討論、採決	119
議案第32号の質疑、討論、採決	119
議案第33号の質疑、討論、採決	120
議案第34号の質疑、討論、採決	120
議案第35号の質疑、討論、採決	121
議案第36号の質疑、討論、採決	121
議案第37号の質疑、討論、採決	122
議案第38号の質疑、討論、採決	122
議案第39号の質疑、討論、採決	123
議案第40号の質疑、討論、採決	123
議案第41号の質疑、討論、採決	124
議案第42号の質疑、討論、採決	124
議案第43号の質疑、討論、採決	125
議案第44号の質疑、討論、採決	140
議案第45号の質疑、討論、採決	141
議案第46号の質疑、討論、採決	141
議案第47号の質疑、討論、採決	142
議案第48号の質疑、討論、採決	142
議案第49号の質疑、討論、採決	143
議案第50号の質疑、討論、採決	143
議案第51号の質疑、討論、採決	144
議案第52号の質疑、討論、採決	144
同意第1号の上程、説明、質疑、採決	145
発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	146

発委第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 7
発委第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 8
委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について	1 4 8
町長挨拶	1 4 9
閉会の宣告	1 5 0

浪江町告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和8年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和8年2月10日

浪江町長 吉田栄光

1 日 時 令和8年3月10日（火） 午前9時

2 場 所 浪江町議会議事堂

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	横	字	史	年	君	2番	佐	藤	勝	伸	君
3番	鈴	木	幸	治	君	4番	山	本	幸一	郎	君
5番	紺	野		豊	君	6番	武	藤	晴	男	君
7番	紺	野	則	夫	君	8番	佐々	木		茂	君
9番	佐々	木	勇	治	君	10番	半	谷	正	夫	君
11番	松	田	孝	司	君	12番	平	本	佳	司	君

不応招議員（なし）

3 月 定 例 町 議 会

( 第 1 号 )

## 令和 8 年浪江町議会 3 月定例会

### 議 事 日 程 (第 1 号)

令和 8 年 3 月 1 0 日 (火曜日) 午前 9 時開議

- |         |            |   |
|---------|------------|---|
| 日程第 1   | 会議録署名議員の指名 |   |
| 日程第 2   | 会期の決定      |   |
| 日程第 3   | 諸般の報告      |   |
| 日程第 4   | 行政報告       |   |
| 日程第 5   | 一般質問       |   |
| 日程第 6   | 議案第 1 4 号  | 浪江町復興計画【第三次】後期基本計画の策定について                               |
| 日程第 7   | 議案第 1 5 号  | 浪江町過疎地域持続的発展計画の策定について                                   |
| 日程第 8   | 議案第 1 6 号  | 東日本大震災等による被災者に対する令和 8 年度の国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の制定について |
| 日程第 9   | 議案第 1 7 号  | 浪江町職員定数条例の一部改正について                                      |
| 日程第 1 0 | 議案第 1 8 号  | 職員の給与に関する条例の一部改正について                                    |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 9 号  | 浪江町道路占用料徴収条例の一部改正について                                   |
| 日程第 1 2 | 議案第 2 0 号  | 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について                 |
| 日程第 1 3 | 議案第 2 1 号  | 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について         |
| 日程第 1 4 | 議案第 2 2 号  | 工事請負契約の締結について (浪江駅周辺地区商業施設及び交流施設等新築工事)                  |
| 日程第 1 5 | 議案第 2 3 号  | 工事請負契約の締結について (野菜等集出荷貯蔵施設等建築工事)                         |
| 日程第 1 6 | 議案第 2 4 号  | 工事請負契約の締結について (野菜等集出荷貯蔵施設等電気設備工事)                       |
| 日程第 1 7 | 議案第 2 5 号  | 工事請負契約の締結について (野菜等集出荷貯蔵施設等機械設備工事)                       |
| 日程第 1 8 | 議案第 2 6 号  | 工事請負契約の締結について (野菜等集出                                    |

		荷貯蔵施設等集出荷設備設置工事)
日程第19	議案第27号	工事請負契約の締結について(野菜等集出荷貯蔵施設等乾燥調製設備設置工事)
日程第20	議案第28号	工事請負契約の締結について(福島再生賃貸住宅等新築工事(権現堂集合住宅))
日程第21	議案第29号	工事請負契約の締結について(請戸地区排水路整備工事)
日程第22	議案第30号	工事請負契約の締結について(棚塩地区排水路整備工事)
日程第23	議案第31号	工事請負契約の変更について(産学官連携施設建築工事)
日程第24	議案第32号	工事請負契約の変更について(産学官連携施設電気設備工事)
日程第25	議案第33号	工事請負契約の変更について(産学官連携施設機械設備工事)
日程第26	議案第34号	工事請負契約の変更について(R7年度町道修繕事業(特定復興再生拠点区域内))
日程第27	議案第35号	工事請負契約の変更について(復興海浜緑地(多目的広場)造成工事)
日程第28	議案第36号	浪江町道路線の認定及び廃止について
日程第29	議案第37号	令和7年度浪江町一般会計補正予算(第9号)
日程第30	議案第38号	令和7年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
日程第31	議案第39号	令和7年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第3号)
日程第32	議案第40号	令和7年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
日程第33	議案第41号	令和7年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
日程第34	議案第42号	令和7年度浪江町公共下水道事業会計補正予算(第3号)
日程第35	議案第43号	令和8年度浪江町一般会計予算
日程第36	議案第44号	令和8年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算
日程第37	議案第45号	令和8年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算
日程第38	議案第46号	令和8年度浪江町国民健康保険直営診療施

		設事業特別会計予算
日程第 3 9	議案第 4 7 号	令和 8 年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算
日程第 4 0	議案第 4 8 号	令和 8 年度浪江町介護保険事業特別会計予算
日程第 4 1	議案第 4 9 号	令和 8 年度浪江町財産区管理事業特別会計予算
日程第 4 2	議案第 5 0 号	令和 8 年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 4 3	議案第 5 1 号	令和 8 年度浪江町水道事業会計予算
日程第 4 4	議案第 5 2 号	令和 8 年度浪江町公共下水道事業会計予算

出席議員（12名）

1 番	横 字 史 年 君	2 番	佐 藤 勝 伸 君
3 番	鈴 木 幸 治 君	4 番	山 本 幸 一 郎 君
5 番	紺 野 豊 君	6 番	武 藤 晴 男 君
7 番	紺 野 則 夫 君	8 番	佐々木 茂 君
9 番	佐々木 勇 治 君	10 番	半 谷 正 夫 君
11 番	松 田 孝 司 君	12 番	平 本 佳 司 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉 田 栄 光 君	副 町 長	山 本 邦 一 君
副 町 長	成 井 祥 君	教 育 長	横 山 浩 志 君
代 表 監 査 委 員 長	宮 口 勝 美 君	総 務 課 長 兼 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	戸 浪 義 勝 君
企 画 財 政 課 長	吉 田 厚 志 君	住 民 課 長	柴 野 一 志 君
産 業 振 興 課 長	蒲 原 文 崇 君	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 浦 龍 爾 君
住 宅 水 道 課 長	金 山 信 一 君	建 設 課 長	宮 林 薫 君
市 街 地 整 備 課 長	今 野 裕 仁 君	健 康 保 険 課 長	松 本 幸 夫 君
浪 江 診 療 所 事 務 長 兼 仮 設 津 島 診 療 所 事 務 長	中 野 隆 幸 君	介 護 福 祉 課 長	木 村 順 一 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	兼 津 島 支 所 長 西 健 一 君	教 育 総 務 課 長	鈴 木 清 水 君
生 涯 学 習 課 長 兼 浪 江 町 公 民 館 長	兼 浪 江 町 図 書 館 長 岡 秀 樹 君		

---

職務のため出席した者の職氏名

事	務	局	長	次	今	野	長	一	君
		中	野				雄		
書			記						
		鳴	川						
			ち						
			り						
			君						

---

○議長（山本幸一郎君） おはようございます。

令和8年浪江町議会3月定例会に先立ち、東日本大震災によりお亡くなりになられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙禱を捧げたいと思いますので、ご起立ください。

[黙禱]

○議長（山本幸一郎君） ありがとうございます。ご着席ください。

議会だよりに掲載するため、事務局で会議中の様子を写真撮影しますので、ご了承ください。

傍聴される方に申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

---

#### ◎開会の宣告

○議長（山本幸一郎君） ただいまの出席議員数は12人であります。

定足数に達しておりますので、令和8年浪江町議会3月定例会を開会します。

(午前 9時00分)

---

#### ◎開議の宣告

○議長（山本幸一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（山本幸一郎君） 本日の議事日程は、タブレット端末の格納のとおりです。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（山本幸一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により、会議録署名議員に、8番、佐々木茂君、10番、半谷正夫君を指名します。

---

#### ◎会期の決定

○議長（山本幸一郎君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、タブレット端末の格納のとおり本日から18日までの9日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から18日までの9日間とします。

会期中の会議についてお諮りします。10日及び18日を本会議とし、11日から17日までは委員会等のため休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。

よって、会期中の会議はこのとおりに決定しました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（山本幸一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、タブレット端末に格納したとおりですので、ご了承ください。

---

#### ◎行政報告

○議長（山本幸一郎君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可します。  
町長。

[町長 吉田栄光君登壇]

○町長（吉田栄光君） おはようございます。

本日ここに令和8年浪江町議会3月定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の折にもかかわらずご参集を賜り、誠にありがとうございます。

明日で、東日本大震災から15年となります。改めて、震災によりお亡くなりになられた方々、過酷な避難生活の中で命を落とされた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し深く哀悼の意を表します。

それでは、12月定例会以降の行政執行の主なものについて、ご報告いたします。

初めに、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用したおこめ券配付事業について、報告いたします。

令和8年1月臨時議会において議決いただきましたおこめ券について、令和8年1月1日時点で住民登録のあった1万4,088名を対象に2月9日からゆうパックで配布を開始し、2月末までに対象者の98%、1万3,930名への配布を完了しました。現在は、転居や不在等により受け取りができなかった方へ再配布をしておるところであります。

次に、第51回衆議院議員総選挙について、ご報告いたします。

1月27日公示、2月8日投開票で行われた当選挙においては、期

日前投票・郵便による不在者投票や当日投票、その後の開票作業まで適正に執行されたところであります。今回の選挙では、移動投票所3か所を含めた期日前投票所8か所、当日投票所5か所を設置いたしました。また、選挙のお知らせ及び選挙公報を全有権者に発送し、投票所の場所や受付時間の周知を図るとともに、併せて不在者投票制度を案内いたしました。町内においては、広報車及び防災無線を利用した周知のほか、町公式SNSを活用して幅広い年代に投票を呼びかけたところであります。結果でございますが、当日有権者は1万2,866名、投票者数は6,479名で、投票率は50.36%となり、前回令和6年の投票率45.38%に比べ4.98ポイント上回りました。期日前投票者数及び不在者投票数が全体の7割以上を占めており、広域避難が継続している当町においては、選挙のお知らせ等による事前の情報提供が引き続き重要になるものと考えているところであります。今後も、なお一層の有権者への周知・啓発を行い、投票率の向上に取り組んでまいります。

次に、浪江町防災会議について、ご報告いたします。

2月24日、浪江町防災交流センターにおいて、浪江町防災会議を開催いたしました。私が会長を務め、双葉警察署署長をはじめ関係機関の47名の委員の参加により、浪江町地域防災計画の修正案が承認されました。地域防災計画は、地域の防災力の強化、住民の安全を守るための重要な施策であり、国や県の計画の見直し、また、委員の方々のご意見によって毎年修正を行っております。今後も、防災会議を通じて防災対策を推進し、安心・安全な地域づくりの実現に努めてまいります。

次に、復興・創生に向けた要望活動について、ご報告いたします。

浪江町議会議長とともに、令和7年11月20日に瀬戸復興副大臣に、11月22日に自由民主党小林政務調査会長に、12月25日に石原環境大臣に、令和8年1月19日に広瀬農林水産大臣政務官に、3月4日に酒井国土交通副大臣に、3月7日に公明党竹谷代表に対し、浪江町の復興・創生に向けた要望書を提出いたしました。本要望では、第3期復興・創生期間における復興財源の柔軟かつ十分な予算の確保や、特定帰還居住区域の柔軟な設定と区域外農地の取扱いを早急に明示することなどを要望したところであります。また、2月24日、原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会として、復興大臣などに対し、帰還困難区域を抱える町村の復興・再生に向けた要望書を議会との連名で提出いたしました。拠点区域外の避難指示解除に向けた取組の実施、残された土地・家屋等に対する方針の明示、帰還困難区域全域の避難指示解除に向けたビジョンの明示など要望

させていただきました。引き続き、議会とも連携をしながら、浪江町全域の避難指示解除の実現と、さらなる復興の加速化のため、積極的に要望活動に取り組んでまいります。

次に、浪江町の復興加速に向けた協議会について、報告いたします。

1月21日、山田原子力災害現地対策本部長、瀬戸復興副大臣が来庁され、第11回となる浪江町の復興加速に向けた協議会が開催されました。これまでのワーキンググループなどによる成果を確認し、町からは、議長とともに、第3期復興・創生期間においても必要な財政支援を継続すること、帰還困難区域の再生、農林水産業の再生に向けた支援などを要望しました。引き続き、当協議会の枠組を生かし、復興加速に向けて取り組んでまいります。

次に、地域エネルギー会社設立について、ご報告いたします。

かねてから準備を進めてまいりました地域エネルギー会社につきまして1月7日に役員会を開催し、社名を「なみえミライエナジー」として晴れて設立を果たしました。設立には、12月議会でご承認いただきましたとおり、町を含め電力事業に精通する2社の民間企業が共同出資し、役員として副町長と担当課長が就任し、運営を進めることといたしました。今後は、電力供給事業をスタートさせ、新年度から公共施設への供給を開始させる予定となっており、段階的に町内事業者や町民向けの電力供給を進めることとしております。加えて、安定的な経営に資するため、再生可能エネルギーを中心とした電源開発事業を進めることとしております。原子力災害を経験した町といたしましても、本エネルギー会社設立を契機に、再生可能エネルギーの普及拡大やエネルギーの地産地消等の取組を推進し、ゼロカーボンシティの実現に向けて、さらに取組を強化してまいりたいと考えております。

次に、大堀相馬焼の産地再生の取組について、ご報告いたします。

2月18日、大堀相馬焼協同組合主催により陶祖祭が大堀地区の愛宕神社において昨年に引き続き執り行われました。この祭りは、大堀相馬焼の創始者の功績をたたえ、大堀相馬焼の発展を祈願する大堀地区伝統の祭事で、祭事当日は、県内各地で創作を続けている窯元をはじめ多くの関係者が参加され、盛大に挙行されました。大堀地区では、今年度2件目の窯元が大堀での事業再開に向けて窯場の建設が完了し、新年度から大堀での事業を再開すると報告を受けております。今後も引き続き大堀相馬焼の産地再生と伝統継承の取組を積極的に支援してまいります。

次に、企業誘致活動について、報告いたします。

1月20日に、福島イノベーション・コースト構想推進機構主催により東京、大手町で開催された企業立地セミナーに出展し、私も会場ステージに登壇させていただき、町の現状や取組についてお話をさせていただきました。当町の出展ブースには、20社ほどの企業の開発担当者にご来訪いただき、面談で当町への誘致活動を行うことができ、有意義な活動となりました。今後も引き続き同様のセミナー等に積極的に参加し、企業誘致を推進してまいります。

次に、株式会社フェイガー社との包括的連携に関する協定について、ご報告いたします。

12月22日、脱炭素型農業の推進及び農家の収益向上、継続的な営農支援を目的として、株式会社フェイガー社と包括連携協定を締結しました。今後は、J-クレジット制度を活用した脱炭素型農業の普及や稲作における高温対策、食味向上に関する技術的な取組を通じて地域農業の持続的な発展を協力して行ってまいります。

次に、福島大学及び東北大学との大規模畜産施設を中心とした協定について、ご報告いたします。

2月3日に、浪江町と福島大学食農学類、全国酪農業協同組合連合会、福島県酪農業協同組合及びシャインコースト株式会社の5者、3月4日には、浪江町と東北大学大学院農学研究科、全国酪農業協同組合連合会、福島県酪農業協同組合及びシャインコースト株式会社の5者による協定を締結しました。この協定は、町が整備を進める大規模畜産施設を中心に、農業普及及び酪農業のほか産業の振興等に関する教育実習及び研究開発、技術開発等の推進について連携・協力を図ることを目的としております。今後、教育や実習、研究等のため、それぞれの大学の学生や関係者が浪江町を訪れる機会が増えてまいります。当該施設は、酪農業や農業の再生の場だけにとどまらず、交流・関係人口の拡大による地域への波及効果が期待されることから、町全体のさらなる活性化を期待し、町でもしっかりと連携・協力を行ってまいります。

次に、新規就農者の確保に向けた取組みについて、ご報告いたします。

2月14日から15日及び3月7日から8日にかけて、農業担い手の確保のため、町外の方を対象とした町内ツアーを行いました。参加者は関東圏を中心に、10代から60代と幅広い年齢層の方に参加をいただきました。今回のツアーでは、町の復興状況や町内施設の案内、営農者の圃場視察、意見交換などを行いながら、まずは浪江町を知ってもらう取組を進めました。これまでのツアーをきっかけに、その後何度も町を訪れ、移住・就農につながった事例も出ていること

から、町としても、ツアーの際だけでなく、その後のフォローアップも行いながら担い手の確保に取り組んでまいる考えであります。

次に、福島森林・林業再生に向けた森林作業ガイドラインの策定について、ご報告いたします。

令和8年1月に、林野庁により福島森林・林業再生に向けた森林作業ガイドラインが策定されました。これまでは、帰還困難区域等において森林作業が実施できませんでした。当該ガイドラインの策定に伴い、当面は公共事業に限ってとはなりますが、一定の被曝線量管理等を行いながら、帰還困難区域を含む高線量下の環境においても森林作業に従事することが可能となりました。今後は、ガイドラインの内容を遵守しながら、これまで森林作業が不可とされていた場所も含め、森林再生に向けた計画等の拡充、森林整備のさらなる加速化を図りつつ、引き続き帰還困難区域の大部分を占める国有林の着実な再生を国に求めてまいります。

次に、F-R-E-Iに関する取組についてご報告いたします。

2月4日に、浪江町防災交流センターにおいて浪江町主催の事業者向けF-R-E-Iセミナーを開催いたしました。当日は、浪江町内の事業者及び浪江町に関わりのある事業者など18団体24名が参加し、F-R-E-Iの研究内容や今後の展開について理解を深めるとともに、連携を見据えた関係づくりの場となりました。今後も、事業者とF-R-E-Iがつながる機会を創出し、F-R-E-Iと連携できるまちとしての魅力を発信することで、町内外事業者の関心を高め、新たな産業創出と企業誘致につなげてまいります。

次に、浪江駅西側地区の公民連携まちづくりに関する取組について、ご報告いたします。

2月18日に、浪江町防災交流センターで浪江駅西側地区共創会議第3回コミュニティ部会を開催し、106名、56団体が参加しました。部会では、まちづくりワーキングや個別事業ワーキングのほか、エリアマネジメントに関する講演や事業提案ピッチも実施され、駅西側地区における事業化に向けた取組が進められております。引き続き町民や民間企業の方々々と共創しながら、駅西側地区が魅力的な空間となるよう共創の取組を推進してまいります。

2月23日には、浪江町地域スポーツセンターにおいて浪江駅西側地区整備事業に関する説明会を開催したところであります。参加いただいた地権者、周辺に住む方々69名に対し現在進めている事業の計画の概要を説明するとともに、説明会後の個別相談会では、事業に関するご意見等をお聞きする貴重な機会となったところであります。今後も、周辺住民の皆様への事業に対する理解促進を図りながら、

浪江駅西側地区まちづくり整備を着実に進めてまいります。

次に、国民健康保険等の一部負担金等の免除の継続について、ご報告いたします。

国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険につきましては、原発事故の特例措置による一部負担金等の免除措置が、避難指示が解除された区域の上位所得世帯を除き、令和8年7月31日まで期間を延長することとなり、2月下旬に対象者の方へ一部負担金等免除証明書を送付いたしました。

次に、教育行政関連について、ご報告いたします。

新年度入学及び転入される予定の児童・生徒への説明会を、中学校は1月27日に、小学校は2月10日に開催いたしました。新年度からは、なみえ創成小学校71名、なみえ創成中学校23名の児童・生徒合わせて94名が通学する予定になっております。また、浪江にじいろこども園において新年度入園される予定のご家庭への説明会を2月17日に開催いたしました。新年度からは58名が通園する予定となっております。

2月16日、17日、19日の3日間にわたり、なみえ創成小学校において、福島国際研究教育機構（F-R-E-I）の皆様を講師としてお迎えし、学年別のプログラミング学習を実施したところであります。小学校におけるプログラミング教育の本格的な導入に当たっては、F-R-E-I放射線基盤技術開発ユニット主任研究員、武田伸一郎氏のご協力の下、教育課程に位置づけた継続的な学習の在り方を検討し、その成果として今回の実施に至ったものであります。また、この取組は、大阪大学の複数名の教員からも専門的な助言及び技術的な支援をいただき、学校、研究機関、大学が連携した教育体制を構築することがかなったところであります。従来にない取組として体制整備を進めたことで今回の実施が実現し、今後協働をさらに発展させていく道筋を開くことができました。

次に、生涯学習関連について、ご報告いたします。

1月1日、あるけあるけ初日詣大会を開催し、300名ほどの皆様と道の駅なみえを出発し、請戸海岸に到着いたしました。和太鼓の演奏で参加者を迎え、神楽を奉納し、初日の出に向かい、それぞれが祈願されておりました。

1月10日、令和8年浪江町二十歳を祝う会を浪江町地域スポーツセンターで開催いたしました。震災当時未就学児であった皆様が新たに二十歳を迎え、7名の参加の下、ご来賓や保護者の方々が新たな門出を祝うとともに、友人と久しぶりの再会を喜び合う姿が見られたところであります。

1月25日、苧宿地区にある標葉神社を会場とし、文化財防火デーに関連した消防訓練を実施いたしました。たばこの不始末から出火し標葉神社に延焼する想定で、浪江消防署、消防団による放水訓練を行いました。今後も、町文化財の保全・保護に努めてまいる考えであります。

以上、12月定例会以降現在までの取組について報告をさせていただきました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、計画の策定案件2件、条例の制定及び改正案件6件、契約の締結及び変更案件14件、町道の認定及び廃止案件1件、令和7年度補正予算案件6件、令和8年度予算案件10件であります。詳細につきましては、提案の都度ご説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、私からの行政報告とさせていただきます。

○議長（山本幸一郎君） 以上で、行政報告は終わりました。

---

#### ◎一般質問

○議長（山本幸一郎君） 日程第5、一般質問を行います。

一括質問方式については、慣例により、質問が30分、再質問が10分、再々質問が10分以内となります。

一問一答方式については、質問、答弁合わせて60分以内となります。

質問は質問席で行います。

なお、一般質問は通告順に許可します。

質問、答弁とも簡潔にお願いします。また、質問はあくまでも質問に徹し、要望やお願い、お礼の言葉を述べることは慎むようお願いいたします。

---

#### ◇松田孝司君

○議長（山本幸一郎君） 11番、松田孝司君の質問を許可します。

11番、松田孝司君。

[11番 松田孝司君登壇]

○11番（松田孝司君） 11番、松田孝司といたします。改めて、おはようございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問を行いたいと思います。質問方式は一問一答方式で、通告書に沿って質問させていただきたいと思います。

早いもので、東日本大震災、福島第一原発事故発生から明日で15

年目に入ります。町でも避難指示の一部が解除されてから、月末で10年目に入ろうとしています。その中で、今生活して感じていること、行政区の方や友人、知人などの思いを含め、生活環境、そして鳥獣害対策、そして新年度組織改編による観光移住課について質問をさせていただきたいと思います。

さて、生活環境ですが、昨年9月に社会福祉法人博文会、そして浪江町社会福祉協議会と浪江町で包括連携協定が結ばれました。医療・福祉・介護分野で相互の緊密な連携・協力により、住民の福祉の向上、地域の活性化を図ることを目的としているとのことです。博文会では、将来的には町内に医療・介護の支援拠点を設けたいと話していたそうですが、包括連携協定が結ばれてから半年が過ぎていますがけれども、現在どのように進行しているか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本幸一郎君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） ご質問にお答えいたします。

3者による包括連携協定は、医療・福祉・介護の分野で連携協力し、地域の特性やニーズに合った施策を実践し、高齢者等を支える地域づくりを図ることを目的としております。現在、3者及び介護事業者が連携して地域診断を実施しております。この地域診断によりまして、住民ニーズや地域課題を把握・分析しまして、町内での必要な各種サービスの提供につなげ、さらにはオンフル双葉への施設入所、ショートステイの活用など、スムーズな町民の要望に対応できるような体制づくりの構築を検討しているところであります。来年度も地域診断を実施いたしまして、引き続き3者が連携協力して町内の介護・医療体制の充実を図っていきたいと考えております。

○議長（山本幸一郎君） 松田議員。

○11番（松田孝司君） 現在町内に戻って暮らしている高齢者の方も本当に多いと思いますけれども、これから体調を崩している方、そして老老介護のおそれを心配している方もおられます。現実には老老介護に入っている方もいるかもしれません。施設に入るにしても、せつかくふるさとに戻って遠くの施設に入ると、残された方がその施設に通うのも本当に大変ですし、なんのためにふるさとに戻ったのか分からなくなると思います。博文会は、将来的に町内に医療介護の支援拠点を設けたいといっているという報道されているので、本当に心強く感じています。将来とは何年後かとやっぱりスマホとか調べてみると、ビジネスやキャリア設計では主に3年後、5年後、10年後の3段階で考えるのが一般的だそうです。少しでも早く町内に医療介護の支援拠点ができるよう戻られた町民の願いに沿って行っ

てほしいと思いますが、町でも同様の考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本幸一郎君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） ご質問にお答えします。

町内での事業は、博文会での事業再開につきましては、今般の介護事業を取り巻く環境の中、介護人材の不足など様々な問題がありますので、時期はいまだ未定でありますけれども、町内での介護サービスの再開を考えているとお伺いしておりますので、引き続き協力して介護施設の整備について準備してまいります。

○11番（松田孝司君） 次の質問に入りますけれども。

○議長（山本幸一郎君） 松田孝司君、すみません、挙手で。

松田孝司君、お願いします。

○11番（松田孝司君） 申し訳なかったです。

次の質問に入りますけれども、令和7年12月末現在、町内居住人口が2,419人、居住世帯数は1,556世帯だそうです。一世帯が約1.5人になり、3世帯に2世帯が独り暮らしの計算となります。実際はもっと多いのではないかと考えています。東日本大震災、福島第一原発事故避難前は、3世代や4世代で暮らしていた拡大家族の方も多かったことと思います。ただ、現在は、仕事や学校などの関係もあり、以前の家族も分散している世帯も多くなっているのではないかと思います。今、町内でも、高齢者だけで戻られた方や単身者で戻られた方も多いかと思います。

今は、全国でも孤独死や孤立死などで問題となっている中、孤独・孤立対策推進法は、2024年4月に施行されています。誰かに頼られず、心身に有害を受けている人やその家族を社会全体で支える目的の法律だそうです。この法律を個人の問題ではなく社会の課題と捉え、官民連携してつながりを支援して、孤独に悩む人を誰一人取り残さない社会を目指す。私は浪江町に戻ってきて8年と9か月に入りましたけれども、以前は社協の方がよく家に顔を出していたような気がします。現在、架電・訪問活動などどのように行っているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本幸一郎君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） ご質問にお答えいたします。

町内の訪問活動は、主に65歳以上の方を対象に実施しております。令和8年2月現在、931名の方が居住しております。その方々に対しまして、民生委員、包括支援センター及びサポートセンターがそれぞれ訪問活動を実施しております。

訪問事業は、生活状況や健康状態などをお伺いしながら、情報共

有するなどして、連携して、支援が必要な方については関係機関へつないだり、見守りが必要な方には、継続して訪問するなど対応を行っているところであります。

○議長（山本幸一郎君） 11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 架電・訪問活動を行っても、防ぐことはできないと思います。それでも、やっぱり人と人の触れ合いは大切ではないかと思います。2024年、一昨年一年間に自宅で亡くなった独り暮らしの人は、全国で7万602人いたそうです。このうち、死後8日以上経過して見つかった人が2万1,856人とのことです。内閣府の作業部会では、孤立死者数を把握するための目安として、死後8日以上たって見つかったケースを扱うことが適当ということ。年代別では、65歳以上の高齢者が8割近くいたそうです。福島県では、孤独死937人だったそうです。今お話しした孤立死死後8日以上経過したケースで、男性が8割を占めたそうです。

私は、仮設住宅で5年間、公営住宅で2年暮らして、仮設住宅では副会長、公営住宅では1年間団地会長を行ってきました。その中で、いろいろ催しを行っても、大部分の参加者が女性だったと思います。町は、架電・訪問活動を通じて独り暮らしの男性に対してこういった活動をしているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本幸一郎君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） ご質問にお答えいたします。

先ほど、すみません、答弁している内容になりますけれども、町内では、65歳以上の方を対象に民生委員、包括支援センター及びサポートセンターが訪問活動を実施しておりますので、全員対象ということで、先ほど言った訪問活動を実施して継続して支援をしていきます。

○議長（山本幸一郎君） 11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 私が質問したのは、男性に対してこういった対策を講じているかと言っているんですけども、声をかけてもなかなか難しいのは分かるんです。ただ、やっぱりそういった、今後取決めをしていかないと、やっぱり男性が8割孤独死で亡くなっているということは、女性の人は、本当に、これは男女差別になるかもしれない、本当にたくましいです。いろんな仮設に行っても、集会に集まっても、やっぱり結構女性の人は集まってくれます。男性の人はなかなか大変な状況なんです。だから、町でもその対策を今後、将来的に男性をどうやって、やっぱりみんな人前に出て、やっぱりそれは必要だと思うんですけども、今後検討していくということでいいですか。

○議長（山本幸一郎君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 議員の言われるように、確かに男性、女性の参加率を見ますと、女性の方が多いのは確かでございます。なんとか男性の方の参加率も上げるように対応してまいります。

○議長（山本幸一郎君） 11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、架電・訪問活動でやっているのと、オレオレ詐欺や勧誘電話などで電話に出ない方への対応や、そして訪問活動で玄関を開けない方や不在のときの対応をどう行っているか、お伺ひしたいと思ひます。

○議長（山本幸一郎君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） ご質問にお答えいたします。

私ども、訪問したところの確認は、先ほど言われた機関のほうから報告書等が上ってまいりまして、一応全て報告書には対応できなかったという旨は少なかったように思ひます。対応できていると考えております。

○議長（山本幸一郎君） 11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 私もはっきり言って70代半ばに入りますけれども、対象にはなっていると思うんですけども、最近やっぱりメモとかなんにも連絡もないのね。以前はよく何月何日何時に誰と誰が来ましたというメモが入っていたんです。もう三、四年入っていないから、どうやっているのかとこれ質問したんですけども、やっぱり不在の方もこういう連絡メモがあると安心感が湧くと思うんです。だから、今後そういった方向で進めていったらと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次は、鳥獣害対策についてですけども、昨年、全員協議会だったと思ひますけれども、鳥獣害による営農被害について説明があったかと思ひます。農産物の被害面積が増えているのかどうか。そして、猿やイノシシなど動物ごとの被害が分かっているのか、お伺ひしたいと思ひます。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） ご質問にお答えいたします。

鳥獣被害の実態につきましては、毎年営農者向けのアンケートを行って、作付品目別、動物ごとといった被害状況の把握に努めております。アンケートの集計結果では、令和7年度においては、令和6年度と比較しまして、被害面積は4.3ヘクタールから3.8ヘクタールに減少しております。

動物ごとの被害についてですが、約9割はイノシシによるものと

なっており、残りの1割は、アライグマ、ハクビシン、アナグマ、タヌキ、猿といった被害となっております。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 今行政区ごとに果樹などの処分を町で進めていますけれども、やっぱり営農している方の答えだと思うんですね。家庭菜園などでも補助対象はあるようですけれども、町に戻って8年に私なりますけれども、当初から家庭菜園を行っていますけれども、最近鳥獣害による被害が大きく出始めています。まずカラスですけれども、以前はビニールハウスに穴を開けるぐらいだったんですけれども、去年は、夏は天井に3か所穴を開け、トマトやナスの被害がありました。あと、畑では猿ですけれども、カボチャ、スイカなどは、当初帰ってきた頃から被害がありました。ただ、昨年頃から、ジャガイモが初めて被害に遭いました。これも、私二十何キロ作って、結構量は作っているんです。それが7割ぐらいもう猿が食べ散らかして、もう食べ物にならない状況になっています。あと、ニンジンも昨年ぐらいから被害に遭い、今年、最近2月末ですけれども、トンネルで防虫ネットをかけてピンで留めて防護しても、そのピンを開いて、二十何メートル全部ニンジンを食べられてしまいました。年々本当に被害が大きくなっています。あと、ネギも同様に被害に遭って、最近ではキャベツなども頭を食い散らしたり、ニンニク、ネギなどの芽を食べたり、被害が出始めています。鳥獣害対策をするに当たって、営農地の被害及び家庭菜園などの被害状況について調査しないと、本当の鳥獣害対策もできないのではないかと考えています。一部などやっぱり家庭から苦情などもあるかもしれませんが、鳥獣被害、家庭菜園の被害状況調査などを行っているのかなどをお伺いしたいと思います。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） ご質問にお答えいたします。

町内における鳥獣被害につきましては、営農者向けのアンケートを毎年実施していることに加えまして、町民の皆様から寄せられる目撃情報や被害情報を記録しまして、被害の実態把握に努めているところであります。また、家庭菜園につきましては、特段の届出の義務などもなく、町として実施場所や栽培品目といった実態を把握することが難しいことをご認識いただきたく存じます。

いずれにしても、今後も可能な範囲で鳥獣被害の実態把握に努めまして、人の生活圏から遠ざける取組を中心に国や県とも連携し、有効な対策を講じてまいります。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） せっかくですので、家庭に戻って、やっぱりうちの回り、農地を荒らすことも駄目じゃないですか。家庭菜園するのは、先ほど言いましたけれども、孤立死、孤独死を防ぐためにも、畑で一仕事をやれば、やっぱり気分転換も一つの方法だと思うんですよね。やっぱり安心安全に家庭菜園をできるような状況を早くつくってほしいと思っています。

次の質問に入りますけれども、モニタリング調査で、アユ釣りをしている方に、カワウにアユが食べられ困ると、こんなちょっと冗談みたいなもので言われました。あと、ここ数年放射能の影響が少なくなっているせいかも知れませんが、蛇や小鳥など姿も多く見られるようになっていきます。その中で、イノシシや猿、熊などの生息数の把握を行っているのか。増えているとしたら、どう対応を考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） ご質問にお答えいたします。

イノシシ、猿、熊などの生息数についてですが、動物ごとに生息数の把握が異なるため、それぞれお答えさせていただきます。まず、イノシシの生息数についてですが、正確な頭数把握が困難であり、捕獲数や被害状況からの増減予測となります。令和3年度の500頭弱の捕獲数と比較しまして、年度ごとに増減はありますが、令和4年度から令和7年度は100頭前後の捕獲数となっておりますことから、生息数の低減及び生息域のすみ分けが一定程度なされているものと認識しています。

続きまして、猿です。避難指示解除区域に出没する3群について、個体数を把握しつつ、管理計画に基づき適正な群れの規模となるよう捕獲などの対策を行っております。帰還困難区域におきましては、下津島群や羽附群など6から8群が存在しておりますが、詳細な調査が実施できておらず、全容把握には至っておりません。

そして、熊につきまして、行動圏が広く、町単独では生息数を把握することが困難であるため、福島県が主催する避難12市町村鳥獣対策会議などを通じまして、広域での調査の要望をしているところでございます。

最後になりますが、生息数が増えているとした場合の対応ということで、山の豊作・不作といった環境変化に合わせまして個体数の増減が発生する中で、種を根絶するような捕獲活動は現実的ではなく、鳥獣の生息域の増減にかかわらず、農作物被害や人身被害に直

結しないよう人の生活圏の誘因物を断ちまして、生活圏に侵入させない対策を引き続き展開してまいります。あわせまして、農地や宅地に被害を及ぼす個体については、浪江町有害鳥獣捕獲隊による捕獲活動を継続し、人の生活圏の中での生息数低減に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） ありがとうございます。確かにイノシシの場合は電気柵とかで完全に防除できるんですけども、今困っているのは猿です。去年、おとしあたりは40匹ぐらい来たんですけども、先月は60匹以上で来ています。だから、野菜を食べられるのもやむを得ないんですけども、やっぱり安心して戻って暮らせる状況に早くするよう取り組んでほしいと思っています。

猿も、やっぱり視界をよくすることも条件に入ったと思うんですけども、そのほか見通しをよくする。イノシシや猿、熊などは皆やぶを利用して移動しています。ぱあっとしているところはなかなかすぐ逃げて、やっぱり茂みに隠れてしまう状況です。今長野県や福島県の会津地方振興局などでは、保護区域と人里生活区域の間に緩衝地帯バッファゾーンを設け、熊と人間の生活圏を明確に線引きして、すみ分け対策、ゾーニング管理をしていると聞いています。長野県の箕輪町では、ゾーニング管理をしてから、以前は19頭の日撃だったのが9頭に半減しているとのことも聞いています。あと、福島市でも、河川敷などを草刈りしていると、なんかいろいろ聞いています。町でもゾーニング管理などを行う考えがあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） ご質問にお答えいたします。

今議員おっしゃったゾーニング対策というものも、このたび浪江町内でも熊が目撃され、また福島県内でも多く熊が目撃があった中で、私どもとしても、このたびの定例会で上程させていただきます有害鳥獣捕獲事業につきまして、新年度からは、新たに熊の人里への流入定着を未然に防ぐための山際のやぶなどの刈り掃いを実施することも予算として盛り込ませていただきました。改めまして、昨年は緊急銃猟の対策なども講じたんですが、熊に対して、攻めと守りの両面で町としては町民の皆様の被害を抑制するような取組を今後も実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 先ほど予算書を見て、やっぱり草刈りとかはするようになってはいますが、ただ、イノシシ、熊などは、やっぱり獣道というのがあるんです。あと、河川敷とか尾根沿いとかやっぱり獣道があるんです。河川をきちんと管理しないと、出沒も減らないのではないかと思います。せっかくやっても、河川はずっと山から川、海まで続いています。熊とか猿の行動半径は、大体70から100キロメートルと言われていています。熊では10キロぐらいは一日行動します。河川敷を荒れたほうだいにしていると、どこにいるかわからないけれども、やっぱり県とかに要望して、そういうゾーンニング管理、草刈りとか要望を考えてはいないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） ご質問にお答えいたします。

福島県の有害鳥獣の対策課とは密に連携を取っております。また、県のほうで管理している河川敷が熊が行動する範囲に入っていることも承知しておりまして、改めまして、今後も福島県と連携をしながら、熊対策については尽力してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山本幸一郎君） 11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） あと、再質問でもう一点あるんですけども、今困難区域が復興再生拠点整備として整備していますが、私、あれ以前からよく見るんですけども、まだらに田んぼとか残して、やっぱり許可が得ないところは残しているとは思いますが、まだらに荒れたところを残しておく、あと家屋周り、許可をもらっていないところはそのままだと思うんです。そういうところだと、せっかく戻って暮らしても、まだやっぱり獣がそこにすむ可能性も出ているんです。そういうところも、やっぱり国に要望して、そういうところもある程度管理してもらわないと、やっぱり困難区域というのは、環境省で管理するということは、元の状態にそのまま移行するのが筋だと思うんです。これを荒れ放題にして、立入りは駄目ですよというのは駄目だと私は思っているんです。私のところも、帰ってきて、田んぼとかなくなっていますけれども、困難区域のすぐ脇に、困難区域だからと荒れ放題で、トラクターでも大変な思いをしました。役場の方から、困難区域は自分で刈ってなんて言ったので、私去年から刈って、草が来なくなっています。ただ、無断でこんなふうには本当は入っていけないんですよ。本来は国がきちんと管理しないとどうかと思うんですけども、その点、町ではどう考えていますか。

○議長（山本幸一郎君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

今、町では、国と連携しながら、特定帰還居住区域の避難指示解除に向けまして取り組んでいるところであります。特定帰還居住区域につきましては、2020年代をかけて帰還を希望する住民の方が2020年代中に帰れるように今取組を進めておりますけれども、居住地が中心となっております。今後町といたしましては、農地も含めまして、その範囲を広げるべく今後国と調整をしながら、できる限り農地を含めた避難指示の解除が出せるよう今後取り組んでまいりたいと思います。あわせまして、議員からもご指摘がありましたけれども、帰還困難区域の残された課題が様々ございます。そういったものに国が最後まで責任を持って対応するよう引き続き強く国に求めてまいる考えでございます。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 町民が安心して戻って暮らせる状況にこれからもやってほしいと思っています。

あと、最後の質問に入りたいと思います。

観光移住課について。まず、先月の臨時議会にて、情報発信などの体制を強化し、戦略的な誘客を図り、また、関係・交流人口を増やすことで移住定住の促進につなげるということで、新年度組織改編で観光移住課新設について今上程されています。昨年10月だったと思いますけれども、町観光協会が解散して、新年度新たな観光団体を設立すると伺っています。ただ、町内に戻っている方が少ない中、どうしてもいろんな団体の方が同じようなメンバーになっているような気がします。新たな観光団体の設立について、構成員をどう考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本幸一郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） ご質問にお答えいたします。

昨年解散いたしました旧観光協会におきましては、57の団体・個人が会員として加入いただいておりますが、その半数以上の団体が活動を休止していたり、活動していても震災前から比べると組織が脆弱化している状況にありました。旧観光協会の役員にも相談いたしました。今後観光振興を進める上では、新たな枠組みで望むべきとの意見が多かったこともあり、既存の観光協会を解散し、新たな組織を立ち上げるべく現在準備をしているところでございます。

ご質問の組織構成につきましては、既存の商工業や企業、それから農業・漁業・特産品の団体はもちろんのこと、震災後に発足しま

したまちづくり団体や誘致企業、さらには移住・定住された方の中にも幅広い知見を有している方がおりますので、そういった方々にもご参画いただき、オール浪江体制で組織を構築していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 分かりました、ありがとうございます。

次の質問に入りますけれども、観光移住課内には、観光交流係と移住推進係を設けられるかと思えます。観光交流係についてですけれども、今後こういった戦略、年齢層を考えて誘客を図っていく考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本幸一郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） ご質問にお答えいたします。

現在、道の駅なみえは、年間来場者約60万人、それから様々な視察による来町が約300組、また、相馬野馬追や十日市まつりなどの伝統行事にも多くの方々が既に訪問されているところでございます。今後は、さらに復興祈念公園や請戸の海浜緑地、またF-R-E-I完成や駅周辺開発、さらに先進技術を有する企業様も多く立地していただいておりますので、視察の場・学びの場として多くの方々にご来町いただけると考えております。

ただ、現在懸念しているのが、せっかくこのように多くのコンテンツが存在しているのに、連携が図られていないところでございます。今後は、単なる視察だけではなく、食事や買物、宿泊、そして様々な体験ツールなどを組み合わせ、より浪江町の魅力を体感していただけるようにしてまいりたいと考えており、先ほどご質問のあった、新たな観光協会がまさにその中心的な役割を担っていくものとしております。さらには、観光業界にもA I技術の浸透やインバウンドの需要拡大により、旅行サービスの提供及び販路などについても大きく変貌していくことが予想されていることから、関係業界、事業者との連携を深め、地域間競争に遅れないよう注力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） ありがとうございます。ただ、私が思うには、やっぱり若年層から高齢者まで、全てが観光で来られる立場が一番だと思えます。対象的には、若い人をメインとして考えて、移住に関する事は考えていますか。ただ、浪江町にはいろんな史跡、旧跡がありますけれども、現地には全然案内板とか説明板とかない

んですよ。確かにお寺に行けば、いろんないわれとか由来がありますけれども、ところどころ史跡があっても、なんの史跡か分からない。将来的に観光で、やっぱり高齢者とか若い人も史跡を巡って歩く人もおられるんです。元大堀小学校には、土井晩翠さんの歌碑もあります。そういうのも、全然現地に案内板も何もない。ただ、全般的に案内板を現地に設けることによって、やっぱり地元に住んでいる方も地元がよく分かるし、そして、地元の方がここにこういうのがあるよと勧めもできるんですよ。現実的に今浪江に住んでいて、どこに何があるか結構みんな分からないと思うんです。高齢者もだんだん亡くなってきます。やっぱり史跡を消滅させるんじゃないくて、昔の史跡を生かすことをこれから考えていくのも一つの観光だと思っ  
ていますけれども、その点はどう思いますか。

○議長（山本幸一郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） ご質問ありがとうございます。議員おた  
だしのとおり、まさに地域を周遊していただくということが今後観光には必要なことかなと思っております。今広域的に進めているのは、町なかエリア、ハイキングコースをつくって、そこを周遊してもらおうとか、そういった部分に史跡、旧跡、そういった部分を回っていただくようなことも考えられるのかなと思っていますところで、いずれにしても、今後進める観光協会の団体を組織する上で、そういったご意見も出てくると思っていますので、そういったご意見をいただきながら、こういった形で町内を周遊していただくことが可能なのかということを考えながら、整備のほうも進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 今度は本当に最後の質問、まず移住推進係について質問したいと思います。今、全国地方の市町村で同じような移住推進が進められていると思います。今までの蓄積もあると思っ  
すけれども、今後こういった魅力を町で訴え、移住推進を進めていく考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本幸一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えいたします。

町では、様々な移住施策を展開しておりますが、今後、さらなる移住者獲得に向けまして、これまでの移住施策を継続して展開するほか、令和8年度の事業としましては、町へ来町していただき、当町の豊かさや自然環境、そして創造的復興が進み、活気のある環境であることを体験していただくことを目的とした町内視察ツアーの

開催をはじめとしまして、新規の事業としましては、就労体験ツアー、そして移住後の生活に安心を持っていただけるよう移住者自動車運転講習支援事業を実施するなどして、移住後の生活不安解消に向けたサポート体制の強化にも力を入れてまいりたいと考えております。

また、当町には、F-R-E-Iの立地によりまして関連産業の進出が見込まれておりまして、こういった先端産業に就職をしていただいたり、そういったところから新たなビジネスチャンスということで会社を起こして、起業していただく、そういったチャレンジができるような環境にある町ということも当町の魅力の一つであると考えておりますので、こういった情報も積極的に発信して行って、さらなる移住促進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（山本幸一郎君） 11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 再質問で対策がないかもしれないですけども、今まで移住したいまち、年間1万人かで1番だと思うんです。今回、今年は3番になってしまいました。1番も3番も全国ですから変わりはないかもしれませんが、それだけ魅力が薄れているのかなど。もっともっと努力していかないと駄目だと思うんですけども、その点もやっぱり今までと違った取組を考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本幸一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えいたします。

議員おただしのおり、住みたいまちのランキングではそういった結果になっております。新年度は、観光移住課という組織のほうに移住の係が行きまして、まず観光を起点としまして、関係人口から交流人口につないでいて、最終的には移住に結びつけていく、そういった観光とこれまで以上に緊密に連携して、一体とした戦略を取ることができますので、そういったことを含めて、新年度にしっかりと戦略的に移住の取組について体制を強化してまいりたいと考えております。

○議長（山本幸一郎君） 11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 衣食住、本当に住みやすいまちにしていきたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（山本幸一郎君） 以上で、11番、松田孝司君の一般質問を終わります。

---

○議長（山本幸一郎君） ここで、10時25分まで休憩といたします。

(午前 10 時 07 分)

---

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

(午前 10 時 25 分)

---

◇紺野則夫君

○議長（山本幸一郎君） 7 番、紺野則夫君の質問を許可します。

7 番、紺野則夫君。

[7 番 紺野則夫君登壇]

○7 番（紺野則夫君） 7 番、紺野則夫であります。

それでは、通告書のとおり一般質問をさせていただきます。

質問はただ 1 点、吉田町政 2 期目についてであります。

私は、昨年 9 月定例会で、吉田町政 1 期目 3 年の中で、町長が思い描いた浪江町復興とは何か。そして、町民の生命財産を守ることへの政治姿勢についてお尋ねいたしました。質問に対する町長答弁は、「町長就任前は、県議会議員としてふるさとの復興に尽力してきたところでありますが、町長という立場に変わり、多くの町民の方々の気持ちを背負い、非常に重い職業になっていると日々痛感しているところであります。町長就任時から思い描いている復興は、町民の方々が幸せに暮らせるまち、子供たちの将来に希望が持てるまちをつくることが私の責務であること。そして、町民の生命と財産を守ることは、私の政治姿勢の根幹であり、復興を推進する上で最優先事項と位置づけ、政策判断の基準としています」と答弁しております。さらに、「発災から 15 年が経過した現在においても、帰りたくても帰れない多くの町民が今でも町外で暮らしている現実を直視し、復興再生計画に基づき、町民が一日でも早く帰還できるよう除染及び生活環境の整備について、関係機関と連携して進めたい」とも答弁しております。そして、町長は、将来像として、「現実的に職員とともに日々一本一本政策の木を植え付けることにある」と述べております。1 つは、町内外で暮らす町民を支える木、漁業、農業、林業の一次産業を支える木、教育・福祉、あらゆる行政の充実を図る木、働く場や町の経済を支える事業所や企業誘致、つまり産業を支えるイノベーションの木、駅前周辺など F-R-E-I を核とした学園都市構想の木、先人がつくり上げてきた歴史文化などの足跡を残す木、帰還困難区域をなくし、森林を再生する木、このことが今後におけるまちづくりのための礎となることだろうともお話をしておりました。

4 年前の町長選での当選から早いもので 3 年が経過し、1 期目が

終わろうとしております。吉田町長の目指す木々の植付けが始まったばかりであります。町長は木々の植付けのため、財源の確保はもちろんのこと、新たなまちづくり、未来を担う人づくりに奔走してきたものと思われまます。

しかしながら、その成長を成し遂げるには多くの時間と財源が必要不可欠であります。町民の多くが様々な木の植付けによる浪江町の変貌に期待し、精神のよりどころを浪江町に求めていることは紛れもない事実であります。すなわち吉田町政の手腕に期待することの現れでもあり、2期目に期待するものであります。そこで、今夏に予定されている町長選2期目に挑むのかを含めて、その決意をお伺いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 町長。

○町長（吉田栄光君） ありがとうございます。紺野則夫議員のご質問にお答えいたします。

令和4年8月、吉田数博前町長の後を受け、町長に就任してから4年を迎えようとしております。私は、継往開来を政治信条として、先人が築き上げてきたふるさと浪江の歴史、文化をしっかりと継承していくとともに、復興という極めて厳しい局面の中、県議会議員として培ってきた様々な経験、人的ネットワークを最大限に生かしながら、あらゆる可能性を想像し、かつてない取組に果敢に挑戦してまいりました。私に課せられた最大の使命は、帰還困難区域の再生であり、この間特定復興再生拠点区域の生活環境の回復や産業の再生を進めてまいりました。引き続き除染及びインフラ整備を着実に進め、特定帰還居住区域の一日も早い避難指示解除に向け、全力で取り組んでいるところであります。また、これまでつないできた復興のたすきを受け取り、国・県と連携した復興財源の確保、トップセールスによる民間投資の呼び込み推進、企業誘致の受皿となる新たな工業団地計画の策定、PPP、PFI手法の活用など新たな浪江の姿を切り開くべく邁進してきたところであります。

このような中、今ようやく浪江駅周辺整備事業や大規模畜産施設の整備、伝統行事の復活など、復興の姿が目に見える形となってまいりました。これまでの取組を幾つか振り返りますと、私が就任後特に力を入れて進めさせていただいたことは、復興を後押しする拠点形成でありました。つまり、復興を牽引する核となるものの整備です。ただいま紺野則夫議員から幾つかの木、たとえば形で9月の定例会に答えさせていただきました。今もその考えは変わっておりません。そこで、幾つか改めてお話をさせていただきます。

1つに、当町に大きな経済波及効果をもたらす福島国際研究機構

F－R E I の誘致に、職員や議会の皆様のご支援により成功いたしました。後に、これらのまちづくりの道しるべとなる浪江国際研究学園都市構想を作成し、町民の皆様にお示しすることができました。また、産学官連携を想定し、復興事業を活用し、進化を図り、新しい産業の創出や交流人口の増加を通じて、被災地の復興を後押しするための東北大学の新たな研究拠点の誘致、加えて全酪連による全国酪農業の研究拠点の設置などを導いたところでもあります。

1 つに、企業誘致を推進し、公設民営事業では、国内有数の集成材製造拠点 F R A M や、大規模酪農拠点シャインコーストファームの開所、世界最大級の水素製造拠点 F H 2 R を実証事業から民間事業に実用化に移行する道筋を立てました。民間事業においては、會澤高圧コンクリート様、かもめミライ水産様、ブルーミングステーブルス様、ほか幾つもの企業様が町内に進出するなど、現在工業団地においては9割の契約が整いました。加えて、川添、浪江インター産業団地の建設計画を進めているところでもあります。

1 つに、駅周辺整備事業であります。産学官連携施設の建設が開始され、間もなく公営住宅、商業施設、交流施設の建築に着手する予定であります。また、今後新駅舎、地域活性化施設などの実施設計を進めるとともに、しっかりと財源を確保し、整備を具現化しなければなりません。また、就任後、F－R E I 誘致に伴い駅西側においては民間ホテルの誘致が実現し、加えて、駅西街区のまちづくりにおいては都市計画事業の許可手続に着手したところでもあります。

1 つに、一次産業の復活であります。漁業においては、請戸漁港再建を図り、漁業者・仲買業者が少しの明かりが見えてきたところでもあります。町の事業として、常磐ものといわれるものを請戸ものと称し、情報発信する事業を展開してまいりました。現在は、県内はもとより成田市場から海外輸出などが実現するなど、多くの方々に評価をいただいているところでもあります。また、鮭の増殖事業も施設整備が進み、陸上養殖においては漁師も増え、県内浜通り有数の拠点ともされてまいりました。大いに期待をしているところでもあります。

また、農業においては、除染が完了したところから作付が開始され、現在は3割強の農地が再開されました。また、8地区の圃場整備が計画され、着実に進んでまいりました。今後、さらに整備事業を促進し、優良農地の拡大を図ります。また、今後はシャインコーストとの耕畜連携により、堆肥、液肥を活用した資力の強化を、そして回復を図ってまいります。また、飼料作物、エネルギーに活用する作物など、多様な農業を検討してまいります。

津島地区においては、大規模りんご産地の計画が進み、今後生産・出荷など、拠点形成による農畜の復興を牽引するものと期待しているところでもあります。

林業においては、森林再生事業が主であります。広大な帰還困難区域の森林整備が当町には大きな課題であります。このたびの森林作業のガイドラインが作成され、国において林道整備が計画されるなど、これからが大切であります。いずれも課題は多く、長期にわたり進めていかなければなりません。これから圃場整備が採択されても、圃場整備の竣工が、つまり終わるのは、10年先以降であります。残りの3期復興期間中で成し得るものではなくてまいりました。朝の新聞で復興庁の議論が記事になっておりましたが、これらについても、3期復興期間のときに、農業だけじゃなくて、復興庁の機能を含めた当町の復興の議論も大いに必要であります。

次に、1つに、商業です。厳しい状況にあります。商圈を全て失い、商業・サービス業のなりわいはいまだ回復はしていません。駅周辺が整備され、申し上げて、そして、今まで挑んできた幾つもの復興施策が実現することで、商圈がようやく回復し、震災前の新町通り再建や買物環境の整備がされていくことと思っております。また、一つ一つの復興がこれらを目指す大きな目的の一つでもありました。これからも一つ一つ進めてまいります。

次に、一つの大きな課題であります。1つに医療介護、福祉であります。医療については、県議時代に策定された双葉郡医療計画が基本であります。県立大野病院を中心に、被災地の広域的な医療が進められます。現在の町診療所と連携が重要とされます。また、民間医療施設、つまりクリニックが開設することも期待しているところでもあります。先ほど質問にもありました介護福祉については、居住人口が少ない現在、広域的に進める必要があります。北双地域の連携を模索しております。

震災前、当町の人口は2万人強ありました。今現在の居住人口を考えると、これら充実した施設は非常に厳しい、そういう結果が出ております。しかしながら、高齢の方々が戻られ、そして、あの震災から15年が過ぎたわけです。戻られた町民の方々の介護、福祉は待ったなしであります。ただいま隣接の首長さんと相談をしながら、時限的でも、そして恒久的でも、様々な手法から広域的な介護福祉政策の充実を図っていかなくやいけない、そんな議論をしているところでもあります。今後震災15年以降、これらについてしっかりと形にしていく考えを持っております。また、町内外に暮らす町民の方々は、15年経過する中、孤立・困窮する方々もおられます。

基本とする訪問、そして声かけ、行政として基本的な対応にもう一度戻り、これら施策を強化していく必要があると考えております。

次に、1つに教育であります。にじいろこども園の増築が始まりました。子供たちは着実に増えてまいりました。第3期復興創生期間には、小・中学校の今後の在り方を検討する必要があります。子供たちは、町にとって宝であることはもちろんであります。私はこんなことを考えております。子供たちの今後長い人生で、自ら可能性を探求する育ち、自ら可能性を探求する育ち、これが必要であります。そんな教育環境をつくることが私の目標であります。

まだまだ話は尽きませんが、次の4年間において、大規模な復興インフラ道路、防災においては、河川改修、そして先ほどから質問にありました、なかなか実現できなかつた史跡や、そしてこれまで先人がこの浪江をつくり上げてきた歴史、町史編さんにも掛からなきやならないでしょう。観光移住、新たな顔を設けたところであります。移住者の方々は、震災前の町民と同様に、このふるさとを愛し、そしてこのふるさと浪江で可能性を信じ、実現をしていく夢をお持ちであります。これら様々な施策も、次の第3期復興期間5年間には必要であります。

いまだ、私たちは依然として厳しい現実に向かっております。そして立ち足はだかつております。震災から15年を迎えようとする今なお、町の面積の約8割が帰還困難区域であり、帰りたくても帰れない多くの町民が町外で暮らしている現実を日々一刻たりとも忘れたことはありません。

私は、この間、職員とともに浪江を守り、未来を支える政策の木を1本1本植えてまいりました。植えた木々を枯らすことなく、大きな森へ育て上げ、種をまき、植え続け、次世代に引き継ぐこと。そして民間投資活力が行政の再生へと確実に循環させていくこと、これこそが植え始めた者の私の責任であります。また、私に課せられた使命であるとも痛感をしております。

長くなりました。最後に震災後、請戸の焼香台に記されていた、「生かされている我々が守り抜く」という言葉は、今も私の魂に深く刻まれています。

私の政治姿勢の根幹は、町民の生命と財産を守り抜くこととあります。全ての地区の避難指示解除に向けた取組をここで止めるわけにはいきません。当町は今、第3期復興・創生期間に入り、復興をさらに加速させていくことはもちろんのこと、未来を見据えた新たなステージへ歩みだす極めて重要な局面にあります。1期4年間にまいてきた復興の種を、そして植え続けてきた政策の木を、町民の

皆様一人一人の暮らしを豊かに彩る復興の森として完成させるため、私は次期町長選挙において2期目の町民の負託を仰ぐべく出馬することを決意をいたしました。

町の将来の礎を築くという強い覚悟を持ち、全町民の皆様と膝を交え、共に歩んでまいります。議員各位の、そして町民の皆様の温かいご支援とご指導を心よりお願いを申し上げ、私の決意表明といたします。

○議長（山本幸一郎君） 7番、紺野則夫

○7番（紺野則夫君） ただいま町長から熱い思い、そして2期目に向けた町長のこれからの将来、浪江町の子供たち、そして住民の生活を守る、その決意をお伺いしまして、非常に私、感銘を受けました。どうもありがとうございます。

今年の夏、また暑い時期に選挙になりますけれども、我々、町長に期待するものは大きいものがありますので、今後とも町長の体も気をつけながら、2期目に向けて頑張っていたきたいというふうなことを申し上げまして、私の一般質問をここで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本幸一郎君） 以上で7番、紺野則夫君の一般質問を終わります。

---

#### ◇横 字 史 年 君

○議長（山本幸一郎君） 1番、横字史年君の質問を許可します。

1番、横字史年君。

[1番 横字史年君登壇]

○1番（横字史年君） 1番の横字史年です。

議長より許可をいただきましたので一般質問をさせていただきます。

なお、質問方法としては、通告書に記載のとおり、一括質問方式で行います。

本定例会においては、町の財政力強化、行政DXの推進、遊休資産の有効活用、事業者支援、そして迅速な物価高騰対応という、いずれも現在の浪江町にとって喫緊の課題について伺います。

まずは、大項目1、ふるさと納税について伺います。

令和6年度の総務省データによると、福島県内のふるさと納税1位は福島市で約21億3,500万円、2位が本宮市で約9億4,200万円、3位が磐梯町で約7億1,300万円となっています。

一方、浪江町は県内35位、約1,753万円にとどまっており、1位の福島市との差は実に120分の1以下となっています。F-R-E-I、

水素まちづくり、なみえ焼そば、大堀相馬焼など、ほかの自治体にはない強力なブランドを持ちながら、この数字は非常に残念です。本宮市のように人口3万人規模の自治体で9億円超、磐梯町に至っては人口3,000人規模で7億円超を集めることができる事実を見れば、浪江町にも十分なポテンシャルがあると確信しています。この機会に、浪江町の実績と、ふるさと納税についての実績と、今後の方針を確認したいと思い、3点質問いたします。

まず第1に、遡れる範囲において、過去のふるさと納税の実績を伺います。個人版、企業版、それぞれについて、直近数年の寄附金額を伺います。

2番目に、一般財源において、ふるさと納税の重要性と将来性をどのようにお考えか伺います。

3番目に、ふるさと納税の効果的な募集と活用について、今後どのような事業を想定しているか伺います。

続いて、大項目2、浪江町公式LINEと行政DXについて伺います。

福島市では、LINE公式アカウントと連携した市民参加型通報システムを早期に導入し、市民が写真つきで道路の損傷や不法投棄をスマートフォンから直接通報できる仕組みを整備しました。担当者によれば、全国的にもかなり早い取組だったとされており、導入後は、問題解決のスピードが大幅に向上し、施設予約もLINEから可能となって、市職員の電話対応の負担も軽減されていると言われています。

浪江町の公式LINEは、現在、情報発信が中心ですが、福島市のような双方向多機能の活用に発展させることで、町外避難者への情報提供や道路、施設管理の効率化が期待できます。また、担当職員が異動しても、運用方針が継続されるよう、趣旨の明文化と体制整備が必要と考え、2点質問させていただきます。

1つ目、浪江町公式LINE運用の趣旨及び今後の活用方針について、どのようにお考えか伺います。

2つ目、公式LINEと行政DXとの連携によるオンライン行政サービスの整備について、どのように考えているか伺います。

大項目3、利用停止中の町営総合グラウンド等について伺います。

町内の復興が進む中、各種グラウンドが長期にわたって利用停止、または十分に活用されていない状況が続いています。前回の議会において、一部の指定管理への移行は確認できましたが、改めて各グラウンドの現状と、スポーツ以外での活用可能性を確認したいと思えます。また、使える用地は積極的に活用できる仕組みを整えてほ

しいと考えています。

それでは2点質問いたします。

1つ目、利用停止中の町営総合グラウンド等について、現在の状況を伺います。

津島のグラウンドのドクターヘリコプター用途への転用状況など含め、具体的に各グラウンドの現状をお教えてください。

2つ目、スポーツ以外の用途での有効活用について、どのようにお考えか伺います。

大項目4、浪江町ネーミングライツ事業について伺います。

令和8年2月、福島市が市道曾根田・三本木線の一部約1キロメートル区間において、ネーミングライツを導入したことが報じられました。防災会社福島ノーミが命名権を取得し、年間命名料を支払う形で、これは東北地方で初めての道路へのネーミングライツ導入と報道されています。公共施設だけでなく、道路にまで対象を広げた先進的な取組だと思えます。

そこで1点質問いたします。

令和7年6月に、浪江ネーミングライツ事業実施要綱が定められましたが、事業の進捗について伺います。

続いて、大項目5、町内事業者への支援について伺います。

まちなみまるしえは、期間満了による解体のために新規出店が停止され、また町内の一部店舗も廃業するという状況が続いています。復興の象徴でもある商業のともしびを守ることは、住民の帰還意欲にも直結します。

そこで1点、質問いたします。

既存及び新規の町内事業者に向けて、令和8年度の支援方針をどのようにお考えか伺います。支援方針の見直しや新たな支援メニューがあれば具体的にお聞かせください。

最後に、大項目6、物価高騰対応支援について伺います。

重点支援地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対応支援については、議会としても執行部の対応を間近に見てきました。今後も同様の対応が繰り返されると想定されます。今回の準備と対応の速度を執行部自身がどう評価しているかを聞くことで、今後の改善につなげたいと考えています。

そこで2点質問いたします。

1つ目、重点支援地方創生臨時交付金対応の物価高騰対応支援について、今回の対応スピードをどのように自己評価されているか伺います。職員への負担や他業務への影響についてもご所見をお聞かせください。

2つ目、今後も同様の物価高騰対応支援が必要となった際に、さらなる迅速化は可能かを伺います。例えば臨時会の早期開催、物価高騰支援に関する随意契約の事前取組など、対応速度を上げるため何か具体的な方策があれば、そのお考えも併せてお聞かせください。

以上6項目について質問させていただきました。これより答弁を求め、私の1回目の質問とさせていただきます。

○議長（山本幸一郎君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 横字議員のご質問にお答えをいたします。

ふるさと納税は、都市部と地方の税収格差を是正し、地域活性化を図ることを目的に導入された地方税制の仕組みであります。

地元出身者や地域にゆかりのある人などが直接支援できる仕組みとして、住民以外からの地域の応援資金として、関係人口の拡大にも寄与するものでありますし、貴重な自主財源として、子育て支援や教育、防災、観光振興等の充実に活用することにより、町の活性化に寄与する重要な手段であると考えております。

さらに、返礼品を通じて地域の特産品や文化を全国に発信することで、町の復興の発信や観光客の誘致などから移住者の増加につながる可能性もあるほか、地域ブランド力を高める手段ともなり得ると認識をしております。

今後も、ふるさと納税の重要性と将来性は高まるものと考えており、令和8年度はふるさと納税を観光移住課の所管に移し、産品振興、観光促進の観点から体制を強化するとともに、財源確保の観点からも、浪江町の特性を生かした取組を進め、寄附額の増加につながる取組を戦略的に進めてまいります。

そのほかの質問については、担当課長より答弁をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

まず、大きな質問の1の（1）ふるさと納税の過去の実績についてのおただしにお答えをいたします。

直近5年間の実績で申し上げます。まず個人版のふるさと納税の実績でございますが、令和2年度が受入金額が2,925万円、寄附者数が925人、令和3年度が受入金額が2,856万8,500円、寄附者の数が982人、令和4年度が受入金額が2,081万6,600円、寄附者数が693人、令和5年度につきましては、受入金額が2,658万2,965円、寄附者数が1,124人、令和6年度につきましては、受入金額が1,507万8,000円、寄附者数が622人となっております。

続きまして、企業版ふるさと納税の実績につきましても直近5年

間で申し上げます。まず令和2年度が受入金額が100万円、寄附企業数が1社、令和3年度が受入金額が750万円、寄附企業数が9社、令和4年度が受入金額が830万円、寄附企業数が6社、令和5年度が受入金額が1,100万円、寄附企業数が6社、令和6年度が受入金額が520万円、寄附企業数が9社となっております。

続きまして、(3)ふるさと納税の効果的な募集と活用方法についての考えについてのご質問にお答えをいたします。

ふるさと納税の取組強化の1つとしまして、返礼品の充実が挙げられます。例えば地元の農産物や工芸品、体験型のプログラムなど、事業者間でコラボした商品など、地域ならではの特色を前面に出すことで、寄附者の関心を引くことができると考えております。

今年度、新たな返礼品として、町内で生産されたお米や乗馬体験のプログラムの提供を開始しております。さらに、町内でホテル業を営んでいる事業者様から返礼品の提供の申出をいただいているところでもございます。

一方で、従来の返礼品を目的とした寄附ではなく、自治体の特定のプロジェクトを支援することで、お得感ではなく共感を重視したクラウドファンディング型ふるさと納税という手法もございます。

ふるさと納税につきましては、持続可能なまちづくりのためにも、先ほど町長も申し上げましたが、非常に重要な手段となるものと考えておりますので、議員おただしのとおり、効果的な募集方法について今後も研究をしていく必要があるものと考えておりますことから、様々な手法について、他自治体の先進事例を参考にしてみたいと考えております。

続きまして、質問項目大きな2番の(1)浪江町の公式LINEと行政DXについて、今後のLINE運用の趣旨と活用方法についてのご質問にお答えをいたします。

浪江町公式LINEアカウントは、令和8年2月13日に開設をし、町民の皆様への情報発信の新たな手段として運用を開始したところです。

現在、広報紙やホームページを中心とした情報発信を実施しておりますが、町内に帰還している方のみならず、避難先など町外にお住まいの町民の方への情報発信の強化について、極めて重要であると認識をしております。

国内で最も普及しているコミュニケーションツールであるLINEを活用することで、災害時の緊急情報や日々の暮らしに必要な行政情報を、プッシュ型で、かつ即時に皆様にお届けするための最も有効な手段の1つであるものと考えております。

現在は、主に情報発信ツールとして、町民の皆様の利便性を図ることを主たる目的として運用しておりますが、今後の活用につきましては、単なる情報発信にとどまらず、町民の皆様にとって真に使いやすいサービスの実現を目指してまいります。

具体的には、浪江町DX推進計画に基づきまして、行政手続のオンライン化、通報機能、受信者の希望に合わせた情報の配信などの機能充実を進めていきまして、公式LINEと町民の皆様と行政をつなぐデジタル窓口として、より親しみやすく頼っていただけるような存在になるように努めてまいりたいと考えております。

続きまして、(2)の公式LINEと行政DXとの連携によるオンラインサービスの整備についてのご質問にお答えをいたします。

オンラインでの行政サービスの整備につきましては、先ほども申し上げましたが、浪江町DX推進計画を基に計画を進めてまいります。

令和8年度以降、公式LINEによる施設予約、水道の開閉栓、道路の損傷や不法投棄など不具合通報や熊出没情報などを含めまして、オンライン申請機能の段階的な実装を行っていきまして、最終的には役場に来なくとも手続が完結できる仕組みを目指してまいります。

また、受信者が子育て、イベントなど、自身が欲しいと思っている情報を選択をしていただいて受け取れるセグメント配信機能というものも活用しまして、町外に避難されている方や、浪江町に関心を寄せてくださる方々へ、それぞれのニーズに合った情報をピンポイントで、かつタイムリーな情報配信を進めてまいります。

今後、公式LINEを活用しながら、町民の皆様の利便性向上と行政の効率化の両立を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） それでは、私のほうから大きな項目の3番、休止中の町営総合グラウンド等のスポーツ施設についてのご質問にお答えいたします。

町営野球場、町営幾世橋グラウンド、町営加倉運動公園及び町営津島総合グラウンドの4施設につきましては、東日本大震災により被災し、除染及び解体作業は完了しておりますが、復旧工事等を実施していないため使用を休止しております。

その中で、町営津島総合グラウンドにつきましては、福島県病院局よりふたば医療センター附属病院が、多目的医療用ヘリを導入していることから、緊急時の離着陸場所として使用したい旨の依頼が

あり、緊急時の際には多目的医療用ヘリの離着陸場として使われる予定となっております。

また、それ以外の休止施設につきましては、町営野球場において、民間事業者から使用したいとの申出があり、計画内容等を精査し問題ないと判断し使用を許可したところです。

そのほかの2施設につきましては、今のところ問合せ等もないため使用については特に考えてはおりませんが、指定管理者が自主事業に活用したいとの相談等があれば柔軟に対応したい考えであります。

続きまして、(2) スポーツ以外での有効活用方法の考えについてのご質問にお答えいたします。町としても休止施設を有効活用したい考えであります。

将来的な利活用等に向けた維持管理や施設保全等を目的とし、今回、指定管理者に休止施設を管理してもらうことにしております。指定管理者から自主事業や民間事業者などから活用したいとの相談等があれば、その内容を十分精査し、適切に使用されると判断した場合は、使用について許可をしたい考えであります。

また、活用についての公表・案内等の仕組みづくりについても、今後、指定管理者等と協議していきたい考えであります。

続きまして、大きな項目の4番、浪江町ネーミングライツ事業について。(1) ネーミングライツ事業の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

生涯学習課において、現在整備中の復興海浜緑地(多目的広場)において、来年度ネーミングライツ事業の導入を進めているところです。ネーミングライツ事業選定委員会を立ち上げ、募集要項等について、現在協議しているところです。

導入の時期につきましては、復興海浜緑地(多目的広場)の開所時期に合わせ、令和8年秋頃を予定しております。

以上です。

○議長(山本幸一郎君) 産業振興課長。

○産業振興課長(蒲原文崇君) 大きな5番、町内事業者への支援、

(1) 既存及び新規町内事業者に向けての支援方針をどのように考えているかのご質問にお答えしたいと思います。

これまでの町単独の事業者支援方針につきましては、どちらかといえば継続経営に資するための支援メニューが中心でございました。これはどのような町になるのか、どの程度人が集まるのかが具体的にお示しができない中、先駆的に、またチャレンジ的に出店いただいた事業者を支援することを目的としていたところがございます。

す。

現在は、F-R-E-Iや駅前開発、さらには誘致企業の進出状況、一次産業の進展など、ある程度まちづくりの具体的な姿をお示しできる状況にありますので、今後は、この浪江の地で事業をすることを目指す方へのスタートアップ支援・町内進出を後押しするような施策に支援方針を考えていきたいと考えております。

また、既存事業者への支援でございますけれども、かねてから議員からご質問いただいたプレミアム付商品券でございますが、財源のめどが立ったということで、次年度以降もプレミアム付商品券事業を展開しながら、町内での買物環境、顧客の確保をしながら、事業再開支援を続けてまいりたいと考えております。

また、既存支援メニューの終期設定が令和8年度、来年度の事業も多いことから、来年度にて将来の浪江町にとって必要かつ効果的な支援策を、今後まとめてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 山本副町長。

○副町長（山本邦一君） 私のほうからは、6番目の物価高騰対応支援について、2つご質問いただいておりますけれども、現状の対応と評価、それからさらなる迅速な対応が可能か、全体的な質問でございますので、お答えさせていただきます。

今般の物価高騰対応につきましては、令和7年12月16日に国の補正予算が成立、さらには国から可能な限り年内に迅速に予算化を検討するよう要請があったことを受け、直ちに企画財政課より全課宛てに情報を共有するとともに、副町長を座長とする政策調整会議を開催しまして、全庁的に施策の検討を行ってまいりました。

令和7年12月24日開催の浪江町議会12月臨時会において関連の補正予算を議決いただきました後、速やかに執行に当たっており、おこめ券につきましては、1月臨時会での契約議案の議決を経て、2月9日より町内外へ郵送しております。既にお手元に届き、お住まいの近隣のスーパーなどで使っていただいている方もいらっしゃるかと存じております。行政報告でも報告しておりますが、2月末時点で、世帯ベースで約98%に当たる約7,400世帯に配布が完了しております。

続きまして、子育て応援手当につきましては、本年2月からの給付を開始し、また、水道基本料金につきましても2月請求分から免除を行っております。

加えて、2月臨時会において補正予算を議決いただきました低所

得者世帯への特別給付金につきましても、今月より対象者に対し順次給付を進めてまいります。

町民からは、物価高騰への支援を速やかに行っていただきありがたいとお声も頂戴しておりまして、迅速な対応ができたものと一定程度評価しているところでございます。

次に、2点目のさらなる迅速化が可能かというご質問でございますが、今回の事業につきましても、制度設計等も含めて職員に相当の事務負担が発生することが想定されましたことから、先ほどもご答弁申し上げましたが、全課からなる政策調整会議を開催し、職員の応援体制、事業周知手法、コールセンター相談対応など、事業の円滑かつ迅速な執行のための課題等を共有した上、全庁的、また横断的な協力体制を取ることにしたところでございます。

今後も国において物価高騰対応支援地方創生臨時交付金の補正がなされるなど財源が措置された際には、より迅速にかつ効果的な支援を届けることができるよう、政策調整会議の開催による迅速な意思決定など、全庁的、横断的な対応を取ってまいりたいと考えております。

なお、議員から一例として、迅速化のための提案もありました。全国的に見れば、今般の物価高騰対応に当たって、議会の開催の暇がないとして、首長の専決処分により事業を執行した自治体もあると聞いておりますが、本町といたしましては、各議員にはご負担をおかけしますが、都度、速やかに臨時議会を開催させていただき、新規事業等も想定されますので、しっかり関連予算の趣旨等をご説明申し上げたいと考えております。

今後とも議会ともご相談させていただきながら、迅速な対応に努めてまいります。

あわせて、随意契約についてもご提案がございましたが、対象事業者が複数ある場合には、競争性を担保するため、一定の手続は必要と考えております。手続面において省略なり簡素化できる事務があるかどうかは、今後、精査させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 1番、横字史年君。

○1番（横字史年君） それでは、再質問させていただきます。

2項目、浪江町公式LINEと行政DXについて及び利用停止中の町営総合グラウンド等について再質問させていただきます。

まず公式LINEについて、現状の公式LINEの登録者数をお伺いいたします。

そして現在、何名体制で運用されているのかも伺いいたします。

さらには、その担当職員が仮に異動等があった場合でも継続できるような体制、つまりかなり新しい取組だと思えますし、想定ですけれども、比較的若く、SNS運用だったり、そういったものにたけている方が取り組まれているのかなと推測いたしますが、仮に不慣れな方でもそういった公式LINEの運用ができるのかについて伺いたします。

続きまして、休眠施設について伺いたします。

こちら、まず津島総合グラウンドについて、医療関係の使用が求められているということなんですけれども、こちら公的なグラウンドの場合は、基本的に無償で貸出しをされているのかについて伺いをいたします。

また先ほど、今後、指定管理者と協議して検討していくというお話がありましたが、指定管理者には、指定管理料としては町としてはどのくらいを想定されているのかということ、及び今後、休眠施設で利用料が発生した場合、それは純粹に町のほうに収益が還元されるのかについて伺いたします。

以上で私の2回目の質問を終わります。

○議長（山本幸一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） では再質問にお答えをいたします。

LINEの登録者数につきましては、現在約480人の方が登録をされております。

そして人事異動なども想定されるということで、その運用体制についてのおただしでございますが、こちらにつきましては、確かに組織である以上、人事異動というのは想定をしておかなくてはいけないものでございます。実際、異動する際は、担当者が事務引継書というものを作りまして、次期担当者と引継ぎを対面で行って、引継ぎをしているところでございます。

また、この事業につきましては、細かな実働につきましては担当者が行っている部分も多いんですが、係として、係長をはじめ、担当の職員以外でも、もう一人の職員がございます。その3人で話合いながら、そういう体制で事業を進めているというところもございませので、そういったほかの職員のノウハウも含めて、先ほど申し上げた事務引継書なども活用しながら、不慣れな職員が来ても、しっかり滞りなく事業執行できるような体制というのを今、取っておるところでございます。

私からは以上です。

○議長（山本幸一郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） それでは、私のほうから再質問につい

てお答えします。

まず、町営グラウンドについて、公的な場合は無償なのかの質問につきましては、こちらは無償となっております。

2点目の指定管理料は、どの程度を想定しているかにつきましては、今議会において、当初予算において上程しておりますので、詳細については省略させていただきたいと思いますが、約7,500万円程度を想定しております。

次に3点目、休止施設については、町に還元するかという質問につきましては、こちらにつきましては指定管理者の自主事業という扱いにしますので、指定管理者のお金になるということになります。以上です。

○議長（山本幸一郎君） 1番、横字史年君。

○1番（横字史年君） 最後に、3回目の質問をさせていただきます。

今お話ありました利用停止中の町営総合グラウンド等について最後にお伺いいたします。

仮に今、休眠、用途が定まっていない施設等が、無事何らかの形で民間に貸し出し始めて、もし収益を生み出した場合は、指定管理料というのが、逆に言うとその収益はもちろん事業者に入るわけなので、今後、指定管理料が多少下がることなども検討されるのでしょうか、お願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） 民間事業者等で収益等が上げれば、当然、指定管理料のほうは減額になるという認識しております。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 以上で1番、横字史年君の一般質問を終わります。

---

○議長（山本幸一郎君） ここで、昼食休憩のため1時まで休憩いたします。

（午前 11時 25分）

---

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

（午後 1時 00分）

---

#### ◎議案第14号から議案第52号の一括上程、説明

○議長（山本幸一郎君） お諮りします。日程第6、議案第14号 浪江町復興計画【第三次】後期基本計画の策定についてから日程第44、議案第52号 令和8年度浪江町公共下水道事業会計予算までを一括

議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第14号から日程第44、議案第52号までを一括議題とします。

日程第6、議案第14号 浪江町復興計画【第三次】後期基本計画の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第14号 浪江町復興計画【第三次】後期基本計画の策定についてご説明をいたします。

本案は、令和3年度に策定した浪江町復興計画【第三次】から5年が経過することから中間見直しを行い、浪江町復興計画【第三次】後期基本計画を定めることについて、浪江町議会の議決すべき事件を定める条例第1条第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、企画財政課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、議案第14号資料により説明をさせていただきます。

資料のページ数、タブレット格納資料ページ数11ページをご覧ください。

まず（2）の計画期間でございますが、浪江町復興計画【第三次】は、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間としており、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、計画期間を前期と後期に区分し、それぞれ5年間としております。今年度で前期に当たる5年が経過しますことから、次の5年間の計画となる復興計画【第三次】後期基本計画を策定するものでございます。前期基本計画を策定した際には想定されていなかったF-R-E-Iの立地決定や、それに伴う国際研究学園都市構想などの後発的に生まれた計画などについても、後期基本計画には盛り込まれております。

次に、前期基本計画から変更した主な内容について説明をいたします。

12ページをご覧ください。

地方総合戦略との関係性でございます。

当町では、まち・ひと・しごと創生法に基づく浪江町総合戦略を策定しておりましたが、取組や成果指標等が復興計画に包含されることから、総合戦略を復興計画後期基本計画へ統合し、一体的に取

組を進めていくこととしております。

14ページをご覧ください。

第2章第1節、町の概況についてです。14ページから28ページにかけまして、町の人口等の各種データの時点更新をしております。

29ページをご覧ください。

29ページから33ページにかけましての基本構想につきましては、令和3年度に策定した浪江町復興計画【第三次】で10年の基本構想と定められておりますので、今回、変更等はございません。

34ページをご覧ください。

浪江町まちづくりイメージ図につきましては時点更新をしております。

37ページからは基本計画となります。

38ページをご覧ください。

施策体系につきましては、前期計画と同様に5つの基本方針と16の施策の構成に変更はございません。各施策の下位にあります取組につきましては、前期計画では30の取組に分かれておりましたが、見直しの結果、29の取組となっております。

変更点といたしましては、基本方針5、絆の維持と持続可能なまちづくりの施策1、被災者生活支援・絆の維持の取組のうち損害賠償対策の推進は、同取組中（1）に記載のございます被災者生活支援の中で一体的に取り組むことと後期計画ではしております。

また、F-R-E-Iの立地決定に伴い、基本方針1、夢と希望のある産業と仕事づくりの施策2、新たな産業と雇用の創出の取組については、これまで（3）就労支援としていましたところを、（3）就労支援・人材育成とし、将来の浪江町を担う人材の育成確保についての内容も盛り込んでおります。

39ページをお開きください。

39ページからは取組ごとに現状と課題、目指す姿と取組、施策の展開について記載をしております。

この5年間での取組の進捗やF-R-E-Iの立地をはじめ、新たに完成した施設、現在進行形で進んでいる事業、新たに生まれた課題などについて現状と課題として記載をしております。

目指すべき姿と取組も同様に、それらの課題などに対応するために、今後5年間で目指すべき取組として更新をしております。

今後は本計画に基づきまして各種取組を進めることにより、町の復興を促進してまいります。

計画の本編の説明は以上となります。なお、計画の本編につきましては、議会の議決をいただいた後に印刷製本をしたものを全戸に

郵送いたします。また、計画本編以外にも前期基本計画と同様に、施策編と概要版の作成に加え、後期基本計画では小学校高学年向けの子供版も作成いたします。完成次第、町のホームページに掲載するとともに、議会へも共有をさせていただきたいと考えております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第7、議案第15号 浪江町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第15号 浪江町過疎地域持続的発展計画の策定についてご説明をいたします。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、浪江町過疎地域持続的発展計画を策定することについて、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、企画財政課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） 説明をいたします。

浪江町は平成27年国勢調査におきまして、現住人口がゼロとなったことから、平成29年4月1日より過疎地域となり、令和2年3月に過疎地域自立促進特別措置法に基づく浪江町過疎地域自立促進計画を策定いたしました。その後、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月に期限を迎え、新たに過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月に施行されたことに伴い、浪江町も過疎地域持続的発展計画を策定しておりましたが、計画期間が令和3年4月1日から令和8年3月31日までとなっておりますことから、今回新たに次の5年間の計画を策定するものでございます。

計画の構成、記載項目などは、総務省が示す作成例に準拠して作成したものでございますので、基本的には現在の計画から時点修正をしたものとなっております。

この計画を策定することにより、計画に基づく事業の実施に当たっては有利な条件で借入れをすることができる過疎対策事業債の活用など、財政上の優遇措置を受けることが可能となります。復興財源では措置できない事業の貴重な財源として有効に活用してまいりたいと考えております。

それでは、計画の主な内容について説明をいたします。

議案第15号資料5ページをご覧ください。

1、基本的な事項としまして、町の概況から始まり、16ページをご覧ください。

16ページでは、（４）地域の持続的発展の基本方針。

18ページにお進みください。

18ページでは、（７）の計画期間、（８）公共施設総合管理計画との整合性などが記載をされております。

21ページをご覧ください。

21ページからは、２、移住・定住の地域間交流の促進、人材育成となっておりますが、（１）現状と問題点、（２）その対策、（３）事業計画、（４）公共施設等総合管理計画等との整合性で構成しておりますが、この構成につきましては、以降の項目についても同様のものとなっております。

24ページをご覧ください。

24ページからは、３、産業の振興として農林水産業、地場産業、企業の誘致対策、起業の促進、商工業、観光について記載をしております。

34ページをご覧ください。

34ページからは、４、地域における情報化として、インターネット・携帯電話、防災行政無線について記載をしております。

36ページをご覧ください。

36ページからは、５、交通施設の整備、交通手段の確保として、道路の整備、交通確保対策について記載をしております。

40ページをご覧ください。

40ページからは、６、生活環境の整備としまして、水道施設、生活排水処理施設、ごみ処理・し尿処理、消防施設、住宅、空き家対策について記載をしております。

45ページをご覧ください。

45ページからは、７、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進としまして、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉、地域福祉、保健について記載をしております。

51ページをご覧ください。

51ページでは、８、医療の確保としまして、医師と医療従事者の確保などについて記載をしております。

52ページをご覧ください。

52ページからは、教育の振興として、学校教育、生涯学習・社会教育について記載をしております。

55ページをご覧ください。

55ページからは、集落の整備としまして、地域コミュニティの再生等について記載をしております。

57ページをご覧ください。

57ページからは、地域文化の振興等としまして、文化財や郷土芸能の保護・継承等について記載をしております。

59ページをご覧ください。

大変失礼しました。

---

○議長（山本幸一郎君） 暫時休憩します。

（午後 1時13分）

---

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

（午後 1時14分）

---

○議長（山本幸一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、失礼いたしました。

57ページをご覧ください。

57ページは、地域文化の振興等として、文化財や郷土芸能の保護・継承等について記載をしております。

59ページをご覧ください。

59ページからは、再生可能エネルギーの利用の推進として、再生可能エネルギーの導入拡大、循環社会の促進、水素利活用の推進等を記載をしております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第8、議案第16号 東日本大震災等による被災者に対する令和8年度の国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第16号 東日本大震災等による被災者に対する令和8年度の国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の制定についてご説明をいたします。

本案は、東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた納税義務者等の納付すべき令和8年度の国民健康保険税及び介護保険料を減免するため、条例の制定を行うものであります。

詳細については、住民課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） それでは、議案第16号資料により説明いたします。

9ページをお開きください。

第2条は定義でございます。

本条例においての用語の意義を規定したものでございます。

続きまして、第3条でございます。国民健康保険税の減免でございます。

第1項第1号では、1つ目といたしまして、浪江町が行う国民健康保険の被保険者である世帯主が、平成23年3月11日において、令和6年3月31日までに避難指示区域の指定が解除されていない区域に住所を有していた場合、国民健康保険税の全額を免除するとしたものでございます。

2つ目といたしまして、浪江町が行う国民健康保険の被保険者である世帯主が、平成23年3月11日において、平成30年1月1日から令和6年3月31日までに避難指示区域の指定が解除された区域に住所を有していた場合は、世帯主が属する世帯の被保険者の基準所得の合算額が600万円を超える世帯を除き、国民健康保険税の全額を免除するとしたものでございます。

続きまして、第1項第2号では、浪江町が行う国民健康保険の被保険者である世帯主が、平成23年3月11日において、平成29年1月1日から平成29年12月31日までに避難指示区域の指定が解除された区域に住所を有していた場合は、世帯主が属する世帯の被保険者の基準所得の合算額が600万円を超える世帯を除き、国民健康保険税の2分の1を免除するとしたものでございます。

次ページをお開きください。

第4条は、介護保険料の減免でございます。

第1項第1号は、1つ目といたしまして、浪江町が行う介護保険の第1号被保険者、65歳以上の方でございます。こちらが平成23年3月11日において、令和6年3月31日までに避難指示区域の指定が解除されていない区域に住所を有していた被災者の場合、介護保険料の全額を免除するものでございます。

2つ目といたしまして、浪江町が行う介護保険の第1号被保険者が、平成23年3月11日において、平成30年1月1日から令和6年3月31日までに避難指示区域の指定が解除された区域に住所を有していた被災者の場合は、被保険者個人の合計所得金額が633万円以上の者を除き、介護保険料の全額を免除するとしたものでございます。

第1項第2号は、浪江町が行う介護保険の第1号被保険者が、平成23年3月11日において、平成29年1月1日から平成29年12月31日までに避難指示区域の指定が解除された区域に住所を有していた被災者の場合は、被保険者個人の合計所得金額が633万円以上の者を

除き、介護保険料の2分の1を免除するとしたものでございます。

第5条は、委任でございます。

条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとしたものでございます。

最後に、施行期日でございますが、この条例は令和8年4月1日から施行するとしたものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第9、議案第17号 浪江町職員定数条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第17号 浪江町職員定数条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、町復興施策の推進と令和8年4月の事務機構再編等による職員数の変動に伴い、職員定数の所要の改正を行うものであります。

詳細は、総務課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、13ページをご覧ください。

議案資料によりご説明いたします。

2の主な改正内容です。

別表中、1、町長の事務部局の定数を181から192人に変更いたします。

次に、3、教育委員会の事務部局の定数を40人から45人に変更いたします。

7、公営企業水道の事務部局の定数を8人から12人に変更いたします。

合計を233人から253人に変更いたします。

記載はありませんが、公営企業に関する文言の記載も改正しておりますので、後ほど次ページの正誤表をご覧くださいと思います。

3、施行期日です。この条例は令和8年4月1日から施行するものいたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第10、議案第18号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第18号 職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。

本案は、福島県人事委員会の給与勧告に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） 16ページをご覧ください。

議案資料により説明をさせていただきます。

2の主な改正内容です。

第9条の改正としまして、新たに採用された職員のうち医療職給料表の適用を受ける職員に支給する初任給調整手当の上限額を月額41万6,600円から月額41万7,600円に改正するものです。

3、施行期日です。この条例は令和8年4月1日から施行するとするものです。

17ページは、新旧対照表となりますので、後ほどご覧ください。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第11、議案第19号 浪江町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第19号 浪江町道路占用料徴収条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料の額が一部引き上げられたため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、建設課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） それでは、議案資料に基づいて説明いたします。

30ページをご覧ください。

1、改正の趣旨でございます。

本案は、道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料の額が一部引き上げられたため、所要の改正を行うものです。

2、主な改正内容でございます。

31ページから40ページの資料、新旧対照表をご覧ください。

第2条関係の別表で、占用料の金額を改定するものであります。

30ページの議案資料にお戻りください。

3、施行期日でございます。

この条例は、令和8年4月1日から施行となります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（山本幸一郎君） 日程第12、議案第20号 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（吉田栄光君） 議案第20号 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、浪江町における家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改めるため、本条例の改正を行うものであります。

詳細については、教育総務課長より説明をさせます。

- 議長（山本幸一郎君） 教育総務課長。

- 教育総務課長（鈴木清水君） それでは、議案第20号資料によりご説明申し上げます。

43ページをお開きください。

2、改正内容ですが、本改正は、満3歳以上限定小規模保育事業、この事業が地域の保育ニーズの多様化に対応するため、新たに創設されたことに伴う改正でございます。

第6条の改正は、満3歳以上限定小規模保育事業者、以下、事業者と称しますが、保育内容支援、代替保育の提供に係る連携協力を行う保育所等を確保すればよいとし、同条第3号の事項に係る部分は適用外としたものです。

第18条の改正は、事業者が定める利用定員について、満3歳以上の幼児を対象とすると定めたものです。

第27条の改正は、事業の区分に関し、小規模保育事業A型と同様の設備運営基準とするとしたものです。

第29条、第35条及び第48条の改正は、児童福祉法の改正に伴う条項ずれ等、それぞれの規定について所要の整備をしたものです。

附則第3条の改正は、連携施設に関する経過措置に関し、事業者については対象外とするとしたものです。

次に、3、施行期日ですが、この条例は令和8年4月1日から施行するとするものです。

最後に、44ページから48ページまでは、本改正条例の新旧対照表になりますのでご参考になさってください。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第13、議案第21号 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第21号 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴い、浪江町における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改めるため、本条例の改正を行うものであります。

詳細については、教育総務課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） それでは、議案第21号資料によりご説明申し上げます。

56ページをお開きください。

2、改正内容ですが、まず目次の改正は、第51条の2の追加に伴い改めたものです。

第2条の改正は、子ども・子育て支援法の改正に合わせ、用語の定義を定めたものです。

第6条、第7条、第13条、第20条、第25条、第29条、第35条及び第36条の改正は、第2条の改正による新たな用語の定義や条項ずれに伴い、所要の整備をしたものです。

続きまして、第37条、第39条、第40条から第43条まで、第46条、第47条、第49条から第53条までの改正は、満3歳以上限定小規模保育事業の創設に伴い、当該事業に関するものを加えるほか、それぞれの規定について所要の整備をしたものです。

なお、当該事業の創設に伴う事項は、第37条の改正により、利用定員については事業所ごとに定めることとすること、第39条の改正により、利用申込者が利用定員を超える場合、保育の必要性が高いと認められる子供を優先的に選考するとすること。

次ページをお開きください。

第42条の改正により、満3歳以上限定小規模保育事業者、以下事業者と称しますが、こちらについては連携協力先の確保に関しては適用外とすること。

第51条の2の新設により、事業者が特別利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守するとすること。

第52条の改正により、事業者による特定利用地域型保育の提供については、地域型保育事業の認可基準の対象外とすることになります。

次に、施行期日ですが、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

最後に、58ページから82ページまでは、本改正条例の新旧対照表になりますので、ご参考になさってください。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第14、議案第22号 工事請負契約の締結について（浪江駅周辺地区商業施設及び交流施設等新築工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第22号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、浪江駅周辺地区商業施設及び交流施設等の新築工事について、地方自治法第234条第1項の規定による随意契約により落札者となった泉田・前田復旧・復興建設工事共同企業体、代表者、株式会社泉田組、代表取締役、泉田征慶と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、産業振興課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） それでは、議案第22号についてご説明をいたします。

83ページの議案書をお開きください。

1、契約の目的、浪江駅周辺地区商業施設及び交流施設等新築工事。

2、施工箇所、浪江町大字権現堂地内。

3、契約の方法、随意契約。

4、契約金額45億6,500万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額4億1,500万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、泉田・前田復旧・復興建設工事共同企業体、代表者、株式会社泉田組、代表取締役、泉田征慶。

6、工期、議会の議決を得た日から令和9年9月30日までとなっ

てございます。

続きまして、84ページ、資料1をご覧ください。

施設の配置図となっております。

本契約は配置図の左側である浪江駅側から見まして交流施設、それから商業施設の大規模店舗、商業施設の小規模店舗、いわゆるサブテナント棟でございます。そして施設前の芝生広場、施設に併設した駐車場の整備工事を一括発注し契約するものでございます。

次のページ、資料2-1をご覧ください。

こちらは商業施設の大規模店舗の平面図等になってございます。

構造は、売場部分については木造平家建て一部鉄骨造り、バックスペースにつきましては鉄骨造り平家建てとなっております。

面積につきましては、売場スペースは1,546.51平方メートル、商品倉庫や加工場、事務所などが配置されるバックスペース部分につきましては638.97平方メートルの計2,185.48平方メートルとなっております。

次ページの資料2-2につきましては、商業施設大規模店舗の立面図となっております。

続いて、資料2-3をご覧ください。

こちらは商業施設大規模店舗の主な電気設備及び機械設備の概要となっております。

電気設備につきましては、LED照明や非常用照明など、また非常用の発電設備、館内放送用の拡声設備、インターホンや共同受信設備、さらには火災報知器、火災報知設備などの整備を行います。

機械設備につきましては、トイレの衛生器具設備であり、男子トイレは大便秘器3基、小便器2基、女子トイレは大便秘器4基を整備、さらにはバリアフリートイレの整備もいたします。

また、駐車場の電気設備としましては、電気自動車急速充電器2台分の整備をいたします。

続いて、88ページ、資料2-4をお開きください。

こちらは商業施設小規模店舗の平面図、立面図になってございます。

構造は木造平家建て、面積はサブテナントAで156.66平方メートル、Bが154.20平方メートルなどであり、合計で313.26平方メートルになってございます。ご覧のとおり小規模店舗についてはサブテナント2店舗の入居を予定しているところでございます。

次のページ、資料2-5をご覧ください。

小規模店舗の主な電気設備と機械設備の概要となっております。LED照明や非常用照明、拡声設備、火災報知器などの整備でござ

ざいます。

続いて、交流施設でございますが、90ページの資料3-1をお開きください。

施設平面図及び工事概要になってございます。

構造につきましては木造2階建て、一部RC造りとなっております。面積は1階が1,206.86平方メートル、2階部分が871.55平方メートル、合計で2,078.41平方メートルとなっております。

左図面が1階の平面図ですが、移住相談ブース、コミュニティーラウンジ、イベントスペースのほか、誰でも気軽に利用できるコーキングスペースを施設中央に配置いたしました。

さらには、カフェスペースも整備し、快適性の向上及び交流が生まれやすい室内環境を実現するとともに、JR常磐線を利用される方の待合としてもご利用いただけることとしております。

右側の2階部分につきましては、貸オフィス4部屋のほか、こちらは登録制のコーキングスペース、さらには利用者間の交流を図るべくコミュニティーラウンジも整備いたします。

次ページ、資料3-2につきましては、施設の立面図となっております。

続いて、次ページの資料3-3をご覧ください。

交流施設の電気設備の概要となっております。

施設屋根、図面のピンク色に着色されているところに太陽光パネルを設置いたします。モジュール枚数は260枚で48キロワットとなっており、それに伴うパワーコンディショナーと蓄電池の整備も行います。

また、資料中央になりますが、LED照明や非常用照明、映像・音響設備、拡声設備、火災報知設備などの整備を行います。

次のページ、資料3-4をご覧ください。

交流施設の機械設備の概要となっております。

この施設につきましては、年間を通して温度が安定している地中熱を利用して冷房、暖房効率を高める地中熱利用設備を導入いたします。図面にありますように、施設北側屋外に3か所、ボーリングを行い、そこから地中熱を取り出して冷暖房効率化を図るというものでございます。

続いて、資料の中央でありますけれども、1階部分の色が濃く網かけされている箇所につきましては、床冷暖房設備を導入することになってございます。

衛生器具であります。1階に1か所に男子トイレが大便器2基、小便器3基、女子トイレが大便器3基、さらにはバリアフリースイ

レを配置いたします。

2階部分につきましては、東側、西側に計2か所のトイレを配置し、合計で男子トイレは大便器が3基、小便器が4基、女子トイレは大便器5基、そしてバリアフリースイートを整備いたします。

また、1階部分には授乳室を設けることとしております。

次ページの資料4をご覧ください。

外構の平面図となっております。

駐車場であります。北側の駐車場は駐車台数96台、うちEV充電用が2台、障害者専用が3台となっております。図面上部には駐車場9台、うち障害者用1台分の駐車場を整備いたします。

駐輪場につきましては、図面の下側、小規模店舗脇に整備いたします。

また、芝生広場にはスプリンクラー9基、散水栓3基、コンセント2基を整備するとともに、ハイマウント照明を設置し、芝生エリア全体を照らすこととしております。

次ページ、資料5はパース図となっております。

96ページ、資料6につきましては、入札の執行結果表になってございます。こちらは一般競争入札を実施しましたが、再入札を行っても最低入札価格が予定価格を下回りませんでした。そのため地方自治法施行令第167条の2に随意契約によることができる場合が定められており、第1項第8号競争入札に付し入札者がいないとき又は再度の入札者に落札者がいないときに該当するため、随意契約に移行したところでございます。

次ページ、資料7をお開きください。

見積りの執行結果表となっております。

一般競争入札における最低価格入札者であった泉田・前田復旧・復興建設工事共同企業体から見積書の提出を受け、見積額が予定価格を下回ったところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第15、議案第23号 工事請負契約の締結について（野菜等集出荷貯蔵施設等建築工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第23号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、野菜等集出荷貯蔵施設等建築工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった東

北工業建設株式会社、代表取締役、戸川聡と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） それでは、議案によりご説明いたします。

議案集98ページをお開きください。

1、契約の目的、野菜等集出荷貯蔵施設等建築工事。

2、施工箇所、浪江町大字酒田字上原地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額5億5,550万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字藤橋字原59番地1、東北工業建設株式会社、代表取締役、戸川聡。

6、工期、議会の議決を得た日から令和9年3月31日。

本工事は、町内の営農再開を加速させるための拠点となる野菜等集出荷貯蔵施設など3棟の建築工事となります。

次のページ、議案第23号資料1をご覧ください。

こちらは建築工事の全体配置図となります。

主要建築物といたしまして、Aが野菜集出荷貯蔵施設で1,838.99平米、Bが大豆等乾燥調製施設で405.42平米、Cが花卉集出荷施設で225平米、3棟の合計が2,469.41平米となっております。

次のページ、資料2をご覧ください。

野菜等集出荷貯蔵施設の1階平面図となります。

ブロッコリーやネギの選別スペース、予冷室、残渣処理室などを配置してございます。

次のページ、資料3をご覧ください。

野菜等集出荷貯蔵施設の2階平面図となります。

2階から1階の選別施設に続くコンベヤーや資材置場を配置してございます。

次のページ、資料4をご覧ください。

野菜等集出荷貯蔵施設の立面図となります。

側面に大型トラックの搬入搬出に対応したシャッターを整備してございます。

次のページ、資料5をご覧ください。

大豆等乾燥調製施設の平面図と立面図になります。

大豆や小麦の乾燥選別設備のスペース、集じん室や管理室を配置してございます。

次のページ、資料6をご覧ください。

花卉集出荷施設の平面図と立面図になります。

原料置場や花卉の箱詰めスペースを配置してございます。

資料7をご覧ください。

こちらは全体外観のパース図となっております。

資料8をご覧ください。

本契約に係る入札結果については、記載のとおりでございます。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（山本幸一郎君） 日程第16、議案第24号 工事請負契約の締結について（野菜等集出荷貯蔵施設等電気設備工事）を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（吉田栄光君） 議案第24号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、野菜等集出荷貯蔵施設等電気設備工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社横電、代表取締役、横山政治と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長より説明をさせます。

- 議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

- 農林水産課長（大浦龍爾君） 議案書によりご説明いたします。

議案集107ページをお開きください。

- 1、契約の目的、野菜等集出荷貯蔵施設等電気設備工事。
- 2、施工箇所、浪江町大字酒田字上原地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額1億9,140万円。
- 5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字立野字荒屋敷69番地
- 2、株式会社横電、代表取締役、横山政治。
- 6、工期、議会の議決を得た日から令和9年3月31日。

本工事につきましては、野菜等集出荷貯蔵施設など3棟の電気設備工事を行うものです。

次のページ、議案第24号資料1をご覧ください。

こちらは施設全体の電気配線図となります。

図に記載ありますとおり、敷地南側から電気及び通信を引き込む予定となります。

次のページ、資料2をご覧ください。

野菜等集出荷貯蔵施設の1階電気設備図となります。

図面のとおり、電灯設備、拡声設備、テレビ共聴設備を設置いたします。

次のページ、資料3をご覧ください。

野菜等集出荷貯蔵施設の2階電気設備となります。

こちら図面のとおり電灯設備、拡声設備を設置いたします。

次のページ、資料4をご覧ください。

大豆等乾燥調製施設の電気設備図となります。

こちら図面のとおり、電灯設備、テレビ共聴設備を設置いたします。

次のページ、資料5をご覧ください。

花卉集出荷施設の電気設備図となります。

図面のとおり、電灯設備を設置いたします。

次のページ、資料6をご覧ください。

本契約に係る入札結果については、記載のとおりとなっております。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（山本幸一郎君） 日程第17、議案第25号 工事請負契約の締結について（野菜等集出荷貯蔵施設等機械設備工事）を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（吉田栄光君） 議案第25号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、野菜等集出荷貯蔵施設等機械設備工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社小黒設備工業、代表取締役、小黒陽子と契約締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明をさせます。

- 議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

- 農林水産課長（大浦龍爾君） 引き続き、議案書によりご説明いたします。

議案集114ページをお開きください。

1、契約の目的、野菜等集出荷貯蔵施設等機械設備工事。

2、施工箇所、浪江町大字酒田字上原地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額7,304万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字高瀬字小高瀬原197番地、株式会社小黒設備工業、代表取締役、小黒陽子。

6、工期、議会の議決を得た日から令和9年3月31日。

本工事は、野菜等集出荷貯蔵施設など3棟の機械設備工事を行うものでございます。

次のページ、議案第25号資料1をご覧ください。

こちらは施設全体の配管図となります。

図に記載ありますとおり、敷地西側の既設給水排水管に接続いたします。浄化槽につきましても、野菜等集出荷貯蔵施設に21人槽ほか2棟に5人槽を設置いたします。

次のページ、資料2をご覧ください。

野菜等集出荷貯蔵施設の1階機械設備図となります。

図面のとおり、空調設備、換気設備、衛生器具設備、浄化槽設備を設置いたします。

次のページ、資料3をご覧ください。

野菜等集出荷貯蔵施設の2階機械設備図となります。

図面のとおり、換気設備を設置いたします。

次のページ、資料4をご覧ください。

大豆等乾燥調製施設の機械設備図となります。

図面のとおり、空調設備、換気設備、衛生器具設備、浄化槽設備を設置いたします。

次のページ、資料5をご覧ください。

花卉集出荷施設の機械設備図となります。

こちらにも図面のとおり、空調設備、換気設備、衛生器具設備、浄化槽設備を設置いたします。

資料6をご覧ください。

本契約に係る入札結果については、記載のとおりとなっております。

ご説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第18、議案第26号 工事請負契約の締結について（野菜等集出荷貯蔵施設等集出荷設備設置工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第26号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、野菜等集出荷貯蔵施設等集出荷設備設置工事について、地方自治法第234条第1項の規定による随意契約の対象者となったヤンマーグリーンシステム株式会社、代表取締役、中井健二と契約

を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） 引き続き議案書によりご説明いたします。

議案集121ページをお開きください。

1、契約の目的、野菜等集出荷貯蔵施設等集出荷設備設置工事。

2、施工箇所、浪江町大字酒田字上原地内。

3、契約の方法、随意契約。

4、契約金額6億830万円。

5、契約の相手方、兵庫県伊丹市中央3丁目1番17号、ヤンマーグリーンシステム株式会社、代表取締役、中井健二。

6、工期、議会の議決を得た日から令和9年3月31日。

本工事は、野菜等集出荷貯蔵施設における選別、梱包などの集出荷設備の設置工事を行うものとなっております。

次のページ、議案第26号資料1をご覧ください。

こちらは集出荷設備を設置する野菜等集出荷貯蔵施設の配置図となっております。

次のページ、資料2をご覧ください。

野菜等集出荷貯蔵施設の1階機器平面図となっております。

図面のとおり、ブロッコリー選別設備、箱詰め設備、ネギ選別設備、残渣処理設備、予冷設備を設置いたします。

次のページ、資料3をご覧ください。

野菜等集出荷貯蔵施設の2階機器平面図となっております。

こちらは2階から1階の各選別設備へ続くコンベヤーなどを設置いたします。

次のページ、資料4をご覧ください。

こちらは各設備の機器におけるフロー図となっております。

ブロッコリー選別設備やネギ選別設備につきましては、画像診断機による等級判別や製品搬送コンベヤーなど、作業の省力化を図る機器を設置いたします。

残渣処理施設設備につきましても、産廃処分コスト低減を図るための高速破砕機や減容脱水機などを設置いたします。

次のページ、資料5をご覧ください。

入札執行結果表となります。

このたび制限付一般競争入札を実施いたしました。再入札を行

っても最低入札価格が予定価格を下回りませんでした。そのため地方自治法施行令第167条の2に随意契約にすることができる場合が定められており、第1項第8号2、競争入札に付し入札者がいないとき又は再度の入札に落札者がいないときに該当するため、随意契約に移行しました。

次のページ、資料6をご覧ください。

制限付一般競争入札における最低価格の入札者であったヤンマーグリーンシステム株式会社から見積書の提出を受けまして、見積額が予定価格を下回りました。

ご説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第19、議案第27号 工事請負契約の締結について（野菜等集出荷貯蔵施設等乾燥調製設備設置工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第27号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、野菜等集出荷貯蔵施設等乾燥調製設備の設置工事について、地方自治法第234条第1項の規定により制限付一般競争入札により落札者となったヤンマーアグリジャパン株式会社、代表取締役、小野寺誠と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） 引き続き、議案書によりご説明いたします。

議案集128ページをお開きください。

- 1、契約の目的、野菜等集出荷貯蔵施設等乾燥調製設備設置工事。
- 2、施工箇所、浪江町大字酒田字上原地内。
- 3、契約の方法、制限付一般競争入札。
- 4、契約金額、1億3,420万円。
- 5、契約の相手方、大阪府大阪市北区鶴野町1番9号、ヤンマーアグリジャパン株式会社、代表取締役、小野寺誠。
- 6、工期、議会の議決を得た日から令和9年3月31日。

本工事は、大豆等乾燥調製施設における乾燥調製設備の設置工事を行うものでございます。

次のページ、議案第27号、資料1をご覧ください。

乾燥調製設備を設置する大豆等乾燥調製施設の配置図となっております。

次のページ、資料2をご覧ください。

大豆等乾燥調製施設の機器平面図となります。図面のとおり、荷受け設備、乾燥設備、小麦調製設備、大豆調製設備、排塵設備を設置いたします。

次のページ、資料3をご覧ください。

こちら、各設備の機器フロー図となっております。

荷受け設備、乾燥設備につきましては、大豆と小麦の両方に共通稼働し、その後、小麦調製設備と大豆調製設備に分かれて選別される仕組みとなっております。

次のページ、資料4をご覧ください。

本契約に係る入札結果については、記載のとおりとなっております。

ご説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第20、議案第28号 工事請負契約の締結について（福島再生賃貸住宅等新築工事（権現堂集合住宅））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第28号 工事請負契約の締結についてご説明をいたします。

本案は、福島再生賃貸住宅等新築工事（権現堂集合住宅）について、地方自治法第234条第1項の規定による制限付一般競争入札により落札者となった横山建設・鴻池組復旧・復興建設工事共同企業体、代表者、横山建設株式会社、代表取締役社長、佐藤祥一と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、住宅水道課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（金山信一君） それでは、議案書によりご説明いたします。

133ページとなります。

- 1、契約の目的、福島再生賃貸住宅等新築工事（権現堂集合住宅）
- 2、施工箇所、浪江町大字権現堂地内。

3、契約の方法、制限付一般競争入札。

4、契約金額、47億800万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設・鴻池組復旧・復興建設工事共同企業体、代表者、横山建設株式会社、代表取締役社長、佐藤祥一。

6、工期、議会の議決を得た日から令和9年12月28日。

本工事は、浪江駅周辺整備事業において、浪江駅周辺グランドデザイン基本計画に基づき、福島再生賃貸住宅を整備し、南側には駅前から連続する緑空間へと続く木漏れ日の丘、こども公園、あずまや、公共トイレ等を整備するものです。

次のページ、議案第28号資料1をご覧ください。

本工事の概要と配置図になります。

資料左の工事概要でございます。敷地面積7,109.79平方メートル、延べ床面積6,338.61平方メートル、各施設は公営住宅A棟777.97平方メートル、B棟1,949.66平方メートル、C棟3,431.53平方メートルのほか、駐輪場、あずまや、公共トイレを整備します。その構造、階数及び戸数は、A棟木造3階建て7戸、B棟RC造5階建て26戸、C棟RC造6階建て43戸です。建設地は中央公園の南側になります。右の配置図ですが、赤太枠で囲まれた範囲が今回の工事対象となります。

続いて、資料2-1をご覧ください。

A棟の平面図になります。1階には集会室を2室、2階、3階に住戸を整備します。

続いて、資料2-2、2-3は、B棟の平面図になります。B棟の1階には借室電気室を設け、東北電力の変圧器から全住戸に電力を供給します。また、ごみ集積室もB棟1階に整備いたします。

続いて、138ページ、資料2-4から2-6までは、C棟の平面図になります。

続いて、資料2-7をご覧ください。

建物の断面図になっておりまして、各棟の住戸タイプの配置を示しております。各住戸タイプの合計は集会所2室、S住戸18戸、M住戸42戸、L住戸16戸、計76戸整備いたします。この中には、車椅子利用者用住戸1戸も含まれております。

続いて、資料2-8から2-13までは、各住戸タイプの詳細図になります。

続いて、148ページ、資料2-14をご覧ください。

A棟の1階レイアウトになります。集会室は南側に配置し、日当たりのよさと芝生広場への開放感が得られる計画となっております。

続いて、資料2-15から2-17は、各棟の立面図になります。屋根の曲線が商業施設、交流施設との一体感を生み出します。

続いて、2-18をご覧ください。

電気設備の概要になります。受電、通信設備をはじめとして各種電気設備を整備いたします。主な設備の数量については、各表のとおりとなっております。

続いて、資料2-19をご覧ください。

太陽光発電設備図になります。

太陽光パネルは、全ての棟の屋根に整備し、合計91.19キロワットを発電します。夜間は蓄電池にためた電気を廊下等の共用部照明等に利用いたします。

続いて、差し替え資料になりますが、2-20となります。機械設備の概要になります。給排水設備をはじめとして、各種機械設備を整備いたします。主な設備の数量については、各表のとおりとなっております。エレベーターは各棟に1基ずつ整備いたします。

議案集155ページ、資料2-21をご覧ください。

浪江駅側から見たパース図になります。

続いて、資料3-1をご覧ください。

公共トイレ、あずまやの平面図になります。左側のあずまやは、ベンチのある休憩スペースで、床面積は25.12平方メートル、右側の公共トイレ棟は60.60平方メートルです。

続いて、資料3-2をご覧ください。

公共トイレ、あずまやの立面図になります。芝生広場を囲む公営住宅等施設の屋根は、大きい波をイメージしておりますが、こちらは小さなさざ波をイメージしております。

続いて、資料3-3をご覧ください。

電気設備図になります。

間接照明やアップライトを使用して安らぎを生み出し、夜間の明るさを確保いたします。

続いて、資料3-4をご覧ください。

機械設備図になります。表に示した数の便器を整備いたします。

続いて、資料3-5をご覧ください。

B棟のテラスから見たパース図になります。

続いて、資料4をご覧ください。

外構の平面図になります。駐車場は通常のアスファルト舗装にし、南側の緑空間は自然色舗装で、調和のとれた空間をつくり出し、魅力を高めます。駐車場の台数につきましては、入居者用76、来客用2、うち2台が車椅子対応となっております。

続いて、資料5をご覧ください。

本契約に関わる入札結果については、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（山本幸一郎君） 日程第21、議案第29号 工事請負契約の締結について（請戸地区排水路整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第29号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、請戸地区排水路整備工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった横山建設株式会社、代表取締役社長、佐藤祥一と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、建設課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） それでは、議案書によりご説明いたします。

163ページをご覧ください。

1、契約の目的、請戸地区排水路整備工事。

2、施工箇所、浪江町大字請戸地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、2億2,110万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地

2、横山建設株式会社、代表取締役社長、佐藤祥一。

6、工期、議会の議決を得た日から令和9年1月13日でございます。

164ページ、資料1をご覧ください。

全体の位置図となります。

施工箇所が①と②の2つに分かれており、施工箇所①はさらにA、B、Cの区間がございます。工事概要は、施工延長が984.9メートル、排水溝が926.1メートル、ボックスカルバート工が34.6メートル、集水ますが12か所となっております。

資料の中央、施工箇所①と②の起点がございます。起点の場所をご確認いただき、165ページ、資料2-1をご覧ください。

施工箇所①A区間の平面図でございます。平面面の左側が起点となっております。

166ページ、資料2-2をご覧ください。

上段が施工箇所①B区間の平面図、下段が施工箇所①C区間の平

面図でございます。施工箇所①のAからC区間の施工延長は721.7メートルでございます。

167ページから169ページ、資料3-1から3-3は標準横断図でございます。施工箇所①の各排水構造物の標準的な横断図が記載されております。

170ページ、資料4をご覧ください。

施工箇所②の平面図でございます。施工延長は263.2メートルでございます。

171ページ、資料5は標準横断図でございますして、施工箇所②の各排水構造物の標準的な横断図が記載されております。

172ページ、資料6をご覧ください。

入札の執行結果表でございますので、後ほどご確認願います。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第22、議案第30号 工事請負契約の締結について（棚塩地区排水路整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第30号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、棚塩地区排水路整備工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった横山建設株式会社、代表取締役社長、佐藤祥一と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、建設課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 議案書によりご説明いたします。

173ページをご覧ください。

1、契約の目的、棚塩地区排水路整備工事。

2、施工箇所、浪江町大字棚塩地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、1億1,110万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社、代表取締役社長、佐藤祥一。

6、工期、議会の議決を得た日から令和8年12月14日でございます。

174ページ、資料1をご覧ください。

全体の位置図となります。

工事概要は、施工延長が663.8メートル、排水溝が652メートル、カルバート工が8メートル、集水ますが4か所となっております。

175ページ、資料2をご覧ください。

平面図でございます。

176ページ、資料3は標準横断図、排水溝構造図となっております。

177ページ、資料4をご覧ください。

入札の執行結果表でございますので、後ほどご確認願います。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

---

○議長（山本幸一郎君） ここで、2時30分まで休憩といたします。  
（午前 2時19分）

---

○議長（山本幸一郎君） 再開します。  
（午後 2時30分）

---

○議長（山本幸一郎君） 日程第23、議案第31号 工事請負契約の変更について（産学官連携施設建築工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第31号 工事請負契約の変更についてご説明をいたします。

本案は、産学官連携施設建築工事について、工期延長に伴う変更契約を行うものであります。

現在の契約工期は、令和7年9月17日から令和8年7月31日までありましたが、令和9年1月29日まで延長するものであります。

詳細については、産業振興課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） 議案第31号についてご説明いたします。

171ページ、議案書をお開きください。

1、契約の目的、産学官連携施設建築工事。

2、施工箇所、浪江町大字権現堂字北深町地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、18億7,000万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字藤橋字原59番地1、東北工業建設株式会社、代表取締役、戸川聡。

6、工期、変更前、令和7年9月17日から令和8年7月31日まで。変更後、令和7年9月17日から令和9年1月29日までとなっております。

います。

次ページ、179ページ、資料1をご覧ください。

契約変更の理由書でございます。

変更内容をご覧ください。

工期の延長となっております。本工事におきまして、施設構造物材として使用するCLT部材について、全国的にCLTの需要が高まっていることに加え、使用するCLTを生産できる工場が全国に3か所しかなく、当初の工程よりも製造に時間を要することが判明いたしました。要因といたしましては、大阪・関西万博以降、木造ビルや、国際的プロジェクト関連で需要が高まったところでございますが、CLT部材の生産施設は全国に9か所しかなく、生産が集中していること、さらに、本施設の仕様を満たすCLT部材を生産できる工場がそのうち3か所ということもあり、CLT部材の製造に6か月ほど期間を要することが見込まれるため、当初の工期内の完成が難しくなったことから工期を変更したいとします。

次ページの資料2をご覧ください。

工程表になります。杭工事、基礎工事については工程どおり進んでおりましたが、建方に移行するに当たり、木材製造に時間を要することが判明したため、工期を延長させていただき、全体工程を赤字のラインのとおり再調整するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第24、議案第32号 工事請負契約の変更について（産学官連携施設電気設備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第32号 工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本案は、産学官連携施設電気設備工事について、工期延長に伴う変更契約を行うものであります。

現在の契約工期は、令和7年9月17日から令和8年7月31日までであります。令和9年1月29日まで延長するものであります。

詳細については、産業振興課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） 議案第32号についてご説明いたします。

181ページ、議案書をお開きください。

1、契約の目的、産学官連携施設電気設備工事。

- 2、施工箇所、浪江町大字権現堂字北深町地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、3億2,450万円。
- 5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字小野田字下川原41番地、有限会社浪江電設、代表取締役、阿部雅彦。
- 6、工期、変更前、令和7年9月17日から令和8年7月31日まで。変更後、令和7年9月17日から令和9年1月29日までとなっております。

次ページ、182ページ、資料1をご覧ください。

契約の変更の理由書でございます。

変更内容をご覧ください。

工期の延長になってございます。産学官連携施設における主要工事である建築工事について、先ほどの議案第31号でご説明したとおり、工期延長が生じ、それに伴い関係する電気設備工事も同様に工期を変更したいとするものでございます。

次ページ、議案資料2をご覧ください。

工程表になります。電気工事における屋内工事については、建築工事の建方後の工事も多くあることから、工期を延長させていただき、全体工程を赤字のラインのとおり再調整させていただくというものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第25、議案第33号 工事請負契約の変更について（産学官連携施設機械設備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第33号 工事請負契約の変更についてご説明をいたします。

本案は、産学官連携施設機械設備工事について、工期延長に伴う変更契約を行うものであります。

現在の契約工期は、令和7年9月17日から令和8年7月31日までであります。令和9年1月29日まで延長するものであります。

詳細については、産業振興課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） 議案第33号についてご説明いたします。

184ページ、議案書をお開きください。

- 1、契約の目的、産学官連携施設機械設備工事。
- 2、施工箇所、浪江町大字権現堂字北深町地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、2億3,281万5,000円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字高瀬字小高瀬原197番地、株式会社小黒設備工業、代表取締役、小黒陽子。

6、工期、変更前、令和7年9月17日から令和8年7月31日まで。変更後、令和7年9月17日から令和9年1月29日までとなっております。

185ページ、資料1をご覧ください。

契約変更の理由書でございます。

変更内容をご覧ください。

工期の延長となっております。

産学官連携施設における主要工事である建築工事について、先ほどの議案第31号でご説明したとおり工期延長が生じ、それに伴い、関連する機械設備工事も同様に工期を変更したいというものでございます。

次ページ、資料2をご覧ください。

工程表になってございます。機械設備工事における屋内工事については、建築工事の建方後の工事も多くあることから、工期を延長させていただき、全体工程を赤字のラインのとおり再調整させていただくものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第26、議案第34号 工事請負契約の変更について（R7年度町道修繕事業（特定復興再生拠点区域内））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第34号 工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本案は、R7年度町道修繕事業（特定復興再生拠点区域内）について、契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は5億380万ですが、1億704万1,000円を減額し、3億9,675万9,000円に変更するものであります。

詳細については、建設課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 議案書によりご説明いたします。

187ページをご覧ください。

1、契約の目的、R7年度町道修繕事業（特定復興再生拠点区域

内)。

2、施工箇所、浪江町大字赤字木地内ほか。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前、5億380万円。変更後、3億9,659万9,000円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組、代表取締役、泉田征慶。

6、工期、令和7年6月17日から令和8年3月31日でございます。188ページ、議案第34号資料1をご覧ください。

変更理由でございます。

路盤工について、路盤試験によって耐力が良好であることが確認されたため、路盤工の面積減による変更となります。舗装工について、劣化範囲が当初の想定より広範囲に及んでいることが判明したこと、また、現地の道路状況を考慮し、安全な通行を確保するため、道路敷地内の路肩、待避所部分の舗装面積増による変更となります。

町道6050号線について、他事業の工事受注業者との協議により、受注業者施工に伴う修繕面積減による変更となります。

町道106、6120、6121号について、環境省の解体除染事業を優先し対象となる町道3路線を来年度以降に延長するため、修繕面積減による変更となります。

189ページ、議案第34号資料2をご覧ください。

路線位置図及び工事概要でございます。工事概要の対象路線が27路線から23路線、舗装工の延長1万3,680メートルから1万2,455メートル、面積4万6,554.8平方メートルから5万9,757.1平方メートル、路盤工2万8,943.8平方メートルから869.8平方メートルに変更となります。

路線位置図の青い線で示される4路線が工事中止、延期となります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第27、議案第35号 工事請負契約の変更について（復興海浜緑地（多目的広場）造成工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第35号 工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本案は、復興海浜緑地造成工事について、契約変更を行うものがあります。

現在の契約金額は10億6,150万ですが、3,401万6,400円を減額し、

10億2,748万3,600円に変更するものであります。

詳細については、生涯学習課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） それでは、議案集191ページをお開きください。

1、契約の目的、復興海浜緑地（多目的広場）造成工事。

2、施工箇所、浪江町大字請戸地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前、10億6,150万円。変更後、10億2,748万3,600円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地

2、横山建設株式会社、代表取締役社長、佐藤祥一。

6、工期、令和6年1月23日から令和8年3月31日までとなります。

次ページの議案第35号資料をお開きください。

変更の理由でございますが、施工業者による周辺工事等や同敷地内での建築工事等との協議による交通誘導員配置計画の見直しにより、当初予定しておりました2,274人から500人に減ったことによる交通管理工の減額となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第28、議案第36号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第36号 浪江町道路線の認定及び廃止についてご説明いたします。

本案は、浪江駅周辺整備事業等により、町道路線の認定及び廃止をするため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、建設課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 議案書及び議案資料に基づいて説明いたします。

193ページをご覧ください。

認定路線の一覧が掲載されています。

認定路線は9路線でございます。

194ページ及び195ページをご覧ください。

廃止路線の一覧が掲載されています。

廃止路線は24路線でございます。

196ページ、資料1をご覧ください。

認定路線位置図です。赤い線で示されている赤い丸が路線の起点、矢印の先が終点でございます。こちらにつきましては、廃止手続後、赤い線で示されている路線を改めて認定するものです。

197ページ、資料2をご覧ください。

廃止路線位置図です。

浪江駅周辺整備事業に伴い、路線の廃止をするものでございます。

198ページ、資料3をご覧ください。

認定路線位置図です。

棚塩RE100産業団地事業に伴い、新たに路線を認定するものでございます。

199ページ及び200ページ、資料4、認定路線位置図及び資料5、廃止路線位置図をご覧ください。

福島県復興記念公園事業に伴い、路線の認定及び廃止を行うものでございます。

201ページ及び202ページ、資料6、認定路線位置図及び資料7、廃止路線位置図をご覧ください。

浪江トレーニングセンター造成に伴い、路線の認定及び廃止を行うものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第29、議案第37号 令和7年度浪江町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第37号 令和7年度浪江町一般会計補正予算（第9号）についてご説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ27億130万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を426億3,687万9,000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、事項別明細書によりご説明をいたします。議案集の217ページをご覧ください。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。

款1町税、項1町民税、目2法人4,800万円の増につきましては、申告実績による増となっております。

同じく項2固定資産税、目1固定資産税3,300万円の増につきま

しては、償却資産の申告実績による増となっております。

款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税4億5,853万3,000円の増につきましては、普通交付税及び震災復興特別交付税の追加交付に伴う増額となっております。

219ページをご覧ください。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金2億9,921万2,000円の減につきましては、主に節1国庫補助金におきまして認定こども園増築事業の進捗に伴う福島再生加速化交付金、帰還・移住等環境整備の減によるものでございます。

目3衛生費国庫補助金3,378万3,000円の減につきましては、主に節3環境保全費国庫補助金において、事業実績見込みによる補助金の減によるものとなっております。

目5土木費国庫補助金1,322万8,000円の減につきましては、主に道路維持補修事業の実績見込みによります補助金の減となっております。

220ページをご覧ください。

款14国庫支出金、項3委託金、目1総務費委託金3億301万7,000円の減につきましては、節2原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金では、主に防犯パトロール事業の実績見込みによる減、節3福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金では、主に町道修繕工事の実績見込みによる減となっております。

221ページをご覧ください。

款15県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金3億7,616万1,000円の増につきましては、主に節2福島再生加速化交付金におきまして畜産施設整備事業に係ります事業進捗に伴う交付金の増となっております。

222ページをご覧ください。

同じく目4農林水産業費県補助金1億1,426万5,000円の減につきましては、主に節1農業費県補助金において、営農再開支援に係る補助金の実績見込みによる減となっております。

項3委託金、目1総務費委託金2,488万8,000円の減につきましては、節2統計調査委託金で、国勢調査の事業実績に伴う減、節3選挙費委託金で昨年7月に執行された参議院議員通常選挙の事業実績による減となっております。

223ページをご覧ください。

款16財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入3,826万1,000円の減につきましては、主に棚塩地区に設置されていた減容化施設用地の返還が翌年度になったことから、防災林用地としての

売却も翌年度となったことに伴う減額となっております。

款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金2億1,292万9,000円の減につきましては、財源調整の結果によるものでございます。

目2浪江町復旧復興基金繰入金6億2,528万7,000円の減につきましては、主に畜産施設整備事業の事業費確定に伴う減及び駅前整備に係る一団地整備事業の事業実績に伴う減によるものとなっております。

目3地域福祉基金繰入金5,000万円の減及びその下、目4地域復興基金繰入金5,000万円の減につきましては、財源振替に伴います繰入金の減となっております。

224ページをご覧ください。

同じく目7浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金繰入金16億6,528万9,000円の減につきましては、主に一団地整備事業、そして農業水利施設等保全再生事業の実績に伴う減となっております。

款20諸収入、項4雑入、目1雑入4,033万1,000円の減につきましては、節1雑入では、事業実績に伴う仮設店舗事務所解体費助成金の減、補助対象事業縮減に伴う再生可能エネルギー推進協議会補助金の減、そして225ページの節2弁償金で、平成25年度の行政経費の3回目の支払いに伴います原子力損害賠償金の増などによるものとなっております。

款21町債、項1町債、目1過疎対策事業債及び目2緊急自然災害防止対策事業債の減につきましては、事業費確定に伴う借入予定額の減によるものとなっております。

226ページをご覧ください。

226ページからは、歳出の説明となります。今回の補正予算につきましては、年度末を控えまして事業費の確定に伴う減額や不用額の整理などを行っております。項目が多いため、主要なもののみ説明とさせていただきます。

まず、款2総務費、項1総務管理費、目1総務管理費1億797万円の増につきましては、227ページをご覧ください。

主に節18負担金補助及び交付金におきまして、応援職員の増に伴います派遣元への負担金の増によるものとなっております。

228ページをご覧ください。

目3財政管理費3,354万6,000円の増につきましては、主に節24積立金におきまして、歳入でも申し上げましたが原子力損害賠償金を基金に積み立てることによるものとなっております。

目5財産管理費4,565万1,000円の減につきましては、主に節24積

立金において、減容化施設跡地の売却が翌年度となることによる基金積立金の減によるものとなっております。

目6 企画費11億8,239万1,000円の増につきましては、主に229ページをご覧ください。

節24積立金において、今年度の事業実施の財源とするため、浪江町復旧復興基金及び浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金に積立てをするものでございます。

目7 情報管理費8,928万3,000円の減につきましては、こちらは主に230ページをご覧ください。

節14工事請負費で、井手・小丸地区で実施をしております地デジ再送信システム復旧工事におきまして、電送ルートの最適化を図り、工事費を圧縮したことなどに伴う事業費の減となっております。

目10減債基金1,624万7,000円の増につきましては、償還財源として普通交付税が交付されたことに伴い、基金へ積立てをするものでございます。

231ページをご覧ください。

目14移住推進費4,092万8,000円の減につきましては、主に節18負担金補助及び交付金で移住者に対する各種補助金の実績見込みに伴う減となっております。

236ページをご覧ください。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉費7,437万7,000円の減につきましては、主に237ページに記載のございます節27繰出金において、事業実績見込みによります一般会計からの国保特会への繰出金の減となっております。

240ページをご覧ください。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目3 環境衛生費1,718万5,000円の減につきましては、主に節10需用費で宅地用除草剤配布の実績見込みによります消耗品費の減によるものとなっております。

242ページをご覧ください。

款4 衛生費、項4 環境保全費、目1 ゼロカーボン推進費4,372万3,000円の減につきましては、主に節12委託料で、駅周辺エネルギーセンター実施設計業務を次年度に繰延べしたことによります事業費の減となっております。

243ページをご覧ください。

款6 農林水産業費、項1 農業費、目3 農業振興費2,332万2,000円の減につきましては、主に節12委託料で、令和7年度に策定予定としておりました防集拠点基本計画を2か年にわたり策定をすることとしたことに伴う予算の減額となっております。

目 4 営農再開支援事業費 1 億1,432万7,000円の減につきましては、主に節18負担金補助及び交付金で、営農再開支援に係る各種補助金の事業実績見込みによります減となっております。

244ページをご覧ください。

目 6 畜産業費 5 億1,804万2,000円の減につきましては、畜産施設整備事業の実績見込みによります減となっております。

245ページをご覧ください。

項 2 農業土木費、目 1 農地保全管理費 4 億6,092万9,000円の減につきましては、主に節14工事請負費において、ため池放射性物質対策事業費の実績見込みによる減額となっております。

246ページをご覧ください。

項 4 水産業費、目 1 水産振興費5,258万3,000円の減につきましては、主に節14の工事請負費において、さけふ化採捕施設整備事業の実績見込みによる減額となっております。

247ページをご覧ください。

款 7 商工費、項 1 商工費、目 2 商工振興費6,767万5,000円の減につきましては、主に節14工事請負費において、町外にございます仮設商業施設の譲渡、解体の実績見込みによる減額となっております。

248ページをご覧ください。

目 3 観光費6,951万7,000円の減につきましては、主に節14工事請負費で、いこいの村の改修工事の実績に伴う減となっております。

248ページをご覧ください。

目 6 企業誘致促進費 3 億1,489万3,000円の減につきましては、主に節14工事請負費で、南産業団地造成工事において未買収地の取得ができなかったことに伴います事業費の減となっております。

249ページをご覧ください。

款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、目 2 道路維持費 2 億5,636万9,000円の減につきましては、道路橋梁に係る維持補修費の実績見込みによる減額となっております。

款 8 土木費、項 4 都市計画費、目 1 都市計画総務費8,323万8,000円の減につきましては、節12委託料において発注者支援業務委託料の実績見込み、そして250ページをご覧ください。250ページの節16公有財産購入費で、防災集団移転元地購入の事業実績見込みなどによる減額となっております。

目 4 まちづくり整備事業費12億9,337万6,000円の減につきましては、主に浪江駅周辺整備事業に係る各種事業費の実績見込みによる減となっております。

252ページをご覧ください。

款 8 土木費、項 6 機構推進費、目 1 機構推進総務費 1,120 万円の減につきましては、当初民間企業からの人材派遣を想定して予算を組んでおりましたが、福島相双復興官民合同チームの支援を受けて事業を進めることができたため、予算を減額としております。

253 ページをご覧ください。

款 9 消防費、項 1 消防費、目 4 防災対策費 1 億 1,189 万 4,000 円の減につきましては、主に節 12 委託料で、防犯管理業務委託の実績見込みによる減となっております。

254 ページをご覧ください。

款 10 教育費、項 1 教育総務費、目 7 学習支援事業費 2,802 万 6,000 円の減につきましては、施設整備を令和 8 年度としたことによります公有財産購入費の減によるものとなっております。

255 ページをご覧ください。

款 10 教育費、項 3 中学校費、目 1 学校管理費 1,343 万 6,000 円の減につきましては、主に節 16 公有財産購入費において地権者との合意に至らなかったことによる公有財産購入費の減となっております。

256 ページをご覧ください。

款 10 教育費、項 5 保健体育費、目 2 体育施設費 4,668 万 7,000 円の減につきましては、257 ページをご覧ください。257 ページの節 14 工事請負費において、復興海浜緑地多目的広場整備工事の実績見込みによる減となっております。

続きまして、209 ページまでお戻りください。

209 ページは、第 2 表継続費補正変更でございます。

款 6 農林水産業費、項 1 農業費、事業名農業振興地域整備計画更新業務委託につきましては、令和 7 年度から令和 8 年度にかけて継続事業として設定しておりますが、令和 7 年度において想定しておりました前払い金の支払いがなかったため、年割額を変更するものとなっております。

款 6 農林水産業費、項 1 農業費、事業名畜産施設敷地造成工事管理業務委託、以下 210 ページまで記載のございます畜産施設整備関連事業につきましては、事業完了に伴う年割額の変更となっております。

款 6 農林水産業費、項 2 農業土木費、事業名浪江地区ため池実施計画策定業務委託及び次の記載にございます沢目ため池環境保全整備工事再対策につきましては、事業完了に伴う総額及び年割額の変更となっております。

同じく項 4 水産業費、事業名さけ採捕施設ウライ設置工事につきましては、令和 7 年度事業費が確定したことに伴い、年割額を変更

するものとなっております。

款 8 土木費、項 4 都市計画費、事業名公共トイレ整備工事管理業務委託につきましては、同じ敷地内で工事を行う緑空間整備工事管理業務委託と統合して実施するというにいたしたため、総額及び年割額を変更するものです。

なお、後ほど説明いたしますが、緑空間整備工事管理業務委託につきましては、継続費設定を廃止いたします。

款 10 教育費、項 5 保健体育費、事業名復興海浜緑地多目的広場整備工事につきましては、事業完了に伴う総額及び年割額の変更となっております。

211 ページをご覧ください。

継続費の廃止でございます。

款 8 土木費、項 4 都市計画費、事業名緑空間整備工事管理業務委託につきましては、公共トイレ等整備工事管理業務委託と統合して実施するため、継続費を廃止するものでございます。

同じく事業名地域活性化施設内装展示設計業務委託につきましては、地域活性化施設の概算工事費圧縮に向けて基本設計が現在継続中でございますことから、継続費を一旦廃止するものでございます。

同じく事業名支障埋設管移設補償につきましては、既存 N T T ケーブルの地下埋設を想定しておりましたが、各種埋設物との調整に不測の日数を要し、令和 7 年度中の事業着手が困難となったことから、継続費を廃止するものでございます。

なお、当該事業につきましては、改めて令和 8 年度から令和 9 年度の継続費事業としまして予算化を予定しております。

212 ページをご覧ください。

第 3 表繰越明許費補正変更でございます。款 2 総務費、項 1 総務管理費、事業名情報通信基盤災害復旧事業につきましては、井手及び小丸地区の地上デジタル放送の難視聴区域を解消する事業となっておりますが、電送ルートの最適化などにより契約金額を圧縮できたため、繰越明許費を変更するものでございます。

続きまして、追加でございます。

款 2 総務費、項 3 戸籍住民基本台帳費、事業名社会保障・税番号制度システム改修事業につきましては、国の令和 7 年度補正予算を活用して事業執行するため、繰越しを前提としたものとなっておりますので、令和 7 年度で予算化をし、事業を翌年度に繰り越すものとなっております。

款 4 衛生費、項 4 環境保全費、事業名浪江町事業者向け再生可能エネルギー設備等導入補助事業につきましては、現在 1 件の申請を

受け付けておりますが、物価高騰や納期の遅延などから年度内の事業完了が困難と見込まれることから、予算を翌年度に繰り越すものでございます。

款6農林水産業費、項1農業費、事業名野菜等集出荷貯蔵施設等造成工事につきましては、令和7年度予算として計上している造成工事のうち、構内舗装工事は建築物の完成に合わせて施工する必要があるため、予算を翌年度に繰り越して8年度中に工事を実施するものでございます。

款8土木費、項4都市計画費、事業名浪江駅周辺地区建物解体設計業務につきましては、地権者との交渉で不測の日数を要し、年度内の事業完了は困難となったことから、事業を翌年度に繰り越すものでございます。

同じく事業名が浪江駅周辺地区建物等解体事業につきましては、残置物の運搬、撤去に不測の日数を要したことにより、年度内の事業完了が困難となったことから、予算を翌年度に繰り越すものでございます。

同じく事業名が電柱等移設補償事業につきましては、電柱移設の工事が年度末まで想定されていることから、光ケーブルの移設共架に関する補償費を年度内に支出することが困難となったことから、予算を翌年度に繰り越すものでございます。

213ページをご覧ください。

款8土木費、項6機構推進費、事業名浪江町西側地区整備事業につきましては、調整池の変更に伴い、開発区域全体の見直しが必要となり、年度内の事業完了が困難となったことから、予算を翌年度に繰り越すものでございます。

款9消防費、項1消防費、事業名避難所生活環境改善事業につきましては、避難所に多目的簡易ベッドや簡易設置型のオストメイトトイレを整備するものでございますが、国の令和7年度補正予算を活用して事業を執行するため、繰越しを前提としたものとなっておりますので、令和7年度で予算化をして事業を翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして、第4表債務負担行為補正の追加でございます。

双葉郡障害者等相談支援事業業務委託につきましては、双葉郡内及び県内の中核市に避難している障害者、障害児に対する福祉サービスの提供体制を整備するものでございます。一定期間同じ事業者が業務を継続することにより、障害者とその家族等の利用者が安心して相談できる環境の構築や地域全体の相談支援体制の強化などを図ることを目的に、令和8年度から令和12年度まで債務負担行為を

設定するものでございます。

なお、令和8年度からの事業となるため、関連予算につきましては令和8年度当初予算に計上しております。

214ページをご覧ください。

第5表地方債補正でございます。

起債をしております4事業につきましては、契約金額に合わせて限度額を変更するものでございます。

最後に、別添3としまして、基金の運用状況を格納してございますので、後ほどご確認いただければと存じます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第30、議案第38号 令和7年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第38号 令和7年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億3,096万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を33億8,513万9,000円とするものであります。

詳細については、健康保険課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（松本幸夫君） それでは、予算書、事項別明細書により説明いたします。

264ページをお開きください。

歳入の主なものについてご説明いたします。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1災害臨時特例補助金913万5,000円の減につきましては、補助金の交付額決定によるものです。

目2震災復興特定健診国庫補助金8万1,000円の減につきましては、補助金の交付額決定によるものです。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金1億5,440万7,000円の減につきましては、各種県補助金の交付額決定等によるものです。

次に、款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金6,733万9,000円の減につきましては、保険基盤安定負担金等の額の決定によるものです。

次に、266ページをお開きください。

歳出の主なものについてご説明いたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費113万6,000円の減につきましては、実績見込みによる減でございます。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 療養給付費 2 億5,000万円の減につきましては、実績見込みによる減でございます。

次に、267ページをお開きください。

款 4 保健事業費、項 2 特定健康診査等事業費、目 1 特定健康診査費800万円の減につきましては、節12委託料の特定健診委託料の実績見込みによる減でございます。

目 2 特定保健指導費22万円の減につきましては、節 7 報償費の栄養士等報償につきましては、県の保健福祉事務所の協力が得られたことにより、不用額の減です。

次に、268ページをお開きください。

款 7 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 2 償還金101万5,000円の増につきましては、昨年度分の県補助金の実績額確定による返還金でございます。

款 7 諸支出金、項 2 繰出金、目 1 直営診療施設勘定繰出金 8 万9,000円の減につきましては、特別調整交付金の交付額の決定によるものでございます。

最後に、款 8 予備費2,746万8,000円の増につきましては、財源調整によるものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第31、議案第39号 令和7年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第39号 令和7年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,718万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億4,584万7,000円とするものであります。

詳細については、浪江診療所事務長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（中野隆幸君） それでは、予算書、事項別明細書によりご説明させていただきます。

議案集274ページをお開きください。

初めに、歳入についてご説明させていただきます。

款 1 診療収入、項 1 外来収入、目 1 仮設津島診療所診療収入674万7,000円の減並びに目 2 浪江診療所診療収入20万円の減につきましては、各診療所の診療実績見込みによる減となります。

次に、款 1 診療収入、項 2 諸検査等収入、目 1 仮設津島診療所諸検査等収入140万円の減につきましては、仮設津島診療所の諸検査の実績見込みによる減となります。

275ページをご覧ください。

次に、款 2 使用料及び手数料、項 1 手数料、目 1 仮設津島診療所手数料15万円の減並びに目 2 浪江診療所使用料 1 万2,000円の増につきましては、各診療所の診断書手数料等の実績見込みによる補正となります。

次に、款 3 県支出金、項 1 県補助金、目 1 仮設津島診療所県補助金81万2,000円の減並びに目 2 浪江診療所県補助金407万円の減につきましては、福島県地域医療復興事業補助金の交付見込みによる補正となります。

276ページをご覧ください。

次に、款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 仮設津島診療所事業勘定繰入金64万1,000円の減につきましては、へき地医療調整交付金の交付見込みによる補正となります。

目 3 仮設津島診療所繰入金34万6,000円の増並びに目 4 浪江診療所繰入金346万2,000円の減につきましては、一般会計繰入金の実績見込みによる補正となります。

277ページをご覧ください。と思います。

ここからは歳出のご説明となります。

款 1 総務費、項 1 施設管理費、目 1 仮設津島診療所管理費583万4,000円の減並びに目 2 浪江診療所管理費447万円の減につきましては、各診療所の実績見込みによる減となります。

278ページをご覧ください。と思います。

最後に、款 2 医業費、項 1 医業費、目 1 仮設津島診療所医業費359万1,000円の減並びに目 2 浪江診療所医業費325万円の減につきましては、各診療所の医薬材料費、それから医療機器借上料の実績見込みによる補正となります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第32、議案第40号 令和7年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第40号 令和7年度浪江町介護保険事業特

別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ440万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を29億6,188万円とするものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 事項別明細書285ページをご覧ください。

歳入についてご説明いたします。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目4災害臨時特例補助金76万3,000円の増及び目7介護保険事業費補助金49万9,000円の増は、交付見込みによるものです。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目4その他一般会計繰入金566万7,000円の減は、節1職員給与等繰入金及び節2事務費繰入金の減でございます。

次に、歳出となります。286ページをご覧ください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費345万3,000円の減、同じく項2徴収費、目1賦課徴収費22万円の減、同じく項3介護認定審査会費、目2認定調査費60万円の減、287ページに移りまして、同じく項7計画策定費、目1計画策定費39万5,000円の減は、いずれも実績見込みによるものです。

最後に、款6予備費76万3,000円の増は、歳入歳出調整によるものです。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第33、議案第41号 令和7年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第41号 令和7年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ840万を追加し、歳入歳出予算の総額を1億2,207万7,000円とするものであります。

詳細については、健康保険課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（松本幸夫君） それでは、予算書、事項別明細書により説明いたします。

293ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

款 1 後期高齢者医療保険料、項 1 後期高齢者医療保険料、目 2 普通徴収保険料668万5,000円の増につきましては、上位所得者及び新規転入者の保険料の実績見込みによるものです。

款 4 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 2 保険基盤安定化繰入金 211万円の減につきましては、保険基盤安定負担金の額の決定によるものです。

次に、款 6 諸収入、項 2 雑入382万5,000円の増につきましては、福島県後期高齢者医療広域連合からの補助金の交付決定によるものです。

次に、294ページをお開きください。

歳出の主なものについてご説明いたします。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金457万5,000円の増につきましては、主に上位所得者及び新規転入者の保険料の実績見込みによる保険料納付金の増でございます。

最後に、款 4 予備費382万5,000円の増につきましては、財源調整によるものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（山本幸一郎君） 日程第34、議案第42号 令和7年度浪江町公共下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第42号 令和7年度浪江町公共……

---

○議長（山本幸一郎君） 暫時休議します。

（午後 3時28分）

---

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

（午後 3時29分）

---

○議長（山本幸一郎君） 町長。

○町長（吉田栄光君） それでは、最初から繰り返します。

議案第42号 令和7年度浪江町公共下水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、公共下水道事業収益的支出で70万を増額するものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（金山信一君） それでは、補正予算説明書によりご説

明いたします。

299ページをご覧ください。

3条予算収益的支出です。款1下水道事業費用、項1営業費用、目4総係費70万円の増につきましては、職員手当に不足が生じるため補正するものです。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（山本幸一郎君） 日程第35、議案第43号 令和8年度浪江町一般会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第43号 令和8年度浪江町一般会計予算についてご説明いたします。

本案は、令和8年度浪江町一般会計歳入歳出予算の総額を267億7,900万円と定めるものであります。

令和8年度は第3期復興創生期間の初年度であるとともに、浪江町復興計画第3次後期基本計画の初年度となります。浪江町の復興の理念である夢と希望があふれ、住んでみたい町を踏まえ、町民の皆様が安心して豊かな生活を送れるとともに、誰もが住んでみたいと思える魅力あふれるまちづくりへの取組を推進する重要な年になります。

令和8年度一般会計当初予算は、令和7年度当初予算と比較して24.3%減となる総額267億7,900万となりますが、引き続き大規模な予算編成となりました。

歳入におきましては、自主的、安定的な財政運営に必要な自主財源として、町税等の確保に努めたものの、引き続き、国・県の財源に大きく依存した厳しい財政状況となっております。福島再生加速化交付金などの復興財源を最大限に活用しつつ、有利な町債の発行や財政調整基金等の取り崩しにより、事業執行に必要な財源確保を図りました。

歳出におきましては、農業者の意欲向上及び収益性向上を図るための野菜等集出荷貯蔵施設等整備に係る費用を計上しました。また、浪江駅周辺整備においては、駅前から新町通りまで人が過ごし、人が集う、人がつながるをテーマとした3つのゾーンを連続させた緑空間の整備費用や駅前交流施設、商業施設、公営住宅整備等に係る費用を引き続き計上しているほか、ゼロカーボンシティの実現へ向け、再生可能エネルギーや水素の利活用を積極的に推進するべく、駅周辺整備エリアにエネルギーセンターを整備する費用を計上しました。加えて、浪江国際研究学園都市構想を掲げる各種施策を推進

するため、共創会議等の取組を継続して進めていくとともに、F-R-E-I立地に伴う今後の外国人居住者の増加も見据え、多文化共生に対応していくための予算も計上しております。

このほか、物価高騰に対応し、水道基本料金の減免措置、プレミアム付き商品券の販売など、町民の生活支援に係る予算を計上しております。

詳細については、企画財政課長より説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、別添の2、令和8年度一般会計歳入歳出予算資料によりご説明をさせていただきます。

3ページをご覧ください。

令和8年度一般会計歳入歳出予算額は267億7,900万円、増減額が85億9,400万円、24.3%の減となっております。

2つ目の表をご覧ください。

歳入の構成について、主なものを申し上げますと、町税は13億9,455万9,000円、増減額1億3,910万1,000円、11.1%の増となっております。

次に、表の中ほど、地方交付税は47億739万9,000円、増減額6億5,277万4,000円の減で、内訳としましては普通交付税が26億8,567万5,000円、特別交付税が2億931万4,000円、震災復興特別交付税が18億1,241万円となっております。

次に、国庫支出金は65億7,438万2,000円、増減額16億6,788万4,000円、20.2%の減で、福島再生加速化交付金や原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金等を計上してございます。

次に、県支出金は31億2,547万7,000円、増減額が32億2,778万円、50.8%の減でございまして、主に福島再生加速化交付金や農林水産業費県補助金等を計上しております。

国及び県支出金の減額につきましては、主に畜産施設整備事業などの大規模事業が完了したことに伴う大幅な減額となっております。

次に、繰入金は88億1,402万1,000円、増減額が33億9,105万7,000円、27.8%の減となっております。主に浪江町復旧復興基金、浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金等からの繰入金で、浪江駅周辺整備事業、野菜等集出荷貯蔵施設等整備事業、産業団地整備事業等の財源として繰入れをするものでございます。

町債につきましては、10億1,250万円、増減額が4億2,220万円、71.5%の増となっております。過疎対策事業債、緊急自然災害防止対策事業債、公営住宅建設事業債等を見込んでおります。

4 ページをご覧ください。

自主財源、依存財源別の財源構成でございますが、町税や繰入金等の自主財源の合計は108億7,400万8,000円、増減率が24.1%の減、構成比が40.6%となっております。地方交付税や国・県支出金等の依存財源につきましては、159億499万2,000円、増減率が24.4%の減、構成比が59.4%となっております。

次に、一般財源、特定財源別の財源構成では、一般財源の合計は76億9,864万9,000円、増減率が3.3%の減、構成比が28.7%となっております。特定財源は190億8,035万1,000円、増減率が30.4%の減、構成比が71.3%となっております。

5 ページは財源構成を円グラフで表したものでございます。

6 ページをご覧ください。

目的別歳出の構成につきまして、主なものを申し上げますと、総務費が47億2,147万6,000円、15.1%の増、構成比が17.6%となっております。主に駅前交流施設整備事業の増によるものとなっております。

民生費は29億312万円、増減率11.2%の減、構成比10.8%となっており、主に認定こども園増築事業の減によるものとなっております。

農林水産業費は42億4,647万1,000円、増減率59.4%の減、構成比が15.9%となっており、主に畜産施設整備事業が終了したことに伴う減額となっております。

商工費は21億888万8,000円、増減率54.4%の減、構成比が7.9%となっており、主に産学官連携施設整備事業の減によるものとなっております。

土木費は88億3,745万6,000円、増減率が8.5%の増、構成比32.9%となっておりまして、主に権現堂地区公営住宅整備事業による増となっております。

教育費は7億647万3,000円、増減率が55.8%の減、構成比2.6%となっており、主に復興海浜緑地多目的広場整備事業の減によるものとなっております。

次に、性質別の構成でございますが、人件費や扶助費等の義務的経費につきましては、31億9,376万2,000円、増減率が1.2%の増、構成比11.9%となっており、前年度とほぼ同規模となっております。

普通建設事業等の投資的経費は131億1,962万8,000円、増減率37.9%の減、構成比49.0%となっており、主に畜産施設整備事業や復興海浜緑地多目的広場などの大規模施設の完成、産学官連携施設整備事業の進展などによる減となっております。

その他の経費は、104億6,561万円、増減率5.7%の減、構成比39.1%となっており、主に水道事業における基幹管路整備及び配水管布設工事などの減に伴う上水道事業補助金の減によるものとなっております。

7ページは、一般会計の歳出を目的別、性質別の構成比で表したグラフとなっております。

8ページからは、一般会計当初予算における主要事業について記載をしております。

まず、総務費では、番号1番、来庁者の利便性向上のため、総合案内窓口を設置する事業475万7,000円、番号7、津島地区で未完成となっていた携帯電話基地局を再整備し、携帯電話不感エリアの解消を図る事業1億357万6,000円、番号8、小丸地区で断線している光ケーブルを復旧させる事業9,101万1,000円、9ページをご覧ください。

番号9、合併70周年記念事業951万円、番号13、令和7年度から令和9年度にかけて駅前に交流施設を整備する事業6億9,458万8,000円などがございます。

次に、10ページをご覧ください。

民生費では、番号の2、物価高騰に加え、保険料の一部再開などにより家計への影響が特に大きい75歳以上の高齢者に特別給付金を交付する事業2,486万2,000円、番号6、訪問サービス等の安定的な体制確保を図るため、訪問介護サービス提供事業者への支援事業348万6,000円、番号8、未就園児の保育利用を支援する乳幼児通園支援事業1,721万4,000円。

11ページをご覧ください。

番号11、子供が家や学校以外で安心して過ごすことができる第3の居場所として、子育て支援拠点施設を整備する事業8,656万7,000円、番号15、町外避難者の絆の維持や避難先でのコミュニティー形成支援及び電話や戸別訪問による相談等を実施する復興支援員相談事業4,127万2,000円などがございます。

次に、12ページをご覧ください。

12ページ衛生費でございます。番号1、小児科オンライン診療を安定的に実施するため、実施者に対し補助を行う遠隔診療実施体制補助事業2,400万円、番号5、雑草の繁茂による鳥獣被害の防止や防犯、防火及び帰還意欲の醸成につなげることを目的とした宅地用除草剤配布事業2,000万円、番号7、各種健康診査、がん検診、健康教室、健康相談等の取組を実施する保健事業8,522万3,000円。

13ページをご覧ください。

番号16、水道の給水区域外の帰還者に対して、井戸を整備する帰還環境整備事業 1 億3,940万3,000円。

14ページをご覧ください。

番号21、ゼロカーボンシティ実現等エネルギー事業における課題を解決するため、新しい水素エネルギー関連の実証事業を行うエネルギー構造高度化転換理解促進事業 3 億7,023万6,000円。

15ページをご覧ください。

番号24、駅周辺整備事業において再生可能エネルギーや水素を中心としたエネルギー利用とエネルギーマネジメントによる効率的なエネルギー利用の実現を図る浪江町エネルギーセンター整備事業 1 億3,003万1,000円などがございます。

次に、16ページをご覧ください。

16ページ、農林水産業費では、番号3、令和7年度から令和8年度にかけて整備する野菜等集出荷貯蔵施設等整備事業17億2,494万円、番号7、営農再開支援事業 4 億2,905万5,000円。

17ページをご覧ください。

番号8、令和8年度から新たに熊対策を盛り込んだ有害鳥獣捕獲事業8,868万1,000円、

18ページをご覧ください。

番号が17、帰還困難区域の森林整備に向けて、林道を整備する事業3,000万円、番号18、両竹、西台、酒田、苅宿地区を対象とした長期避難により管理ができていない森林の間伐や放射性物質の対策を行う福島森林再生事業 2 億2,964万4,000円、番号20、さけ放流事業の再開及び内水面漁業の再生に向けて、さけふ化施設等を整備する事業 2 億3,249万5,000円などとなっております。

次に、19ページをご覧ください。

19ページ商工費でございます。

番号1、大堀相馬焼のブランド力向上、販路拡大、陶芸の杜おおぼりの維持管理など、特産品の産地としての振興を図る事業4,990万円、番号4、福島デスティネーションキャンペーンへの参画や新たな観光団体設立に向けた取組などを進める観光振興事業762万7,000円、番号6、特産物等の風評払拭と町の魅力をPRするため、町外でのイベント等に出展する事業者に対して支援を行う浪江町PRイベント出店補助金250万円。

20ページをご覧ください。

番号8、F-R-E-I近傍の優位性を生かし、今後期待される研究開発分野の企業進出を踏まえ、産業団地を川添地区に整備する事業 3 億2,680万9,000円、番号9、企業の多様なニーズに対応するため、

常磐道浪江インターチェンジに近接したエリアに産業団地を整備する事業1億6,905万6,000円、番号11、町民の帰還や事業再開を促進するため、プレミアム付き商品券を販売する事業6,006万2,000円、番号12、令和7年度から9年度にかけて、駅前に商業施設を整備する事業7億1,996万5,000円などがございます。

次に、21ページをご覧ください。

21ページ、土木費では、番号3、町内での安全な通行を確保するため、道路路肩の除草を実施する道路維持等管理事業4億8,326万2,000円、番号5、津波被災地域の排水路を整備する事業4億2,508万円、番号6、F-R-E-Iの立地を踏まえ、周辺道路のアクセス改善を図るアクセス道整備事業2億9,863万3,000円、番号10、駅周辺整備事業において、駅前から新町通りまで続く連続する緑空間にトイレ、遊具、モニュメント等の整備を行う事業11億9,995万円。

22ページをご覧ください。

番号17、駅周辺整備事業において東西自由通路、橋上駅舎を整備する事業2億966万円、番号18、町内への帰還促進を目的として、帰還者に対して補助金を交付する帰還促進強化補助金1億7,950万円、番号19、駅前に公営住宅を整備する事業8億9,004万9,000円。

23ページをご覧ください。

番号21、浪江国際研究学園都市構想に掲げる共創活動を推進する事業1,292万6,000円、番号22、F-R-E-I立地に伴い、多くの外国人居住者が見込まれるため、多文化共生に対応していくためのプランを策定する事業504万1,000円などがございます。

次に、消防費では、番号2、町内犯罪の未然防止を図るため、防犯カメラや監視パトロールによる町内防犯体制整備強化事業5億4,642万7,000円などがございます。

24ページをご覧ください。

24ページの教育費では、番号4、町立小・中学校の児童・生徒の学習意欲向上と学力向上を目的として、英語検定と漢字検定など各種検定料を補助する事業76万5,000円、番号5、放課後の子どもたちの安全な居場所として、放課後児童クラブを整備する事業2,168万8,000円、番号6、児童・生徒の増加に伴う町内の小・中学校における学校整備の基本構想、基本計画を策定する事業1,220万円。

25ページをご覧ください。

番号12、地域コーディネーターを配置し、町民同士が交流する機会の創出等を図る生涯学習事業751万3,000円、番号14、指定管理者制度により町スポーツ施設及び復興海浜緑地を管理運営する事業8,297万6,000円などとなっております。

次に、28ページをご覧ください。

地方債残高の状況でございます。

令和7年度末現在高見込み額は27億702万円に対しまして、令和8年度末現在高見込みは34億6,843万9,000円で、7億6,141万9,000円の増加を見込んでおります。

次に、予算書の12ページをご覧ください。

予算書の12ページは第2表継続費でございます。

款4衛生費、項4環境保全費、事業名浪江町エネルギーセンター設計建築一体工事から13ページ、款8土木費、項4都市計画費、事業名支障埋設管移設補償までの7事業につきましては、令和8年度から10年度までに複数年事業として実施する必要があるため、継続費として総額並びに年割額を定めるものでございます。

続きまして、14ページをご覧ください。

14ページは第3表地方債でございます。

橋梁維持管理事業から15ページの道路維持管理事業までの7事業につきましては、財源の不足を補うため起債を予定しておりまして、起債の方法及び利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

最後に、別添3として、基金の運用状況をタブレット内に格納してございますので、後ほどご確認をいただければと存じます。

令和8年度一般会計予算につきましても説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第36、議案第44号 令和8年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第44号 令和8年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算についてご説明をいたします。

本案は、令和8年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計歳入歳出予算の総額を107万1,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、繰入金104万であります。歳出の主なものは、助成金100万であります。よろしくお願いをいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第37、議案第45号 令和8年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第45号 令和8年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明をいたします。

本案は、令和8年度浪江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予

算の総額を33億4,298万9,000円と定めるものであります。

詳細については、健康保険課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（松本幸夫君） それでは、歳入歳出予算資料の26ページ中段をお開きください。

まず、左側の歳入の主なものについてご説明いたします。

初めに、国民健康保険税でございますが、上位所得層世帯等に係る保険税に加え、今年度から平成29年に避難指示が解除された地域の世帯に係る保険税が2分の1の課税分としまして1億2,800万3,000円を計上しております。前年度比9,110万円の増でございます。

次に、国庫支出金1億6,662万3,000円、前年度比3,353万5,000円の減でございます。こちらは、国民健康保険税及び一部負担金の免除措置に対する国の財政支援になります。国民健康保険税の2分の1の課税再開及び被保険者数の減少によるものとなります。

次に、県支出金27億3,945万4,000円、前年度比1億2,356万8,000円の減でございます。こちらも、国民健康保険税の2分の1課税再開及び被保険者数の減少によるものです。

繰入金2億7,888万9,000円、前年度比2,774万5,000円の減でございます。主に保険基盤安定繰入金の減によるものです。

次に、繰越金3,000万1,000円、前年度比2,400万円の減につきましては、前年度の歳計剰余金を見込んでございます。

続きまして、右側の歳出の主なものについてご説明いたします。

初めに、総務費5,848万6,000円、前年度比429万9,000円の減でございます。主なものは人件費等でございます。

次に、保険給付費26億3,014万9,000円、前年度比2,819万2,000円の減でございます。こちらは、被保険者数の減少に伴う保険給付の減によるものでございます。

次に、国民健康保険事業費納付金5億7,364万6,000円、前年度比6,725万円の減でございます。こちらは、県が国民健康保険の事業主体になり事業を運営するに当たり、町が県に納める納付金でございます。

次に、保険事業費4,413万4,000円、前年度比271万5,000円の増につきましては、特定健康診査費等の事業費で、特定健診や特定保健指導等の事業について、受診勧奨を積極的に取り組み、医療費適正化に努めてまいります。

諸支出金2,950万5,000円、前年度比1,884万2,000円の減につきましては、主に過年度分の補助金の償還金によるものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第38、議案第46号 令和8年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第46号 令和8年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、令和8年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計歳入歳出予算の総額を3億5,527万円と定めるものであります。

詳細につきましては、浪江診療所事務長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（中野隆幸君） それでは、歳入歳出予算資料をお願いいたします。

26ページになります。下段になります。左側の歳入の主なものをご説明いたします。

診療収入7,821万8,000円、前年度比で529万8,000円の減でございます。内容といたしましては、外来収入が両診療所を合わせまして6,526万3,000円、諸検査等収入、両診療所を合わせまして1,295万5,000円を計上しております。

次に、使用料及び手数料159万8,000円、前年度比15万円の減でございます。こちらは診断書等の作成に係る手数料でございます。

次に、県支出金1億7,657万9,000円、前年度比58万9,000円の増。こちらにつきましては、福島県地域医療復興事業補助金でございます。

次に、繰入金9,882万1,000円、前年度比636万4,000円の増でございます。

次に、右側に移っていただきまして、歳出のご説明となります。

総務費2億9,563万4,000円、前年度比779万6,000円の増で、診療所の運営費等でございます。

次に、医業費3,963万6,000円、前年度比637万2,000円の減。こちらは、医薬品等の購入費となります。

最後に、予備費として2,000万円を計上させていただいております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） ここで、企画財政課長より発言の訂正をしたいとのことで、許可します。

企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） 大変失礼いたしました。

先ほど、議案第43号の説明の際、金額を一部誤ってご説明をした

ところがございましたので、訂正をさせていただければと思います。

別添、予算資料の2の、別添2の予算資料の12ページをご覧くださいできればと思います。

12ページの衛生費の番号1番で、遠隔診療実施体制補助事業の金額、総額の部分で240万円と申し上げるべきところを2,400万円と誤った金額を申し上げておりました。正しくは事業費が240万円でございます。おわびをして訂正をお願いするものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第39、議案第47号 令和8年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第47号 令和8年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算についてご説明をいたします。

本案は、令和8年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算の総額を603万9,000円と定めるものであります。よろしくお願いをいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第40、議案第48号 令和8年度浪江町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 令和8年度浪江町介護保険事業特別会計予算についてご説明をいたします。

本案は、令和8年度浪江町介護保険事業特別会計歳入歳出予算の総額を28億726万1,000円と定めるものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（木村順一君） 歳入歳出予算資料の27ページをご覧ください。

左側、歳入の主なものについて説明いたします。

保険料2億1,915万6,000円、前年度比1億9,794万円の増です。これは、東日本大震災による特例減免措置が終了することに伴い、第1号被保険者の保険料が増額となっております。令和8年度は、平成29年度に避難指示が解除された地区については2分の1の免除となります。

次に、国庫支出金11億5,124万1,000円、前年度比1億5,667万5,000円の減は、保険料の賦課によるものです。

次に、支払基金交付金6億4,661万1,000円、前年度比649万1,000

円の減で、第2号被保険者の介護保険料分で、社会保険診療報酬支払基金からの交付金となります。

次に、県支出金3億5,917万8,000円、前年度比112万円の減です。続きまして、右側歳出の主なものについてご説明いたします。

総務費1億265万6,000円、前年度比1,761万円の増。主なものは総務管理費、介護認定審査会費、認定調査費です。

次に、保険給付費23億2,314万円、前年度比1,757万4,000円の減で、介護サービス利用分に係る給付費です。

次に、地域支援事業費1億3,455万4,000円、前年度比332万7,000円の増。主なものは介護予防・生活支援サービス事業、包括的支援事業となっております。

次に、諸支出金2億3,991万円、前年度比239万円の減。主なものは、利用者負担軽減支援事業で、介護保険サービス利用者負担の免除によりまして利用者負担相当額について本事業から支払いを行うものです。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第41、議案第49号 令和8年度浪江町財産区管理事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第49号 令和8年度浪江町財産区管理事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、令和8年度浪江町財産区管理事業特別会計歳入歳出予算の総額を161万3,000円と定めるものであります。

主な事業は、苅野及び津島財産区の管理を行うものであります。よろしく願いをいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第42、議案第50号 令和8年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第50号 令和8年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、令和8年度浪江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額を2億1,064万2,000円と定めるものであります。

詳細については、健康保険課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（松本幸夫君） それでは、歳入歳出予算資料の27ページ一番下をお開きください。

まず左側、歳入の主なものについてご説明いたします。

初めに、後期高齢者医療保険料8,951万7,000円、前年度比7,620万円の増でございます。こちらは、福島県後期高齢者医療広域連合試算による保険料で、上位所得層等に係る保険料に加え、今年度から平成29年に避難指示が解除された地域に係る保険料が2分の1の課税となったため増加しております。

次に、国庫支出金1,184万4,000円、前年度比1,074万4,000円の増でございます。こちらは、主に収納対策支援事業として保険料の収納業務及び滞納対策に係る経費の補助金でございます。

次に、繰入金1億456万7,000円、前年度比2,482万円の増でございます。こちらは、保険料軽減等に対する一般会計からの繰入金でございます。

次に、諸収入371万2,000円、前年度比359万9,000円の増でございます。こちらは、東日本大震災等対応事業補助金でございます。

続きまして、右側の歳出の主なものについてご説明いたします。

初めに、総務費3,668万9,000円、前年度比2,460万円の増につきましては、主に後期高齢者医療に係る事務費でございます。

次に、後期高齢者医療広域連合納付金1億7,289万1,000円、前年度比9,066万4,000円の増につきましては、福島県後期高齢者医療広域連合に納付する保険料納付金、保険基盤安定負担金等でございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第43、議案第51号 令和8年度浪江町水道事業会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第51号 令和8年度浪江町水道事業会計予算についてご説明いたします。

本案は、令和8年度浪江町水道事業会計の予算を定めるものであります。

収益的収支では、収益的収入が4億8,244万円、収益的支出が6億3,465万9,000円とするものであります。

また、資本的収支では、資本的収入が3億2,718万5,000円、資本的支出が5億6,605万3,000円とするものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（金山信一君） ご説明いたします。

令和8年水道事業では、令和8年7月請求分までの水道基本料金

の免除を引き続き実施いたします。

資本的支出では、継続費で設定した令和8年度までの管網モデルに基づく基幹管路整備の最終年度となっております。また、特定帰還居住区域である大字酒井の復旧工事を行うこととしております。

それでは、予算資料によりご説明いたします。

2ページをご覧ください。

3条予算、収益的収入及び支出です。

収入、款水道事業収益、項営業収益1億1,487万円。主なものは、給水収益8,000万円、前年度比1,500万円の減につきましては、本年度に引き続き水道料金のうち基本料金を免除するため、減額となっております。

項営業外収益3億6,756万円。主なものは、補助金4,455万円。先ほどの水道料金の免除について、町補助金による補填等により前年度比1,742万9,000円の増となっております。

雑収益2億400万円、前年度比100万円の増。東北電力賠償金、下水道事業負担金となります。

水道事業収益的収入合計は4億8,244万円、前年度比5,473万9,000円の増です。

下の段、支出です。

款水道事業費用、項営業費用で、主なものは原水及び浄水費1億100万5,000円、前年度比258万円の減。配水及び給水費4,221万3,000円、前年度比1,730万5,000円の減。総係費5,795万1,000円、前年度比41万6,000円の増です。

水道事業収益的支出合計は6億3,465万9,000円、前年度比7,648万9,000円の減です。

次ページをご覧ください。

4条予算、資本的収入及び支出です。

令和8年度が最終年度となる管網モデルに基づく基幹管路整備事業について、令和7年度と比較して小規模な整備となるため、収入、支出とも大きな減額となっております。

収入、款資本的収入、項企業債6,000万円、前年度比4億4,000万円の減。補助金2億6,718万5,000円、前年度比6億5,805万8,000円の減。資本的収入合計は3億2,718万5,000円、前年度比10億9,805万8,000円の減です。

下段、支出です。款資本的支出、項建設改良費につきましては、管網モデルに基づく基幹管路整備、大字酒井地区の復旧工事等で5億3,505万3,000円、前年度比8億9,672万9,000円の減となっております。資本的支出合計は5億6,605万3,000円、前年度比9億362

万9,000円の減です。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,886万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額により補填するものです。

また、先ほど賠償金のところで東京電力と説明するところを東北電力と申してしまいました。訂正しておわび申し上げます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 日程第44、議案第52号 令和8年度浪江町公共下水道事業会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第52号 令和8年度浪江町公共下水道事業会計予算についてご説明をいたします。

本案は、令和8年度浪江町公共下水道事業会計の予算を定めるものであります。

収益的収支では、収益的収入5億2,332万7,000円、収益的支出が5億3,709万8,000円とするものであります。

また、資本的収支では、資本的収入が1億8,243万3,000円、資本的支出が3億6,871万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、住宅水道課長に説明をさせます。

○議長（山本幸一郎君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（金山信一君） ご説明いたします。

令和8年度公共下水道事業では、いこいの村なみえの下水道接続等の使用料収入の確保に努め、支出では、F-R-E-I等の下水道区域編入に伴う下水道事業計画の改定業務とともに、排水処理能力の増強のため、浪江浄化センター第3系の復旧事業を行います。

それでは、予算資料によりご説明をいたしますので、予算資料2ページをご覧ください。

3条予算収益的収入及び支出です。

収入、款下水道事業収益、項営業収益9,900万円、主なものは、下水道使用料6,500万円、その他営業収益3,400万円、前年度比1,413万6,000円の増につきましては、主なものはいこいの村なみえの下水道接続等により受益者負担金及び使用料の増となっております。

項営業外収益4億2,431万7,000円、主なものは、目補助金2億396万1,000円、前年度比1,535万2,000円の増で、社会資本整備総合交付金、町補助金などです。

目雑収益7,988万9,000円は、東京電力からの賠償金です。

収益的収入合計は5億2,332万7,000円、前年度比5,670万7,000円の増です。

下の段、支出です。款下水道事業費用、項営業費用5億2,204万4,000円、主なものは、目総係費1億7,106万9,000円、前年度比1,817万7,000円の増で、下水道事業計画改定業務等を計上してございます。

収益的支出合計は5億3,709万8,000円、前年度比8,362万9,000円の減です。

次のページをご覧ください。

4条予算資本的収入及び支出です。

収入、款資本的収入、項企業債3,000万円につきましては、浪江浄化センター等の照明設備のLED化工事のため借り入れるものです。

項補助金9,200万円。令和7年度は激甚災害指定による補助金の遡及があったため、前年度比1億1,007万円の減となっております。

項他会計出資金5,993万3,000円、前年度比855万円の減は、一般会計からの出資金で、下水道事業に充てた地方債のうち、普通交付税で措置される予定額を計上しております。

資本的収入合計は1億8,243万3,000円、前年度比8,862万円の減です。

下段、資本的支出です。款資本的支出、項建設改良費2億3,232万3,000円につきましては、浪江浄化センター第3系処理槽の復旧工事等により8,484万1,000円の増となっております。

項企業債償還金1億3,639万1,000円です。

資本的支出合計は3億6,871万4,000円、前年度比6,558万6,000円の増です。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億8,628万1,000円は、当年度分消費税及び消費税資本的収支調整額、過年度及び当年度損益勘定留保資金により補填するものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（山本幸一郎君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

---

#### ◎延会について

○議長（山本幸一郎君） お諮りします。質疑については18日に行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。  
18日は午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。

---

◎延会の宣告

○議長（山本幸一郎君） 本日はこれで延会します。  
(午後 3時33分)

令和8年	3月11日（水曜日）	全員協議会
令和8年	3月12日（木曜日）	常任委員会
令和8年	3月13日（金曜日）	常任委員会
令和8年	3月14日（土曜日）	休日
令和8年	3月15日（日曜日）	休日
令和8年	3月16日（月曜日）	常任委員会
令和8年	3月17日（火曜日）	休会

3 月 定 例 町 議 会

( 第 2 号 )

令和 8 年浪江町議会 3 月定例会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 8 年 3 月 1 8 日 (水曜日) 午前 9 時開議

- |         |           |   |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1   | 議案第 1 4 号 | 浪江町復興計画【第三次】後期基本計画の策定について                               |
| 日程第 2   | 議案第 1 5 号 | 浪江町過疎地域持続的発展計画の策定について                                   |
| 日程第 3   | 議案第 1 6 号 | 東日本大震災等による被災者に対する令和 8 年度の国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の制定について |
| 日程第 4   | 議案第 1 7 号 | 浪江町職員定数条例の一部改正について                                      |
| 日程第 5   | 議案第 1 8 号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について                                    |
| 日程第 6   | 議案第 1 9 号 | 浪江町道路占用料徴収条例の一部改正について                                   |
| 日程第 7   | 議案第 2 0 号 | 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について                 |
| 日程第 8   | 議案第 2 1 号 | 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について         |
| 日程第 9   | 議案第 2 2 号 | 工事請負契約の締結について (浪江駅周辺地区商業施設及び交流施設等新築工事)                  |
| 日程第 1 0 | 議案第 2 3 号 | 工事請負契約の締結について (野菜等集出荷貯蔵施設等建築工事)                         |
| 日程第 1 1 | 議案第 2 4 号 | 工事請負契約の締結について (野菜等集出荷貯蔵施設等電気設備工事)                       |
| 日程第 1 2 | 議案第 2 5 号 | 工事請負契約の締結について (野菜等集出荷貯蔵施設等機械設備工事)                       |
| 日程第 1 3 | 議案第 2 6 号 | 工事請負契約の締結について (野菜等集出荷貯蔵施設等集出荷設備設置工事)                    |
| 日程第 1 4 | 議案第 2 7 号 | 工事請負契約の締結について (野菜等集出荷貯蔵施設等乾燥調製設備設置工事)                   |
| 日程第 1 5 | 議案第 2 8 号 | 工事請負契約の締結について (福島再生賃貸住宅等新築工事 (権現堂集合住宅))                 |

日程第 1 6	議案第 2 9 号	工事請負契約の締結について（請戸地区排水路整備工事）
日程第 1 7	議案第 3 0 号	工事請負契約の締結について（棚塩地区排水路整備工事）
日程第 1 8	議案第 3 1 号	工事請負契約の変更について（産学官連携施設建築工事）
日程第 1 9	議案第 3 2 号	工事請負契約の変更について（産学官連携施設電気設備工事）
日程第 2 0	議案第 3 3 号	工事請負契約の変更について（産学官連携施設機械設備工事）
日程第 2 1	議案第 3 4 号	工事請負契約の変更について（R 7 年度町道修繕事業（特定復興再生拠点区域内））
日程第 2 2	議案第 3 5 号	工事請負契約の変更について（復興海浜緑地（多目的広場）造成工事）
日程第 2 3	議案第 3 6 号	浪江町道路線の認定及び廃止について
日程第 2 4	議案第 3 7 号	令和 7 年度浪江町一般会計補正予算（第 9 号）
日程第 2 5	議案第 3 8 号	令和 7 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 6	議案第 3 9 号	令和 7 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 7	議案第 4 0 号	令和 7 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 8	議案第 4 1 号	令和 7 年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 9	議案第 4 2 号	令和 7 年度浪江町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 3 0	議案第 4 3 号	令和 8 年度浪江町一般会計予算
日程第 3 1	議案第 4 4 号	令和 8 年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算
日程第 3 2	議案第 4 5 号	令和 8 年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 3 3	議案第 4 6 号	令和 8 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算
日程第 3 4	議案第 4 7 号	令和 8 年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算
日程第 3 5	議案第 4 8 号	令和 8 年度浪江町介護保険事業特別会計予算

- 日程第 3 6 議案第 4 9 号 令和 8 年度浪江町財産区管理事業特別会計  
予算
- 日程第 3 7 議案第 5 0 号 令和 8 年度浪江町後期高齢者医療特別会計  
予算
- 日程第 3 8 議案第 5 1 号 令和 8 年度浪江町水道事業会計予算
- 日程第 3 9 議案第 5 2 号 令和 8 年度浪江町公共下水道事業会計予算
- 日程第 4 0 同意第 1 号 副町長の選任について
- 日程第 4 1 発委第 1 号 浪江町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 4 2 発委第 2 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁  
償に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 3 発委第 3 号 町議会等の要求により出頭又は参加した者  
に対する費用弁償に関する条例の一部改正  
について
- 日程第 4 4 委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について

出席議員（12名）

1 番	横 字 史 年 君	2 番	佐 藤 勝 伸 君
3 番	鈴 木 幸 治 君	4 番	山 本 幸 一 郎 君
5 番	紺 野 豊 君	6 番	武 藤 晴 男 君
7 番	紺 野 則 夫 君	8 番	佐々木 茂 君
9 番	佐々木 勇 治 君	10 番	半 谷 正 夫 君
11 番	松 田 孝 司 君	12 番	平 本 佳 司 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長 栄 光 君	副 町 長	山 本 邦 一 君
副 町 長	成 井 祥 君	教 育 長	横 山 浩 志 君
代 表 監 査 委 員		総 務 課 長 兼 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	戸 浪 義 勝 君
	宮 口 勝 美 君	住 民 課 長	柴 野 一 志 君
企 画 財 政 課 長	吉 田 厚 志 君	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 浦 龍 爾 君
産 業 振 興 課 長	蒲 原 文 崇 君	建 設 課 長	宮 林 薫 君
住 宅 水 道 課 長	金 山 信 一 君	健 康 保 険 課 長	松 本 幸 夫 君
市 街 地 整 備 課 長	今 野 裕 仁 君	介 護 福 祉 課 長	
浪 江 診 療 所 事 務 長 兼 仮 設 津 島 診 療 所 事 務 長	中 野 隆 幸 君		木 村 順 一 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 兼 津 島 支 所 長	西 健 一 君	教 育 総 務 課 長	
生 涯 学 習 課 長 兼 浪 江 町 公 民 館 長 兼 浪 江 町 図 書 館 長	岡 秀 樹 君		鈴 木 清 水 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長  
中野夕華子 君  
書記  
鳴川ちり 君

次

今野長雄 一 君

(午前 9時00分)

---

◎開議の宣告

- 議長（山本幸一郎君） おはようございます。  
ただいまの出席議員数は12人であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（山本幸一郎君） 本日の議事日程は、タブレット端末の格納のとおりです。
- 

◎議案第14号の質疑、討論、採決

- 議長（山本幸一郎君） 日程第1、議案第14号 浪江町復興計画【第三次】後期基本計画の策定についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。  
質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。  
討論を終わります。  
これより議案第14号 浪江町復興計画【第三次】後期基本計画の策定についてを採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立全員]
- 議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。  
よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第15号の質疑、討論、採決

- 議長（山本幸一郎君） 日程第2、議案第15号 浪江町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。  
質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第15号 浪江町過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第3、議案第16号 東日本大震災等による被災者に対する令和8年度の国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第16号 東日本大震災等による被災者に対する令和8年度の国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の制定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第4、議案第17号 浪江町職員定数条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第17号 浪江町職員定数条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第5、議案第18号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第18号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第6、議案第19号 浪江町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第19号 浪江町道路占用料徴収条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第7、議案第20号 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第20号 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第8、議案第21号 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第21号 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第9、議案第22号 工事請負契約の締結について（浪江駅周辺地区商業施設及び交流施設等新築工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第22号 工事請負契約の締結について（浪江駅周辺地区商業施設及び交流施設等新築工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第10、議案第23号 工事請負契約の締結

について（野菜等集出荷貯蔵施設等建築工事）を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第23号 工事請負契約の締結について（野菜等集出荷貯蔵施設等建築工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第11、議案第24号 工事請負契約の締結について（野菜等集出荷貯蔵施設等電気設備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第24号 工事請負契約の締結について（野菜等集出荷貯蔵施設等電気設備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第12、議案第25号 工事請負契約の締結

について（野菜等集出荷貯蔵施設等機械設備工事）を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第25号 工事請負契約の締結について（野菜等集出荷貯蔵施設等機械設備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第13、議案第26号 工事請負契約の締結について（野菜等集出荷貯蔵施設等集出荷設備設置工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第26号 工事請負契約の締結について（野菜等集出荷貯蔵施設等集出荷設備設置工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第14、議案第27号 工事請負契約の締結について（野菜等集出荷貯蔵施設等乾燥調製設備設置工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第27号 工事請負契約の締結について（野菜等集出荷貯蔵施設等乾燥調製設備設置工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第15、議案第28号 工事請負契約の締結について（福島再生賃貸住宅等新築工事（権現堂集合住宅））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第28号 工事請負契約の締結について（福島再生賃貸住宅等新築工事（権現堂集合住宅））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第29号の質疑、討論、採決

- 議長（山本幸一郎君） 日程第16、議案第29号 工事請負契約の締結について（請戸地区排水路整備工事）を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。  
質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。  
討論を終わります。  
これより議案第29号 工事請負契約の締結について（請戸地区排水路整備工事）を採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立全員]
- 議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。  
よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第30号の質疑、討論、採決

- 議長（山本幸一郎君） 日程第17、議案第30号 工事請負契約の締結について（棚塩地区排水路整備工事）を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。  
質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。  
討論を終わります。  
これより議案第30号 工事請負契約の締結について（棚塩地区排水路整備工事）を採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立全員]
- 議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。  
よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第18、議案第31号 工事請負契約の変更について（産学官連携施設建築工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第31号 工事請負契約の変更について（産学官連携施設建築工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第19、議案第32号 工事請負契約の変更について（産学官連携施設電気設備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第32号 工事請負契約の変更について（産学官連携施設電気設備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第20、議案第33号 工事請負契約の変更について（産学官連携施設機械設備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第33号 工事請負契約の変更について（産学官連携施設機械設備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第21、議案第34号 工事請負契約の変更について（R7年度町道修繕事業（特定復興再生拠点区域内））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第34号 工事請負契約の変更について（R7年度町道修繕事業（特定復興再生拠点区域内））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第35号の質疑、討論、採決**

- 議長（山本幸一郎君） 日程第22、議案第35号 工事請負契約の変更について（復興海浜緑地（多目的広場）造成工事）を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。  
質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。  
討論を終わります。  
これより議案第35号 工事請負契約の変更について（復興海浜緑地（多目的広場）造成工事）を採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立全員]
- 議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。  
よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。
- 

**◎議案第36号の質疑、討論、採決**

- 議長（山本幸一郎君） 日程第23 議案第36号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。  
質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。  
討論を終わります。  
これより議案第36号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立全員]
- 議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第37号の質疑、討論、採決**

- 議長（山本幸一郎君） 日程第24 議案第37号 令和7年度浪江町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。  
質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。  
討論を終わります。  
これより議案第37号 令和7年度浪江町一般会計補正予算（第9号）を採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立全員]
- 議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。  
よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。
- 

**◎議案第38号の質疑、討論、採決**

- 議長（山本幸一郎君） 日程第25 議案第38号 令和7年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。  
質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。  
討論を終わります。  
これより議案第38号 令和7年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立全員]
- 議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第26 議案第39号 令和7年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第39号 令和7年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第27 議案第40号 令和7年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第40号 令和7年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。  
よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第41号の質疑、討論、採決

- 議長（山本幸一郎君） 日程第28 議案第41号 令和7年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。  
質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。  
討論を終わります。  
これより議案第41号 令和7年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立全員]
- 議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。  
よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第42号の質疑、討論、採決

- 議長（山本幸一郎君） 日程第29 議案第42号 令和7年度浪江町公共下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。  
質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。  
討論を終わります。  
これより議案第42号 令和7年度浪江町公共下水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立全員]

- 議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。  
よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第43号の質疑、討論、採決

- 議長（山本幸一郎君） 日程第30 議案第43号 令和8年度浪江町一般会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、佐々木勇治君。

- 9番（佐々木勇治君） おはようございます。

予算資料のほうから、まず、8ページの番号1番で、総合案内窓口設置はどのような経緯で設置するようになったのかと、何名予定なのかお伺いします。

次に、9ページの番号11番、移住・定住なんですけれども、真ん中辺に交流会とかあるんですけれども、交流会の回数と、下のほうに町内視察ツアーとか書いてあるんですけれども、町内ツアーはどこを予定しているのか、就労体験ツアーもありますけれども、就労体験は何を体験させるのかお伺いします。

次に、12ページの番号5番、宅地用除草剤なんですけれども、今年の予定はどうなのか、液体なのか粒剤なのかお伺いします。

次に、13ページの番号11番、環境モニタリング事業なんですけれども、令和7年は点検調査が8か所だったんですけれども、今回は7か所になっていて、1個減った場所はどこなのかお伺いします。

下のほうにいて番号16番、井戸の整備なんですけれども、何か所予定しているのかお伺いします。

次に、14ページの番号21番、新規事業でよく分からないので、ちょっと詳細に説明をお願いしたいのと、水素一般住民の体験学習はどのような内容で、何回程度予定しているのかお伺いします。

次に、17ページの番号8番、有害鳥獣なんですけれども、これは熊対策を盛り込んだと思うんですけれども、予算が2倍以上になっているので、山際のやぶを何メートル刈り払いする予定なのかと、あと年間に何回する予定なのかお伺いします。

次に、20ページの番号11番、プレミアム商品券なんですけれども、プレミアム率と何セット購入可能なのかお伺いします。

次に、23ページの番号22番、多文化なんですけれども、これリサーチや分析業務するとあるんですけれども、分析や業務することによって町のメリットは何なのかお伺いします。

すみません、戻ってもらってページ数8の番号5番、デマンド交通運行事業なんですけれども、令和7年度は一般財源がなかったん

ですけれども、今年から一般財源が153万6,000円あるんですけれども、なぜ今年から一般財源があるのかお伺いします。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、議案資料8ページの番号1番、総合案内窓口の設置についてのご質問にお答えをいたします。

まず、設置の経緯でございますが、役場を訪れた方が行き先が分からないということで、住民課の戸籍の窓口のほうに主に問合せの方が多くいらっしゃいまして、最近では一般の業務に支障が出るというようなことも担当のほうから聞いております。そういったことも踏まえまして、役場庁舎を訪れた方が、速やかに、来られた目的の場所に案内できるように総合案内を置く予定となっております。

お客様の件数につきましては、その日その日ではばらつきがありますが、大体1日当たり20件程度は相談が来るというようなことでございます。

場所につきましては、正面玄関、自動ドア2つございますが、2つ目の内側の自動ドアを入った右側に、現在、課の案内板がありますけれども、そこにテーブルを置きまして、そこに案内を置く予定でございます。職員につきましては、会計年度職員、任期付職員、また場合によっては、総務課の職員も立つようになるかと予定をしております。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えをいたします。

まず、資料8ページの5番のデマンド交通の一般財源につきましてでございますが、こちら説明資料の説明書きの「また」以降の部分になるんですが、年度下期は町民に加え、来訪者の移動サービスに対応するためA I オンデマンドサービスを運行するというところで、現在、町民の方も利用できるんですが、来訪者用の足としてスマートモビリティというものが運行されているんですが、そちらのほうで8年度の前半で日産自動車のほうの実証が終了ということになりまして、下期から、これを今、町民の方がご利用いただいているデマンドタクシー、これと統合してサービスをするということで、町民の方は無料というのは変わらないのですが、一体的にこのA I を使って配車サービスをするということで、統合することを予定しておりますので、その部分でどうしても利用料で運行している部分でございますので、どうしても現状の状態では少し一般財源の持ち出しが出てしまうということで想定をしているものでございます。

こちらにつきましては、利用者の数を増やしたり、適正な利用価格などを反映していくことで、一般財源についても縮減を将来的に図ってまいりたいと考えております。

次に、9ページの番号11番の移住相談窓口に関してのご質問でございます。まず、交流会の回数ということのご質問でございましたが、こちらは、今年度も2回実施しておりまして、次年度以降も2回は実施したいと考えておるところでございます。

このほかに町内の視察、こちらにつきましては、毎年毎年そのテーマを持って決めていくんですが、町内の主な震災遺構であったり、道の駅とか、そういった浪江町を代表するような施設、そういったところを回っていただくような視察ツアーとなっております。

もう1点、就労体験ツアー、こちらにつきましては、8年度から新たに実施したいと考えているものでございまして、移住相談窓口を選定する、プロポーザル審査で今年度受託業者を決めまして、次年度から事業者が変わるということで、その事業者と浪江町の事業者が関係をかなり深く持っておりますので、そういった事業者の協力をいただきながら、例えば農業部門、製造部門、サービス部門ということで、そういった部門で分けまして、体験をしたいという方がどういったことを体験したいのか、そういった要望に応じて就労体験をしていただくという形で考えております。想定は2泊3日で来ていただいて、複数の職場を体験していただくというような想定で考えておりますが、詳細につきましては8年度、受託事業者のほうとしっかり詰めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 12ページの5番、宅地用除草剤配布事業の概要でございます。

令和8年度につきましては、粒剤3キログラムを2箱配布する予定となっております。7年度につきましては、粒剤2キロを1個と液剤4リットルを2個ということで配布しておりましたけれども、変更いたしまして、そういった形にするものでございますけれども、対象面積が、数は減っても、令和7年度が800平米だったものが、令和8年度につきましては1,200平米増えるということと、それからアンケートのほうを今年度実施しまして、町民の方々からいただいた意見の中で、粒剤のほうが好きめがあるとか、長期使用できるといったような意見がございましたので、それを参考にさせていただいたところでございます。

それから13ページ、番号11番の環境放射線モニタリング事業が

1か所減ったところがございますけれども、幾世橋住宅団地のほうに設置しておいたものを撤去したところがございます。そもそも本事業の趣旨でございますけれども、当初、平成29年度に解除したときに帰還困難区域からのいわゆる高い線量の風とかによって、汚染が移行されるんじゃないかというような不安の声があって立ち上げたところがございますけれども、いわゆる段々帰還困難区域の位置が西側にずれていったところもあって、東側に設置していたものを、徐々に西側のほうに移す作業をしております。場所のほうは、電源が取れるところと基本的に公有地の中でやりたいということで、なかなか限定された条件の下やっているものですから、基本的には、そういった条件のものがみつかれば速やかに移行していくというような形で、次年度はそこを除いたというところがございます。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（金山信一君） お答えします。

13ページ、16番の帰還環境整備事業で整備される井戸の予定基数ですけれども、10基を予定しております。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） 資料14ページ、ナンバー21のエネルギー構造高度化転換理解促進事業のご質問についてお答えをいたします。

まず、こちらの事業でございますけれども、資源エネルギー庁の事業でございます。10分の10の補助の中で実証事業をやる事業者向けの事業となっております。まさに町のゼロカーボンシティの取組と、その事業者がやるエネルギーの取組とマッチしたものを浪江町をステージとして実証事業をやるということで、来年については2つの事業になっています。

1つがsh2owcase事業ということでございます。こちらは、今後整備を検討して駅前地域活性化施設、そちらの中に町民の方々に水素のある暮らしを身近に感じることができるよう機能、そういった設備を整備することを検討しております。そちらを基に町民への水素エネルギーの理解促進や水素関連産業の人材誘致を図りたいというところで行うところがございます。来年度につきましては、こちらの設計等々に係る費用について計上させていただいているところがございます。

もう1点が、可搬型FCと粉体水素ということでございます。こちらについては、水素の利用をより幅広く使うということを目的に、

移動式、可搬式の燃料電池というものの実証事業に取り組むというところでございます。また、それについての燃料も粉体水素という形の部分を取り入れながら、可搬型の水素という形で取り組んでおりまして、ここで準備が整いましたら町の様々なイベントであったりでお披露目をしていくという形になろうかなと思います。予定としては水素まつりであったり十日市、それから防災訓練であったり、浜まつり、そういった部分にこういった可搬型の水素の実証を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大浦龍爾君） それでは、17ページの8番、有害鳥獣捕獲事業において、熊対策に関する予算へのご質問にお答えいたします。

改めまして、昨今の浪江町内での熊の目撃情報といったものも鑑みまして、今年度、復興庁と財源協議をした上で、実際のところ議員からおただしがありました何メートルやるのか、回数とはいうところは、まだこれから決めていく状況ではありますが、浪江町といたしましては、数十ヘクタール分のやぶの刈り払いということを、目撃情報があった箇所を中心に想定していきまして、熊の移動経路を絶つための、見通しをよくするということでのやぶの刈り払いを実施するように考えてございます。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） ページ20ページのナンバー11、帰還促進イベントプレミアム付き商品券事業についてのご質問にお答えいたします。

今回のプレミアム付き商品券でございます。財源が事業再開・帰還促進支援事業という財源が確保できたということで、こちらを活用しながら展開させていただければと思っております。こちらの事業になりますと、町民だけではなくて町内に働いている方、町内の事業所で働いている就業者も購入可能という事業になってございまして、昨年までの町民だけの部分でいうと4,000人ぐらいに購入いただいた。それから、昔、町内就業者も購入いただいているときは500人程度の購入者がいたということもございますので、4,500人分の購入がいただけるような形で制度設計をさせていただいているところでございます。ただ、予算の配分がございまして、その配分から逆算しますと、1人当たり2万円を上限に購入いただいて、プレミアムが40%、140%という形で2万円購入していただくと、額

面が2万8,000円になるというものを制度設計をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） それでは、予算書の23ページ、ナンバー22の多文化共生推進事業につきまして、町民の意識醸成のためのリサーチや分析をどのように行うのかという質問にお答えいたします。

リサーチは4種類考えておりまして、多文化共生に取り組む団体、組織に対しまして約3件のヒアリングを実施し、活動内容や課題、成功事例について情報収集する予定でございます。2つ目は、日本国籍を有する浪江町民を対象にしまして、外国人に対する意識や不安、期待について約5件のヒアリングを行う予定でございます。3つ目は、浪江町に居住する外国人を対象にしまして、生活環境、言語、地域との関わりに関するヒアリングを約3件実施する予定でございます。そして最後4つ目、英語カフェや英語交流会など、住民と外国人が気軽に参加できる交流イベントを1件程度開催し、調査で得られた知見を実践につなげる予定でございます。

これらの情報を収集しまして、今後の対策や手法などのプラン策定に生かしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 9番、佐々木勇治君。

○9番（佐々木勇治君） では、1点だけ再質問させていただきます。

8ページの番号1番、窓口設置なんですけれども、会計年度でも任期付職員でもいいんですけれども、例えば私が実際難しかったのは、町営住宅の合鍵を作るとかといったときに、どこに行くんだみたいな感じで、産業振興課だべ、水道課だべとなったりしたので、ある程度分かる職員を置かないと説明もできないし、案内もできないと思うので、昨日今日来た方じゃなくて、結構ベテランの方の任期付職員でも会計年度でもよろしいんですけれども、何年か踏まえた人を置くべきだと思いますけれども、そこはどう考えているのかお伺いします。

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。

配置の職員につきましては、ある程度経験を積んだ方を配置する予定でございます。また、新規に採用した場合でも、ある程度の研修期間というか、そういった庁舎内をきちんと説明ができるような形でもって配置をしたいと考えております。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） その他、質問。

12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） お疲れさまです。

私のほうからは、1点だけお伺いしたいと思います。

令和8年度の当初予算につきましては、267億円強ということで、例年から比べると約100億円から150億円ぐらい下回っているのかなと思います。これは、ある程度インフラ整備あるいは構造物が出来上がったためにこのぐらいになっているのかなと思ひまして、いい方向というか、だんだん落ち着いてくるのかなと思っております。

私が一番気にしているのが、資料の9ページの12、起業人材育成支援事業ということで、8年度については1億4,100万円ほど計上しております。これは、ナミエシンカ等で行っている運営についてだと思うんですけども、私もこの場所に行ってみるんですけども、現在はやっているんだかやっていないんだか分からない、たまに1人か2人いるぐらい。これで1億円なぜ使うのかというふうな形の部分でお伺いをしたいと思います。

今の運営の実態を教えてください。また、来年度についてはどのような活動をするのかをお伺いしたいと思います。

費用対効果、毎年あそこにお金をかけていますが、これで鑑みると、そこにかけ過ぎなんではないのかなというふうな部分で私は疑問に思っておりますので、その辺お伺いします。

それと、そこで何らかの起業した方、まだいないのかなと思ひますけれども、その辺はどういうふうに考えているのか。今後、10年度からは交流センターの向かい側のほうに建物を造って、そこに移動するというございですが、その辺も含めて、どのように今後考えているのか、なおかつ今年度活動していた人数、何名ぐらいいるか詳細を教えてください。あとまた、来年度はどのような活動をするのか教えてください。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えをいたします。

起業人材育成支援事業の概要につきましては、議員おただしのとおりワークスペースナミエシンカの運営ということをはじめとしまして、起業相談のオンライン窓口をやっていたり、起業支援のネット配信の番組を企画したり、その配信をして、あとは起業する方へのセミナーなんかもそこで配信をしながら、浪江町が起業しやすい土地なんだよとか、起業する方を支援するというような情報発信な

どをしております。あとは、3月からカフェもトレーラーハウス住箱を1つ使いまして、運営を始めたところでございます。そうしたものの指導や伴走支援などもこの起業人材育成支援事業の業務の一つでございます。

先ほども申しあげましたが、浪江町が非常に起業しやすい場所だとか、そういったところに非常に手厚い支援があるよということのブランディングの支援ということ、全体的なプロデュースというのもこの起業人材育成支援事業の中でやっているところでございます。

働いている方の実態と言われますと、一番分かりやすいのがワークスペースの運営かと思いますが、こちらはワークスペースの管理をする方が1名と、あとはここで起業支援なんかも受ける場合もありますので、そういったことを対応できる方が1名という体制を組んでっております。

あとは次年度以降につきましては、今年度まさに調査検証事業ということで、7年度まで、これまでやってきた実績のデータの整理、効果検証も含めた整理を行いまして、10年度以降に交流施設のほうに起業人材育成支援事業をそこで継続してやるという方向で考えておりますので、9年度、そして10年度の施設完成のときには、どういった事業をやるべきで、どういったところに浪江町は力を入れるべきだ、またはどういったところに強みを持っているので伸ばすべきだとか、逆にいうと、こういった事業は成果が上がらないのでやめてもいいんじゃないかなんていうのを総合的に調査、検証していただくというのを今年度考えております。そういったことを反映して、9年度、10年度と継続をしていきたいと考えております。

幸い、この事業は国から補助を受けてできておりますので、そういった補助を受けているうちは、いろいろな可能性というものを町として模索している状態ですので、しっかりそういったことを活用して、町のPRや移住人口、そして居住人口の拡大につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） 内容等ではそういうことなのかなと思いますが、来年度、令和8年度では1億4,000万円、その詳細について、なぜこれほどのお金がかかるのか教えてください。

それと、今までも起業支援としてやってきている部分があると思うんですけども、今までこの支援を受けて町内で起業した方がいるのかどうかも含めて教えてください。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えします。

まず、これまでこの事業を通して浪江町で起業した方の実績ということでございますが、こちらのほうは、今現状、当方で承知している件数としては、ないというような状態でございます。

ただ、浪江町外で起業される方も、そこまでは調査ができていないので、こういったセミナーをやったり相談をするということは起業をされることを前提でやっていますので、残念ながら浪江でないとしても、どこかでは起業している可能性はあると考えております。

また、各事業の費用の積み上げにつきましては、それぞれに受託事業者のほうから詳細な参考見積もいただいておりますので、主に人件費とか、そういったネット配信の企画とか、そういったPR事業にお金がかかるとか、そういったところがかかるとか、また、ワークスペースのほうのリース料なんかも入っておりますので、そういったもろもろの積み上げで、今回この金額となっているものでございます。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 12番、平本佳司君。

○12番（平本佳司君） 最後になります。この事業は今後必要な事業だと思いますけれども、先ほど課長が話したように、3月からカフェ、コーヒー屋さんもできています。私も行かせていただきました。それを見ますと、非常に使い勝手の悪い状況の中で、なぜそこにカフェを出したんだというふうな話で、いろいろ様々な話をしていましたけれども、あとは、こだわって申し訳ございませんが、1億4,000万円かけて、まだ今のところは起業されている方がいないということでございますが、今後、可能性として出てくるとは思いますけれども、その辺をどのように本当に管理、監視も含めて月に何回ぐらい、行政から視察ではないでしょうかけれども、監視、管理等をしているのかどうかも含めて教えてください。

○議長（山本幸一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えします。

まず、カフェのご質問からですが、使い勝手が悪いという議員のご指摘でございますが、まずは、起業をする方のチャレンジをするための場所を提供する、そういった事業でございますので、そんなに長くあそこで何年もやるということは想定しておりませんので、そこでノウハウを得ていただいたり、人脈を築いていただいて、行く行くは町内のどこかで起業していただければということを前提とした事業でございますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

また、事業の進捗については、毎月、受託事業者のほうと月例の報告会を設けておりますので、そこでいろいろな詳細な事業の進捗とか、あとは役場から質問とか、こういったやり方はできないですかというような話合いは毎月持っているところでございます。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） ほかに質問ありますか。

5番、紺野豊君。

○5番（紺野 豊君） どうもお疲れさまです。私からは、予算資料から4点ほど。

まず、9ページの9、新規事業の合併70周年記念事業、これ浪江町が合併したのは昭和31年5月1日だと思っただけ、今回、952万円組んでいると思っんですけども、記念品とか記念式典、どのような規模で、どの会場で、今までどの辺まで進んでいるのか。例えば記念品は全戸に配るのか、そういう中の具体的な部分が分かれば教えていただきたいと思っます。

次に、9ページの10番、継続事業であります、行政区活動推進事業、これずっと継続になっているんですけども、413万円組んであります、実際、今、行政区の数は多いと思っんですけども、実際補助金を出して、それだけ稼働しているところ、希望しているから出していると思っんですけども、前に私、一般質問の中で再編の話もした区域があるんですけども、今の人口が2,400足らずの人口の中で見えない部分もあります。この分の493万円を数字的に決められた経過、算出基礎、その辺を教えてほしいと思っます。

3点目であります、19ページの3の継続費用の町内飲食店食材調達補助金、これ私も今町なかで飯食いに行くんですけども、今月ぐらいで辞められる店とかもあるんですよ。頑張ってきて。今回も1,575万円組んであります。だけども、かなり苦しくて辞める方もおられると思っですよ。そういう感じの中で仕入れの30%で、この物価高騰の中で合うのか、この分の算出基礎、その辺も教えてほしいと思っます。

また同じページの4番、新規事業の観光振興事業762万7,000円で組んであります、地域おこし協力隊任用とありますけれども、何人ぐらい雇用するのか、加えて首都圏におけるPRイベントの開催、参加、例えば九州のほうに行くのか遠くに行くのか、どの辺まで予定しているのか、その辺具体的に教えてください。

以上、4点、よろしくお願ひします。

○議長（山本幸一郎君） 暫時休議します。

（午前10時02分）

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

（午前10時03分）

○議長（山本幸一郎君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、ご質問のございました資料9ページの番号9、合併70周年記念事業につきまして、まずお答えをいたします。

会場につきましては、地域スポーツセンターを予定しております。また、記念品につきましては、全世帯に配布をしたいと考えております。内容等につきましては、これから新年度、プロポーザルをかけまして、詳細につきましては検討していく予定でございます。

番号10の行政区活動推進事業につきましては、大体例年、30行政区の方々はこちらの事業を使われております。使われていない方につきまして活動がないかといいますと、そうではなくて、それぞれ独自の予算にて運営をされていることと考えております。

答弁は以上です。

○議長（山本幸一郎君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） 資料19ページのナンバー3、町内飲食店食材調達補助金の積算基礎についてのご質問にお答えいたします。

こちら1か月上限5万円と設定させていただいて、その12か月の35店舗分ということでございます。ただ、これまでを見ると満額5万円まで使う事業者はいないので、執行率は75%と見ております。5万円掛ける12掛ける35事業者掛ける執行率75%というところでございます。

続いてその下、4番の観光振興事業でございます。こちらは、令和8年度はDCキャンペーン、JR東日本と一緒に取り組むDCキャンペーンの本DCの年になっています。全県一体としていろいろなキャンペーンを実施する、そういったものに参画するという部分がございます。それから観光協会設立のためにということもありまして、地域おこし協力隊1名を今後対応する予定でございます。それから観光の商談会、それから首都圏へのPR等々も含めたそういった旅費等々をこの予算の中に見込んでいるという中身でございます。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 5番、紺野豊君。

○5番（紺野 豊君） 1点だけ、今の19ページの3番、町内飲食店食材調達、金額的に分かりました。私が言いたかったのは、今から、やはり浪江の中が伸びていくためには、何ぼ新規でやっても食べていかれないという業者もあるんですね、実際。そういう感じなので、単純に考えては駄目なので、もう少し金額的に上げられたほうがいいんじゃないかなと、結局辛抱しきれなくて、辞める方もおられると思うんですよ。その辺は考慮してもらって、今回、補正とか、あとこれぐらいでいいとか考えられている中でお願いできればというふうな、その辺の考えがあるのかどうか、一応確認したいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（山本幸一郎君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、今、非常に物価の高騰が続く中、飲食店を取り巻く環境は非常に厳しいというふうに認識しているところでございます。そうした中、12月の補正予算におきまして水道料の基本料金の減免をさせていただきました。これは個人だけではなく、契約者ごとということですので、飲食店も当然対象となっているようなところでございます。

あわせて、先ほど産業振興課長から答弁いたしましたとおり、新年度はメニュー違いますけれども、プレミアム商品券事業も実施させていただきます。プレミアム商品券事業を実施することで、町内でのお金が循環するというふうなことも期待しておりますので、そういったことを通じまして、町内の飲食店が、より需要が高まっていくものというふうに考えております。

また、今後、駅前周辺整備事業、F-R-E-Iの立地に伴う工事等々、駅前には多くの工事関係者の方々が来ます。衣食住の需要が今後高まっていく時期でございますので、今後、そういったものをとらまえながら、飲食店の方々がしっかり安定した経営ができるよう、我々としても様々な支援を今後とも行っていく考えでおります。以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） 11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） 予算資料からちょっと何点かお聞きしたいと思います。

ページ8ページの7番、携帯電話等エリア整備事業、これは今回から携帯電話の空白エリアの解消を図るとなっていますが、あと町内にどれくらい残っているのか、あと今後も継続する考えなのか、お伺ひします。

あと9ページ、11番、移住定住相談体制整備事業で、今年度から

移住相談窓口の業務に町内視察ツアーや就労体験ツアーとなっていますけれども、就労体験というのはどういったことを考えているのかお伺いしたいと思います。

あと11ページの11番、子育て支援拠点施設整備事業、まだ整備段階だと思えますが、もし完成したら子供たちの自由時間を増やすのは分かるんですけれども、やはり子供一人一人それぞれ時間帯が違うと思うんですね。だから今、スクールバス等とかで通っていると思うんですけれども、その送迎をどう考えているのか。

あとページ24ページの5番の児童クラブ、これも同じくやはり送迎をどう考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本幸一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えします。

ページ8ページの番号7番、携帯電話エリアの整備事業のご質問をいただいております。こちらにつきましては、今回、津島地区の2か所の基地局の再整備ということで、こちらを整備しますと、津島地区での主にお宅周りや幹線道路はカバーできるものと思っております。町内にそのほか残っているかというご質問でございますが、津島地区は一旦これで完了で、今、解除になっている区域もおおむね不感エリアはないものと認識しております。今後は畑川地区、あそこが携帯電話の基地局がない、震災前からない状態でございますので、そちらを事業計画して、そちらにも携帯電話が通じるように、そういった事業を計画しているところでございます。

もう1点目、9ページの番号11番、移住相談窓口の就労体験のご質問でございます。こちらにつきましては、移住相談窓口の受託事業者と浪江町内の事業者、関係性を築いている事業者が多くありますので、例えば農業部門、サービス部門、製造部門なんていうことで、その部門分けをしまして、移住を考えている方が浪江町に来た後にどういった職業につけるかということで、どういった仕事があるのかということで、2泊3日くらいで就労も含めた体験をしていただいて、移住をイメージしやすくしていただくということで考えている事業でございます。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） それでは、ご質問にお答えいたします。

予算資料の11ページ、11番、子育て支援拠点整備事業につきましては、病児・病後保育や教育支援センター、そして子育て支援拠点としての相談事業などを実施する予定でございます。基本的には、こちらを活用される保護者の方が子供さんを連れてくる、そういっ

た想定をしてございますけれども、教育支援センターは、不登校の子供さんなどの居場所として考えてございますので、朝スクールバスで登校してきても、なかなか学校に足が向かないときに、このセンターを活用いただいて、参加できる授業などには徒歩で学校に行っていたらいいような、そのような想定をしてございます。基本的には保護者様の送迎ですが、一部はそういったことも活用しながら、よりよくお使いいただけるように努めてまいりたいと考えてございます。

もう一つ、児童クラブの整備につきましても同様でございます、学校から、まず子供たちは徒歩でこちらまで来ていただいて、ご活用いただいた後は、保護者様のお迎えでお帰りいただくということになります。

以上でございます。

○議長（山本幸一郎君） ほかに質疑ありませんか。

3番、鈴木幸治君。

○3番（鈴木幸治君） 私のほうから2点ほどお伺いしたいと思います。

まず1点、8ページの1番でございます。これは9番議員の質問に重なる部分があるかと思っておりますけれども、私のほうから、総合窓口に関しては過去にも何回も検討した経過があります。それで、検討はするけれども、実施に至ったということはありません。ということは、その総合窓口のほうでどのように対応するか、またはどのような職員を配置するかということで、いろいろ課題があったのかなというふうに考えております。それで8年度、新規事業としてこの窓口を設置するということになります。そうした場合、役場のほうにお客さんが来ました。総合窓口のほうにお尋ねをしました。総合窓口は、じゃここはこの係ですねということで、口頭でお客さんのほうに伝えます。それで終わりなんですか。私が聞きたいのは、総合窓口にお客さんが来たときに、関係課、関係係のほうに、今こういうことにお客さんが来ていますよというような連携を取っていただきたい。その辺の考えについて、ひとつお伺いをしたいと思います。

それからもう1点、8年度もかなりの時間外が計上されております。その時間外手当について、各課の積算というものが当然あるかと思うんですけれども、その各課に配分する時間外手当の算出基礎についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 山本副町長。

○副町長（山本邦一君） それでは1点目のご質問、総合窓口案内の設

置について、先ほども総務課長のほうで答弁させていただきましたけれども、確かに総合窓口について、これまでいろいろ議論してきた経過がございます。過去にですね。ある程度の総合窓口において、定例の申請とかそういうものも受付できるような形が一番望ましいということで、かなりの職員を例えば二、三名置いて、一旦集約して、そこで申請関係の部署に持っていくんじゃないかというようなことも検討したことはございます。ただ現実的に、なかなか全ての業務について、そこで説明できるというのはなかなか困難だということで、今まで総合窓口案内業務については、係的な配置はしてこなかったという経過がございます。

それで今回の業務でございますけれども、やはり窓口案内業務が中心になります。課長が申しあげましたように、1人の職員が交代交代で、そこで窓口案内。ただ、パソコンなり電話をそこに置きますので、当然ながら議員さんご心配のようなことはないかと思っておりますけれども、あと直接連携して連絡を取り合いながら、こういうお客さんが来ていますけれども、そちらのほうの案内は大丈夫でしょうかとか、対応できますでしょうかという確認等、丁寧にご案内したいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） 時間外手当のご質問でございました。

予算編成上の観点から、企画財政課長としてご答弁を申し上げたいと思います。

各課におきまして、前年度の実績などをベースに、次年度は新規事業としてこういうことがあるとか、この事業は完了したのでこの分の時間外は不要になるなどということで想定をした積算をさせていただきまして、予算要求をしていただいております。1人1人、個人の積み上げというのは人事異動もあって難しいので、平均的な単価を採用して、そこで時間外を積算しているのが一般的な積算の方法となっております。そこを基に財政の担当課としましてヒアリングを行いまして、必要性とか、その事業が本当に効率的に運用できないかと、そういった相談をさせていただきながら予算を査定して、現在の時間外の金額の積み上げとなっているところでございます。

以上です。

○議長（山本幸一郎君） 3番、鈴木幸治君。

○3番（鈴木幸治君） 総務課長のほうの総合窓口についての答弁もございましたので、それと副町長からもございました。私が心配しているのは、お客さんが来て、先ほど申したとおり各係のほうに案内をされます。それで行った先の係があっち向いてほいでは、訪れた

町民、それからお客さんのほうもどうしていいのかと、窓口に行っても誰も出てこない、そういうような苦情がいっぱいあります。そういうことを、やはり町民が快く、気持ちよく仕事を終えていくような体制というものをきちんと引いていただければというふうに思います。連携を取るということでございますので、その辺の町民に対しての対応というものをぜひ強化していただきたいというふうに思います。

それと時間外ですけれども、決して毎年度、少くない時間外手当額が計上されています。私のほうからは、各管理職、課長の方がその時間外の申請、それから最後のチェックまで十分にしているというふうには考えております。ただ、無駄な時間外をやらないように、そういう厳しいチェックをするべきだというふうに考えておりますので、その辺の職員に対するいろいろな管理を含めての徹底を強化していただきたいというふうに思います。答弁は結構です。終わります。

○議長（山本幸一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第43号 令和8年度浪江町一般会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（山本幸一郎君） ここで10時40分まで休憩とします。

（午前10時22分）

---

○議長（山本幸一郎君） 再開します。

（午前10時40分）

---

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第31 議案第44号 令和8年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第44号 令和8年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第32 議案第45号 令和8年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第45号 令和8年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第33 議案第46号 令和8年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第46号 令和8年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第34 議案第47号 令和8年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第47号 令和8年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第35 議案第48号 令和8年度浪江町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第48号 令和8年度浪江町介護保険事業特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第36 議案第49号 令和8年度浪江町財産区管理事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第49号 令和8年度浪江町財産区管理事業特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第50号の質疑、討論、採決

- 議長（山本幸一郎君） 日程第37 議案第50号 令和8年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。  
質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。  
討論を終わります。  
これより議案第50号 令和8年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立全員]
- 議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。  
よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。
- 

#### ◎議案第51号の質疑、討論、採決

- 議長（山本幸一郎君） 日程第38 議案第51号 令和8年度浪江町水道事業会計予算を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。  
質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。  
討論を終わります。  
これより議案第51号 令和8年度浪江町水道事業会計予算を採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立全員]
- 議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。  
よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。
- 

#### ◎議案第52号の質疑、討論、採決

- 議長（山本幸一郎君） 日程第39 議案第52号 令和8年度浪江町公共下水道事業会計予算を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。  
質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。  
討論を終わります。  
これより議案第52号 令和8年度浪江町公共下水道事業会計予算を採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立全員]
- 議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。  
よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

---

◎同意第1号の上程、説明、質疑、採決

- 議長（山本幸一郎君） 日程第40 同意第1号 副町長の選任についてを議題とします。  
町長から提案理由の説明を求めます。  
町長。
- 町長（吉田栄光君） 同意第1号 副町長の選任についてご説明をいたします。  
本案は、成井祥副町長が任期満了により、令和8年3月31日付で退任されることとなりましたので、新たに後任の副町長を選任するため、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。  
今回、同意を求める大内健太郎氏の略歴については、同意第1号資料に記載のとおりであります。平成18年4月に福島県に入庁され、勿来土木事務所、いわき地方振興局、地域づくり総室、教育庁人事総室を経て、現在は地域づくり総室エネルギー課でご活躍されており、県職員としての行政経験も豊富であり、実務経験を通じた知識を有しておりますので、当町の復旧復興事業の推進に当たり、適切な判断を下ろし得る方であります。  
このことから、副町長として適任であると考えておりますので、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

- 議長（山本幸一郎君） 以上で提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。  
質疑を終わります。  
これより同意第1号 副町長の選任についてを採決します。採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立全員]
- 議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。  
よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（山本幸一郎君） 日程第41 発委第1号 浪江町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。  
事務局長より朗読させます。  
[事務局長朗読]
- 議長（山本幸一郎君） 提出者の議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。  
議会運営委員会委員長、鈴木幸治君、登壇願います。  
議会運営委員会委員長。  
[議会運営委員長 鈴木幸治君登壇]
- 議会運営委員長（鈴木幸治君） 発委第1号について、条例改正の提案理由説明をいたします。  
浪江町課設置条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管を変更するため、所要の改正を行うものであります。  
ご審議のほどよろしくお願いたします。
- 議長（山本幸一郎君） 以上で提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。  
質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。  
討論を終わります。  
これより発委第1号 浪江町議会委員会条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第42 発委第2号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

事務局長より朗読させます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（山本幸一郎君） 提出者の議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、鈴木幸治君、登壇願います。

議会運営委員会委員長、鈴木幸治君。

[議会運営委員長 鈴木幸治君登壇]

○議会運営委員長（鈴木幸治君） 発委第2号の提案理由についてご説明申し上げます。

職員等の旅費に関する条例の改正に伴い、日当の廃止等のため、所要の改正を行うものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより発委第2号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本幸一郎君） 日程第43 発委第3号 町議会等の要求により出頭又は参加した者に対する実費弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

事務局長より朗読させます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（山本幸一郎君） 提出者の議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、鈴木幸治君、登壇願います。

議会運営委員会委員長、鈴木幸治君。

[議会運営委員長 鈴木幸治君登壇]

○議会運営委員長（鈴木幸治君） 発委第3号の提案理由についてご説明申し上げます。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正に伴い、日当の性質を有する加給を廃止し、所要の改正を行うものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本幸一郎君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本幸一郎君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより発委第3号 町議会等の要求により出頭又は参加した者に対する実費弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山本幸一郎君） 起立全員であります。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

---

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について

○議長（山本幸一郎君） 日程第44、委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長並びに各特別委員会委員長から、タブレット端末の格納した申出書のとおり、閉会中の継続審査または調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査または調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本幸一郎君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査または調査することに決定しました。

以上で、今期定例会に付された事件は全て終了しました。

---

### ◎町長挨拶

○議長（山本幸一郎君） ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

町長。

○町長（吉田栄光君） 今期定例会が閉会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、去る3月10日の本定例会開会以来、熱心にご審議をいただき、提案いたしました全ての議案についてご賛同いただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

審議の過程でいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の町政執行に十分生かしてまいりたいと考えております。

東日本大震災と原発事故から15年が経過いたしました。15年前の全町避難から町民の生活再建、ふるさとの復興を成し遂げるため、令和3年度に策定しました浪江町復興計画【第三次】に基づき、これまでの間、様々な施策に取り組んでまいりました。

令和8年度からは新たな復興のステージとなる第三期復興・創生期間を迎え、今回ご承認いただきました浪江町復興計画第三次後期計画と合わせて町が目指す将来の姿である「夢と希望があふれ 住んでいたいまち 住んでみたいまち」を実現するため非常に重要な期間となります。

当初予算につきましては、次のスタートの予算として、計画に掲げる施策を効率的、効果的に取り組み、着実な推進を図れるよう実行してまいります。特に帰還困難区域の再生は非常に重要な課題と捉えております。

一般質問においても答弁をさせていただきましたが、引き続き除

染及びインフラ整備を着実に進め、帰還困難区域全域の避難指示解除とともに、我々の大切な財産である山林と主産業の再生に尽力を  
してまいる考えであります。

また、ご承認いただきました町の復興シンボルとなる浪江駅周辺  
整備事業による公営住宅をはじめ商業施設や交流施設、産学官連携  
施設の整備によって、町民の帰還促進や新たな交流による移住・定  
住施策を推進し、居住人口の増加を図ることで町のにぎわいの創出  
につなげてまいる考えであります。

様々な課題を抱えつつも歩みを止めることなく、復興に向け着実  
に前進をしております。真の復興を果たし、安心して過ごせる町を  
次の世代に引き継ぐため、私をはじめ新たに迎える大内副町長と共  
に職員一丸となって取り組んでまいりますので、引き続きのご支援、  
ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、予算の整理のため令和7年度一般会計及び特別会計の最終  
補正予算については、3月末で専決処分をさせていただきたいと考  
えておりますので、ご了承くださいますようお願いいたしま  
す。

結びに、春の息吹を感じる今日この頃、議員各位のご健勝をご祈  
念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

---

#### ◎閉会の宣告

- 議長（山本幸一郎君） 以上をもって、本日の会議を閉じます。  
これをもって令和8年浪江町議会3月定例会を閉会します。  
ご苦労さまでした。

（午前11時06分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

浪江町議会議長 山 本 幸 一 郎

署 名 議 員 佐 々 木 茂

署 名 議 員 半 谷 正 夫